

紀に、饒速日命の天降り坐す事を、乘天磐船而、天降坐於河内國河上嘯峯、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、云々と有るなど、共に由有る事になむ有ける。又神名式に、丹波國天田郡天照玉命神社所見たり、國造本紀に、丹波國造、志賀高穴穗朝御世、尾張同祖、建稻種命四世孫、大倉岐命定賜國造と所見たるを、天孫本紀に依るに饒速日命十二世孫と有りて、此は天香山命の末なり、若て、和名抄郷名に、天田郡六部、雀部、神戸など有る六部は、姓氏錄(右京神別下天孫)に、六人部火明命五世孫、武礪目命之後也と見え、又(山城國神別天孫)六人部連、火明命之後也、又(攝津國神別天孫)六人部連、火明命五世孫、建刀米命之後也、又(河内國神別天孫)身人部連、火明命之後也と見え、天孫本紀に、饒速日命五世孫、妙斗米命、六人部連等祖と見え、又六世孫、建手和邇命、身人部連等祖と有る是なり、偕其の六人部と云ふは、傳十七に云へるが如く、其の祖天火明命、彼の八咫鏡を作り奉る時に、日神の大御身の度に本著きて、其の御靈鏡を造り奉れるに因れる氏なるにて、身取部の義なり、後に其の氏人の鏡作の事は仕へ奉らず成れども、六月、十二月晦の御贖に、天皇の御身の長を取り奉れる節折の料の小竹は、山城國六人部氏より奉る例なる事、傳十七に云る如くなるも、猶身取の職を傳へたる者なりかし、次に雀部は、饒速日命九世孫、玉勝山代根古命、山代水主雀部連等祖と有りて、右の二氏共に天香山命の裔なるなり、又神戸は此の神社の封地と見え、郡名の天田は天照の略と聞ゆるなど、少縁の事には非ずなむ有りける、此を以て、火明命、饒速日命一神にして、即ち天照御魂神に御在し坐す、第五證に備ふ可き者なり、(猶又、傍證とも云ふべきは、和名抄郡名に、氷上比加三、郷名に、氷上比加美と有るなるに、熱田縁起に、宮酢姫命を火上姉子神と崇へるも、尾張氏の女なれば、思ひ合さる

事、傳二十三卷に云へるが如く、又姓氏錄左京神別上天神に、冰宿禰石上同祖、神饒速日命六世孫、伊香色雄命之後也、河内國神別天神に、氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫、伊已灯宿禰之後也と見えたるを、天孫本紀にも、饒速日命十一世孫、物部鍛冶師連公十二世孫、物部大前宿禰連公、共に冰連等祖と有り、又神名式に、氷上郡高座神社は、天孫本紀に、天香語山命、天降、名手栗彦命、亦名高倉下命の有るに合ひ、又新井神社見えたるは、次に云ふ攝津國新屋に坐す天照御魂神社に同じく、又神野神社、其の桑田郡にも見えて、饒速日命に坐す事、次に云へるが如く、又其の何鹿郡に賀美、又八田、又吉美、又物部、又三方等の郷名有るをも思ふ合す可し、又神名式に同郡高藏神社見え、偕、右の賀美は鏡なる可く、八田は、同式に丹後國與謝郡矢田部神社有る其と一にて、上なる大和國鏡作神の下に云へるが如く、八咫鏡の御事にて、崇神天皇六十年御紀に、矢田部造遠祖武諸隅と有る、此の命に由有る地名なり、神社なり、吉美は善美にて、鏡を稱たるなり、物部は饒速日命の末流なる事、今云ふ限に非ず、此の社に、菴種の丹波氏に由有る事、上なる木島社の下に云へるが、續紀三十八に、天田郡大領、丹波眞廣麻呂と云ふ人名見ゆ、其より此の郡に住みたるなどの由なめり、丹波忠持朝臣歌に、「大江山昔の跡の絶えせぬは天照る神も阿波禮とや見む」と詠みたりき。又、攝津國島下郡新屋坐天照御魂神社三座、(竝名神大、月次、新嘗、就中、天照御魂神一座、預相嘗祭)和名抄郷名に、新野、爾比夜と有り、此の國に八部郡八部郷有り、兔原郡に覺美郷有るは更なり、能勢郡野間神社は同神に坐す事、下に云へるが如く、姓氏錄攝津國神別天神に、六人部連、尾張宿禰同祖、火明命五世之孫、建刀米命之後也と有るなど、大に由有る事なり、偕此の三座の事は、仁明天皇御紀に、嘉祥二年十二月庚辰朔甲午、

奉_レ授_レ在_三攝津國島下郡、伴馬立天照神、伴酒著神從五位下と有りて、伴馬立神、伴酒著神二座を合せたるなり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_三攝津國從五位下勳八等、新屋天照御魂神從四位下と見えたるに、同五月廿六日辛巳、攝津國從五位下新屋坐天照神、伴酒著神、竝授_三正五位下と有る天照神は誤にて、伴馬立神と有るべき所なり、倭姓氏錄（河内國未定雜姓）に、新家首、汗麻惠足尼命之後也と有る、惠は志を誤れるにて、宇麻志麻治命なる事著明し、天孫本紀に、饒速日十一世孫、物部竺志連公、新家連等祖と見えたる、是亦天照御魂神、饒速日命同神なる第六證なり、猶云は、宣化天皇元年御紀に、物部大連龜鹿火宜道_三新家連、運_三新家屯倉之穀と有るは、尾張國と伊賀國との間に被_レ載たれば、伊勢國なる新家なりけり、上代本記、豐受大神御遷幸の所に、次山邊行宮御一宿と有る下に、今號_三壹志郡新家村と見え、神名式に同郡物部神社有る、即ち新家村に坐すと云へり、皇太神宮儀式帳に、度會乃山田原立_三屯倉と、新家連阿久多督領磯連牟良助督仕奉と有るは、孝德天皇の御世に其の新家の屯倉を度會郡に移されたる由なり、是亦新家は物部氏に由る證にして、伊勢なるぞ本なりける、又、和名抄郷名に、河内國志紀郡新家、伊賀國阿閉郡新居、尾張國海部郡新家など有るに、其の本國神名帳に、海部郡從三位上新屋神社見えたるを、天野信景が集説に、天照太神なる由云々は、右の天照御魂神に坐すにて、皇太神とは同じからざるなり、又右の物部竺志連公に思ひ合す可きは、和名抄郷名に筑前國席田郡新居（爾比井）と有り、又郡名に伊豫國新居（仁比井）と有るは、本は神野郡と云ひけるを、嵯峨天皇の御諱に同じきを以て被_レ改たる由、日本後紀に所見たるが、神野も新居も、共に饒速日命に縁有る事なり、其は傳十に委しく註へるを、天孫本紀に、饒速日命十四世

孫物部老古連公、神野連等祖と有るを證と爲べく、又神野は鏡主と云ふ事にて、鏡作の謂なるを思ふ可し、又神名式に、越後國磐船郡石船神社は、大同類聚方に、毛乃々部藥、物部臣等之家傳、天磐船神社、云々と云へるは、饒速日命の、天磐船に乗りて天降らせ給へる由の神名なるも、物部臣との事合ひたるに、今岩船浦と云ふ地に坐せど、舊地は神野村なりと、桂譽重が話れるも思ひ合す可し、倭新家、新居、相通ひて同じ事なるが、攝津國、尾張國の新家は、爾比夜と訓むべし、伊勢國なるは、爾比能美なり、和名抄郷名に、讚岐國河野郡新居（爾比乃美）と云ふ例有り、又伊豫國、筑前國なる新居は爾比章なり、名義は、姓氏錄（右京神別下天神）丹比宿禰條に、即以_三色鳴爲_レ宰、令_レ領_三丹比部戶、因號_三丹比連、遂爲_三氏姓、其後庚午年、依_レ作_三新家、加_三新家二字、爲_三丹比新家連と有ると同じ義にて、物部氏の新家なる由なるが、新家を爾比能美と訓むは、公に請ひ奉りて、更に屯倉を建てたりし由來に因れる者と聞えたり、（右の伴馬立神伴酒著神の伴は、大伴氏の事なるが、天照御魂神の御伴神の由なるか、詳ならず、又馬立神も未だ考へ得ず、酒著神は、酒解神にて、彼の梅宮に坐す神と同神に御在し坐すにや、猶考ふ可き事なり、倭右の新居を、仁井と書く所も有り、周防國佐婆郡に仁井村と云ふ有るを、和名抄郷名に、吉敷郡八田と云ふ有る事、上に云へる矢田部の由に思ひ合す可し、又紀伊國名草郡に、仁井邊村と云ふ有る、此は其の名勝圖會に、二井、此井を以て、仁井邊の名有り」と云へれば、此の新居の例には非ず、又、予が本生の地、即ち淡路國津名郡仁井村なり、隣りて久野々村と云ふ有るを、其の仁井村に跨りて、栗村山廢帝院常隆寺と云ひて、高山上に崇道天皇の御寺有り、其の栗村は久流須の由なり、姓氏錄河内國神別天神に、栗栖連、神饒速日命子、于摩志摩治命之後也と所見たれば、仁

井は新居にて、其の物部氏の族の生まれし地なりし事知らる、和名抄郷名に、津名郡物部毛乃倍と見え、神名式に、同郡河上神社、姓氏錄右京神別下天神に、川上首火明命之後也と有るなど、旁山有るなり、又、播磨國揖保郡揖保坐天照神社（名神大）と有るを、臨時祭式には、粒坐と作り、和名抄郡郷名共に、揖保、伊比保と見えたる是なり、其の揖保は、五百木より伊福と約まり、其より伊保と轉れるなり、新續古今集に、「深き夜に寢覺めて聞けば播磨湯伊保の湊に千鳥啼くなり」と所見たる是なり、然れば、和名抄に伊比保と有る、比字は粒字に就きて添はれるなめり、偕此の社、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授播磨國從五位下勳八等粒坐天照神從四位下と有れども、日神には御在し坐さず、天照御魂神に坐せり、同錄、同四年の下に、播磨國揖保郡人、雅樂寮笛生、伊福部貞、復本姓五百木部連、火明命之後也と有る是なり、姓氏錄（河内國神別天孫）に、五百木部連、火明命之後也と見え、又（左京神別下）伊福部宿禰、尾張連同祖、火明命之後也、又（山城國神別）伊福部、火明命之後也、又（大和國神別）伊福部宿禰、天火明命、天香山命之後也、又伊福部連、伊福部宿禰同祖など所見たり、景行天皇四年御紀に、天皇幸美濃、（中略）仍喚八坂入媛爲妃、生七男六女と有る中に、五百城入彦皇子、五百城入姫皇女御在し坐すを、古事記には五百木と作るを、和名抄郷名に、尾張國海部郡伊福と有り、又神名式に、葉栗郷伊富利部神社、宇夫須那神社など有るを、埃囊抄に、若栗郷云々、風土記、此郷盧入姫命降誕之地也と見えたる、此を以て其の産土なる事を思ふ可く、又其の地名を以て御名と爲る事をも知るべし、伊富利は伊富伎に同じ、神名式に、河内國若江郡若江鏡神社、意伎倍神社有るは、息部と云ふ事にて、五百木部の謂なり、天孫本紀に、天香山命九世孫、若都保

命、五百木部連祖、次置部與會命と有る置部も、息部なる可きに思ひ合す可し、偕又、其の六世孫、建多乎利命笛連等祖と所見、又姓氏錄（河内國神別天孫）に、笛吹連、火明命之後也と有る、此を以て、右の五百木部は氣吹部にて、職員令義解に謂ゆる、雅樂寮、笛生六人、掌習雜笛、笛工八人、（謂供此國樂、而吹笛者、其唐國以下諸樂者、吹笛之人、各在其樂生中也）と云へる笛生笛工などの部を云ふ稱なり、此等の所由を思ひ合すれば、此の天照神即天火明命に渡らせ給へる事著明し、是其の第七證なり、（又雄略天皇三年御紀に、阿閉臣國見、讒梶幡皇女與湯人盧城部連武彥曰、武彥汗皇女而使妊身、武彥之父枳苜喻聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於盧城河、云々と所見たるも其の氏なり、盧城河は、伊勢國一志郡家城村と云ふ所なり、里人は、家城と書きて伊保知と云ふとぞ、其の外、諸國に伊福と云ふ地名の多在るは、此の揖保の如く、其の氏人の住めるに因れるなり、）右にて、天照御魂神と申すは饒速日命に御在し坐す御事を明らめ奉る時は、其の鏡作神と申すは、其の天照國照彥天火明櫛玉饒速日命に渡らせ給ふ事著ければ、此に鏡作部遠祖、天糠戸者と有るは、愈其の神に坐す事違ひ無く、次なる第三一書に天抜戸兒已凝姥と有るは、饒速日命、天香山命御父子の御事見え、又天照御魂神と申すは、天照太神の御魂の鏡神と申す義なる由、上に云へるが如く、又右に、新屋神揖保神を、唯に天照神と申せるも、日神の御像鏡を作り奉らし由に縁れる御名なるを、猶諸國に鏡作神の證とも成るべき事もやと見以て行くに、神名式に、河内國高安郡天照太神、高座神社二座、（竝大、月次、新嘗、元號春日戶神）と有る、此を清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授河内國從五位下春日戶神從五位上、と有りて、春日戶神と申せるを、同式に春日社坐御子神社有るは、和名抄

郡名に、尾張國春日部加須我倍と所見たる其地より遷し奉れるなる可し、然れば、此天照も、上の例に阿麻呂留と訓みて、其の天火明命の御事なり、高座神は其の御子高倉下命に坐せば、饒速日命、天香山命二柱並び坐せるにて、其の御子社は、宇摩志麻治命に坐すにや、神名式に、尾張國春日部郡味鏡神社、物部神社相並び給ひ、山田郡尾張神社は、次に云ふ如く、天香山命なるを以て證と爲すべし、又、河内郡石切劔箭命神社二座は、石凝姥命、天津麻羅命に坐す事、傳十八に註へるが如し、又、若江郡若江鏡神社の御在し坐し、姓氏錄（河内國神別天神）に、矢田部首、神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と見えたる矢田部は、八咫鏡を造る部を云ふは更なり、和名抄郷名に、茨田郡伊香、以加々と有るは、上に云へるが如く、鑄鏡の義なるに思ひ合す可くなむ、是其の第八證なり、（鏡を加賀と云ふは、和名抄郷名に、大和國城下郡鏡作、加々都久利と有る是なり、又、河内國郷名に、古市郡新居、河内郡新居など有るも、皆天照御魂神に由有る事已に註へるが如し、）又、尾張國中島郡眞墨田神社（名神大）と有る、本國神名帳に、正一位眞墨田大名神と有る是なり、墨字塙本には清に作り、一本には明と書けり、仁明天皇御紀に、承和十四年十一月癸亥朔癸酉、奉授尾張國無位大縣天神、眞清田天神二前、竝從五位下、文德天皇實錄に、仁壽元年十一月辛巳、詔以尾張國眞清田・大縣兩神、列于官社、同三年五月辛亥、尾張國從五位上眞清田神、竝無位大縣神、竝從四位下と有る、此の無位は不審ながら、此の二神、相並びて其の事に預り給ふに故有るべし、同七年七月二十六日、授尾張國從四位上眞清田神正四位上とも有り、楮、眞清田は、上に云へるが如く、眞澄鏡に依れる神名なるに、其の相並び給へる大縣天神は、丹羽郡大縣神社、（名神大）と有る是なり、右の縣字は、懸の本字なれば、加々須

と訓むべくして、傳十八に已に説ける、天懸太神、國懸太神の懸に同じく、鏡を稱たる御名なれば、其の大縣神、眞清田神相並び御在し坐す事、必ず所由有るべき者なり、如く此く思ひ掟て、吉見幸和が宗廟社稷問答を閲るに、眞清田神社者、一宮記、爲大己貴命非也、成務天皇朝、以天別天火明命十世孫、小止與命、定賜尾張國造、今所祭愛智郡我麻神社是也、先是、尾張氏上祖等、歷世居當國、景行天皇朝、日本武尊東征之日、所從師之建稻種命者、小止與命之子、而祭春日部郡内々神社、其祖天香語山命者、祭同郡尾張神社、凡尾張氏遠祖等、所祭國內者、三十餘座、其所出自遠祖天照國照彥火明命、祭之中島郡眞清田神社、以稱當國一宮、眞清田首、眞清田曾禰連、眞髮部造等遠祖也（下略）と云へる、信に然る事なり、但、右に眞清田首と云へるは、姓氏錄（大和國神別天神）に、眞清田首、伊香我色乎命之後也と有る、神字を清に作れる本も有りしにや、又（左京神別上）眞神田曾根連、神饒速日命六世孫、伊香我色乎命男、氣津別命之後也、又（山城國神別）眞髮部造、神饒速日命七世孫、大賣布乃命之後也と有る是にて、何れも天火明命の末なる、信に證すに足れり、若て右の丹羽郡大縣神社を、天野信景が、本國神名帳集説に、柳莊二宮村本宮坐山頂、號眞神山、（神或作眞靈）本州二宮也と云へり、右の眞神田、眞神山共に、神は鏡の中略にて、眞鏡田、眞鏡山の義と聞ゆれば、眞清田の謂に同じくして、即ち鏡に因れる名なるを知るべく、又上に云へる伊香我色乎命の香我の、鏡の義なるを明らかめ、然此の眞墨田、天縣兩社の、饒速日命に御在し坐すべき御事を曉る可き者なりかし、是其の第九證なり、（其の大縣神は、清和天皇實錄に、貞觀元年二月十七日癸卯、授尾張國從二位熱田神正二位、從四位下大縣神從四位上、伊勢國正三位多度神從二位、同十九日乙巳遣正五位

下守右中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人、向伊勢國多度神社、尾張國熱田・大縣等神社、奉神位記財寶と有る、熱田神は草薙劍なり、多度神は天津日子根命なり、大縣神は饒速日命なり、其の三神に如此く會釋し奉る事、故有るべし、又同十五年八月十三日、授尾張國從四位上大縣神正四位下とも有りて、眞墨田神社よりは神階も後れさせ給へれども、本國神名帳には、同じく正一位大縣大明神と見えたるなり、但、天孫本紀に、邇羽縣君祖大荒田と云ふ人名有れば縣は阿賀多と訓むべきが如くなれども、此の大縣神社を、眞神山に坐すと云へれば、猶其も縣を加々須と訓むべく、又承和十四年御紀に天神と有るを以て、其の縣君の祖には非ざる事を知るべし、偕、右の神田の事に就きて、三代實錄貞觀四年の下に、眞神田朝臣今雄、賜姓大神朝臣、大三輪々根子命之後也と有るは朝臣の姓なれば、右とは別なり、但此等の事に依りて、眞墨田神社を、大己貴命と云ふ一説も有りしなる可し、何れにしても、此は天火明命を祀れるなり、又、和名抄郷名に、伊豆國田方郡鏡作、加々美豆久利と見え、新居は上新屋坐天照御魂神社の下に云へるが如く、直見(多々美)は鏡に就きたる美詞なれば、此の三郷共に其の鏡作氏の住へる處なるを、尸令に、凡戸以五十戸爲里と有る御定より後に唱へ別てる者なる可し、若て、神名式を閲るに、同郡金村五百氣和氣命神社金村五百材咩命神社と所見たる金村は、金之村と訓むる可し、天孫本紀に、天火明命十五世孫、尾治金連と云ふ人所見たるに、式に、尾張國山田郡金神社、本國神名帳に、從三位上天神と有る是なり、又、中島郡正一位金天神と有る、其は式外なれども同神なるにて、金とは鏡を造る料の金に由る神名又は人名なりと聞ゆ、傳十三に註せる伊豆權現の山を日金嶺と云へるが、其の神は相模國高來寺村と云ふより神鏡にて移し奉れるが、本名久地良山を

改めて其より日金嶺と云ひ、日金者、光如日、昔如金故也と云ふは、全く鏡の事を云ふなり、若て和名抄に、相模國高座郡高座郷有るは、天香山命に由るなど、其の本國尾張より先づ其の國に移り、其より伊豆に移れるなれり、五百君は五百材と書けるも、共に上に謂ゆる五百木にて、姓氏錄(河内國神別天孫)に、五百木部連、火明命之後也と有るに思ひ合す可く、又同式に、尾張國葉栗郡伊富利部神社見え、愛智郡伊福神社、其を本國神名帳に、從三位上伊富利之神と見え、又、和名抄郷名に、海部郡伊福とも有りて、其の本國尾張の地名なるを、其の祖神に負せ奉れるにて、鏡作連は、天火明命、天香山命の裔なるを思ふ可し、是れ其の第十證なり、偕、又其の田方と云ふ郡名も、尾張より移せりと聞えて、式に、丹羽郡田縣神社、其を本國神名帳に、從三位上田方天神と有るを以て證と爲べし、如此く、其の郡名をさへに、本國の神名を以て移せるは、此も鏡作の謂れなどを以て云へるにて、若くは八咫形と云ふ事にて、其の作る鏡の形より云ひ出でたるには非じか、舊事紀に、日本武尊子武田王、尾張丹羽建部君祖と有るも、右の尾張の田方の地名を以て負せたる者なるにこそ、又神名式に、美濃國各務郡村國眞墨田神社有るは、村國と云ふ地に、右の眞墨田神社を尾張より移し奉れるなり、和名抄郡名に各務加々美と有るは、鏡と云ふ事と聞えて、愈由有り、又郷名に、村國郷、各務郷も所見たり、清和天皇實錄に、貞觀四年五月十三日、美濃國厚見郡人、六人部永貞等三人、賜姓善淵朝臣、天孫火明命之後、武厲目命之裔孫(下略)と有るに、神名式に、厚見郡物部神社有るは、其の祖天火明命を祀れるなり、同八年七月廿六日戊辰、美濃國各務郡大領、各務吉雄、厚見郡大領、各務吉宗と云ふ二人同じ各務氏にて厚見各務兩郡の大領なるは、其の頃世に盛えたる豪族と所見たり、天孫本紀に、天火明命+

一世孫、物部鍛冶師連公、鏡作連等祖と有れば、其の同族なるにて允に當れり、若て六人部は、上に云へるが如く身部取にて、日神の御身長に象どりて、八咫鏡を仕奉れる、天香山命の祖名を傳へたる氏なり、又各務氏は其の鏡作の謂にて、上なる尾張の眞墨田神社の下に云へる事共に信に相叶へり、是天火明命、饒速日命、一神に御在し坐して鏡作神と坐す第十一證なり、(又厚見と云ふも、鏡の善く見ゆる義を以て云ふには非ざるか、又六人部を改めて、善淵朝臣の姓を賜へるは、其の善淵若地名ならずば、善縁にて、鏡の縁を善く成し工める由ならむか、又續紀に村國連と云へる氏は、右の各務と同氏にこそ、和名抄郷名に、大和國添下郡村國矢田と有る、矢田は上に云へる如く、八咫鏡の謂なると、此に村國眞墨田神社と續きたると、大に合へり)又日本後紀に、弘仁十三年三月丙辰、割越前國江沼加賀二郡、爲加賀國と有りて、和名抄に加賀國加賀郡と見えたる加賀は、鏡の義なる事、上に引ける和名抄郷名に、大和國城下郡鏡作、加々都久利と見え、又其の饒速日命の六世孫伊香我色乎命と申すも、鑄鏡石凝雄命の義なるなどはなり、神名式に、野間神社、神田神社、下野間神社見えたる、其は天孫本紀に、饒速日命十四世孫、物部金連公、野馬連、借馬連等祖、目大連之子と有る、金連は右に云へる尾張金連と同じく、金とは鏡の謂なり、又神田神社は、上の眞墨田神社の下に云へる眞神田の略にて、其も本より鏡に由る事なるに、和名抄郷名に、江沼郡八田、也多、能登國能登郡八田、也太、越中國磯波郡八田、越中國新川郡布留などの有るは、神名式に攝津國能勢郡野間神社有るを、志に、今稱布留宮と云ひ、和名抄郷名に兔原郡覺美有り、村名に今も御影と云ふ地有り、又郡名に八部、夜多倍、郷名に八倍、也多倍と有るなどの所以に、何れも思ひ合す可き所謂になむ有りける、借、此の野間神社は、尾張國本國神名帳に、智

多郡從三位上野間天神と所見たれば、其に起れるなり、次に云ふ伊豫國野間郡野間神社(名神大)を、三代實錄に、天皇神と見えたるは、皇神と云ふ事の由、下に云ふが如くなれば、其の物部の遠祖にて、然稱へ奉る程の貴神は、何神か御在し坐さむ、決めて饒速日命に御在し坐しつ可き事、心を平らにして考ふ可き者なり、是其の饒速日命即鏡作神に坐す第十二證なり、(但、其の金連公は、猶天孫本紀に、十三世孫物部金連公、借馬連、野間連等祖と有りて、物部目連公の弟なり、然るに右に引けるは十四世孫にて、下に目大連之子と見えて、世も隔らざるに同名の人の續きに、二人有るは甚疑はしき事なり、故に思ふに、其の實は十三世孫なるを、目連の子と成して其の家を繼ぎたりし故に、十四世孫にも出でたるにや、何れも其の下に子孫の姓氏を擧げたるに、目連公の下に其事無きを以て證と爲すべし、右の借馬連は、和名抄郷名に、加賀國石川郡笠間、加佐萬と見え、神名式に同郡笠間神社有る、其の地に因れる姓なるにこそ、)又和名抄郷名に、阿波國阿波郡香美、加々美と有るも、鏡の謂なり、又板野郡新屋、名方東郡新井(爾比井)、勝浦郡新居(爾比乃井)と有る郷名は、饒速日命の神裔の住める地なる事、上新屋坐天照御魂神社の下に云へるが如し、若て、神名式に、麻殖郡天村雲神、伊自波夜比賣神社見えたる、其は天孫本紀に、天火明命孫天村雲命、(亦名天五多底)と有る此の神にて、亦名を天五多底命と有るも、鑄立と申す事にて、鏡作の謂なり、又三世孫天忍人命、此命異妹角屋姫、亦名葛木出石姫爲妻と有りて、右の天村雲命の女なるが、出石は鏡を鍛す時の寶石を云へるにて、伊自波夜は石榮の義なる可きを思ふに、決く右の二神に坐すべし、其の鐵礪の事は傳十八に已に註へり、又、同郡伊加々志神社は、伊香我色雄命なる可く、其れ即ち鑄鏡石凝命なる由、已に註へり、又天水沼間比古神社有

り、天孫本紀に、饒速日命十四世孫物部阿遲古連公、水間君等祖と有りて、由る事共なり、此を以て、右の香美は鏡の謂なる事を知るべく、又、天香語山命の兒、天村雲命にも、鏡作の功坐すを思ふ可く、是天山命、石凝姥命、同神なるを明らむる證なる上は、饒速日命、天糠戸命、同神に渡らせ給へる第十三證なり、(又、同式、那賀郡和耶神社、和名抄郷名に、和射と有るは和耶の誤なる可し、又海部、加伊布見えたるに、天孫本紀に、天香語山命十世孫、淡夜別命、大海部直等祖と有るは、其の本國尾張國海部郡海部郷より移せる地名なる可し、陽成天皇元慶二年實錄に、山背忌寸大海全子、以奉幣氏神、向阿波國と有る山背忌寸は、傳十三に云へる天津彦根命の未なるには非ずして、山代直の族にて、饒速日命の後なり、若て其の淡夜別命は、其の阿波國に別れ給へる意の名にて、和耶は其の略なる可し、淡は阿波、沫は阿和、假名違へれども抱はる可からず、)又、和名抄郷名に、讃岐國香川介加波と有るは、鏡川の略なる可し、神名式に、同郡田村神社、(名神大)一宮記に猿田彦命と所見たり、然るに、同抄郷名に、土佐國香美郡田村、多無良と書せり、其の地より移せる地名ならむか、大同類聚方に、鏡樂、讃岐國香川郡田村社傳方云々と有る、此を以て郡名川鏡川なる事を知りて、更に其の所由を索むるに、神名式に那珂郡神野神社、天孫本紀に、饒速日命、物部老古連公、神野連等祖と所見たれば、上に云へるが如く、其の饒速日命に渡らせ給へる事論無し、然れば、神野は鏡主と云ふ事の約りたる者とぞ聞えたる、又那珂郡高屋神社、姓氏錄(河内國神別天神)に、高屋連、饒速日命十世孫、伊已止足尼大連之後也と有る、此は天孫本紀に、九世孫物部五十琴宿禰連公、(膽咋宿禰之子)と有る人なるが、其の父膽咋は鑄組なるに對ひて、鑄事と云ふにて、事は業なり、共に鏡作の事に因れる名なり、其の膽咋宿

禰の從弟、武諸隅連公、大母隅連公二人の諸隅は、眞澄と云ふに同じき由、上に已に云ひ、其の膽咋宿禰の弟、物部片堅石連公と云へるも、傳十八に云へる古事記に、取天安河之河上之天堅石、云々令作鏡と有ると同じ義の名なり、又其の弟物部印岐美連公と云ふも、鑄君と云ふ意なる可きなど、皆其の鏡作の功に依りて負へる名なるを知るべし、又大内郡水玉神社は、上に云へるが如く、山城國水主坐天照御魂神と同神に坐す事、申すも更なる上は、讃岐國にても鏡作の氏人の住まへるを知るべし、其祖饒速日命は即ち鏡作神に御在し坐す、第十四證是なり、(又和名抄郷名に、三木郡氷上、比加美、阿野郡新居、爾比乃美、刈田郡高屋、多加也と有るも、皆由有る事なり、氷上は丹波國氷上郡有り、式に高藏神社、新井神社、神野神社有り其の山上に云へり、天孫本紀に十一世孫物部鍛冶師連公、鏡作氷連祖と有るに思ひ合す可し、新居の事は右に云へり、又其の高屋は、神名式に河内國古市郡高屋神社見え、同抄郷名に古市郡新居と見え、又右に引ける高屋連も、其の國の神別に有れば、本國河内國なめり、)又神名式に、伊豫國野間神社(名神大)は、上に云へる加賀國加賀野間神社の例なり、三代實錄貞觀八年閏三月に野間天皇神と見え、元慶五年十二月に野間神天皇神と有る上の神字は衍にて、天皇神は皇御孫尊の謂には非ず、神を崇まへて皇神と云ふ例の事なり、偕又、風早郡國津比古命神社、櫛玉比賣命神社相並べ、此の兩神はしも正しく其の饒速日命夫婦になむ御在し坐しける、其は國造本紀に、風速國造、輕島豐明朝、物部連祖伊香色男命四世孫、阿佐利定賜國造と出でたるに、續後紀承和六年の下に、風早直豐宗、賜姓善友朝臣、天神饒速日命之後也と見え、三代實錄貞觀二年の下に、物部朝臣廣宗卒、本伊豫國風早郡、姓物部首と有る、此を以て其の祖饒速日命を、國津比古として祀奉れる由所

たり、若て神名式に、大和國漆下郡矢田坐久志玉比古神社二座(竝大、月次、新嘗)と有るは、其の饒速日命を天照國照彥天火明櫛玉饒速日命と書し、姓氏錄に、櫛玉饒速日命、又は櫛玉命と申すに同じければ、此も其の夫婦二神なる事を知るべきなり、和名抄郷名に添下郡村國矢田と有る村國は、上に註へる式に、美濃國各務郡眞墨田神社は此の饒速日命に坐し、又矢田は上に引ける姓氏錄(左京神別上天神)に、矢田部連、伊香我色乎命之後也、又(大和國神別)矢田部、饒速日命七世孫、大新河命之後也、又(攝津國神別)矢田部造、伊香我色雄命之後也、又(河又國神別)神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と所見たる是にて、八咫鏡を造り奉れる部なるにて、諸國に八部又八田と云へる郡郷の名も、其に縁れる事、右に次々云へるが如し、此を以て、國津比古命を矢田坐久志玉比古神と知る時は、此の櫛玉比賣命は其の后神にて、右の二座の一なる事、又明らかに知られたり、又和名抄郷名に、伊豫國越智と有るを、國造本紀に、輕島豐明朝御世、物部連同祖、大新川命孫、子致命定賜國造と見え、姓氏錄(左京神別上天神)に、越智直、神饒速日命之後也と有り、又上に云へる和名抄郷名に、新居、爾比井と有るは、續紀神護二年の下に神郡と有るを、後紀に、以郡名同天皇諱、改新居と有るも、其の同じ筋の事を以て改め給へるにて、天孫本紀に、饒速日命十四世孫、物部老古連公、神連等祖と有る、神野は鏡主にて其の祖神の鏡作神に坐す謂なり、新居は、上に云へる、新居坐天照御魂神社の御事に考へ合す可きなり、右の件の伊豫國の事に於て鏡を造れりし跡は見えざる者から、饒速日命の鏡作神に御在し坐す證共のみ有るなり、是其の第十五證なり、(猶和名抄郷名に、新居郡新居、越智郡新屋爾比也、喜喜多郡新屋爾比也と有るを、續後紀嘉祥三年七月の下に、伊豫國喜喜多郡人、物部連道吉と云ふ人

名所見たり、又神名式に、伊豫郡伊豫豆比古命神社有るは、右の風早郡國津比古命神社と同神にて、即ち饒速日命に御在し坐すなるにや、姓氏錄右京神別下天孫に、伊與部、火明命五世孫、武磯目命之後也と有るをも思ひ合す可し、又神名式に、土佐國香美郡天忍穗別神社は、傳十三に註せるが如く、天忍穗耳尊の亦の御名なる事、今云ふ限に非ずと雖も、又此に一の考有り、其の郡名は、和名抄に香美、加々美と有りて、右に云へる阿波國阿波香美郷と同じく、香美は鏡の謂なるにて、美濃國各務郡、又は加賀國など云へる、皆國じ事なり、又和名抄郷名に、香美郡物部、毛乃倍、田村、多無良と云へる、二郷共に由有る事は、類史に、土佐國香美郡人、物部文連と云ふ人名有るに、後紀延曆二十三年に、土佐國香美郡少領、物部鏡連家主と云ふも有りて、已に鏡連と云ふ姓氏有るを、天孫本紀に、天照國照彥天火明櫛玉饒速日命十一世孫、物部鍛冶師連公、鏡作連等祖と有るを、郡名の鏡に係けて思ふ可く、又田村は、上に云へる神名式に、讚岐國香川郡田村神社(名神大)有るを、大同類聚方に、鏡樂、讚岐國香川郡田村神社傳方と有る、此を以て其の香川の鏡川なる事を知る時は、土佐と讚岐と二國に、相同じき地名有るは、實に所由有る事なりけり、此に就きて考ふるに、天忍穗別神は天忍火明神と申す事にて、本より天忍穗耳尊の亦の御名を天忍穗別尊と申すは、稻穗を以て稱へ奉れる御名、此の穗別は火明にて、上に云へる如く此の神の作らし、鏡の明麗しき由に依りて號け奉れる御名なれば、此は饒速日命の御事になむ有りける、谷重遠が式社考に、山田野東西、舊有八王子、近物部川、此社敷、物部川源有鏡岩と有るも、鏡作神の由に相叶ひ、又傳四、天上浮橋の所に引ける土人の説に、「香美郡大里莊東川村に、石船明神と云ふ舊社有り、古老の傳に、石舟に乗りて天降り給ふ神なり云へり、社傍に石舟有り、古代神

造の物と所見たり」と云へるは、其の神饒速日命に坐す事著明し、其の石舟に乗りて天降り給ふとは、神武天皇三十二年御紀に、及至饒速日命、乘天磐船而、翔行大虛也、睨是鄉而降之、故因目之曰虛空見日本國矣と有るは、此は大和國にての故事なれども、其の御名を失ひて傳へたるなれり、又上に云へる越後國磐船郡磐船神社は、饒速日命に御在し坐すにも思ひ合す可し、斯れば、右の天忍穗別神社を此の神と定めむ事、如何は謂はれざる事ならむ、是即ち天火明命、饒速日命より一神にして、鏡作の御功御在し坐す御事を明らか奉る可き、其の第十六證になむ有りける、(大里莊と云へるは、和名抄郷名に、大忍、於保左止と有る、是なる可し、今本に、止を比と誤りながら、猶片假字にて於保左止と訓めるを以て、其の誤り灼ければ、今改め引きつ、又、石村、伊波牟良と云へる郷名有るも、由有りげなる事なり、偕、其の天忍穗別神社を、天孫本紀に天村雲命の子にて天忍男命と有れども、其に當てて心得べきに非ずなむ、) 故右の如く明らかめ以て、此より彼に校べ、彼より此を訂し辨ふる時に、此に鏡作部遠祖、天糠戸者と有るは、即ち天孫本紀に謂ゆる天照國照彥天火明櫛玉饒速日命に渡らせ給ふ事、實に明らか、又石凝姥命と申すは、其の御子天香語山命の御事なるも、甚能く相叶へる事なり、若て、天孫降臨章第一一書にも、鏡作上祖、石凝姥命と所見たれば、其の天香語山命の子孫に必ず其の鏡作氏は有るべき事なるに、却りて其の弟宇摩志麻治命の末に、鏡作連と云ふれば、右と合はざるが如し、然れども、此に鏡作部遠祖、天糠戸者と有る鏡作部とは、其の兩神の子孫にて、鏡作に仕へ奉れる部なむ甚多在りけらし、此を以て、右の尾張氏と物部氏とに各其の鏡作の部有りて、相共に仕へ奉れりけむから、此は其の二氏の太祖と御在し坐す故に、漏さじと爲て、鏡作部遠祖とは書させ

給へるにて、甚く心を用ひさせ給へる文なる者なり、偕、神名式に、此の神を、大和國城下郡鏡作坐天照御魂神社(大月次、新嘗、)と祀奉らせ給ひ、又同郡鏡作麻氣神社を、頭註に天糠戸命と有るも、此の時の長と御在し坐して、天香山命を使ひて造り奉らしめ給へる義にて、麻氣は所任の謂なり、又、鏡作伊多神社を、頭註に石凝姥命也と有る、伊多は鑄立にて、御父天火明命の指揮給へる任に鍛し作り仕へ奉らし、由なり、此を以て、其の鏡作の御事には、其の鏡速日命、其の主宰と御在し坐すを以て、天照御魂神と御名に負はせさせ御在し坐す御事を、明らか奉る可くなむ有りける、(然れば、師の古史徴に、石凝姥命、天香山命を同神と見定め、又天糠戸命、天火明命一神なる可き由に云はれたる一言は、一千年以來、世に天火明命と鏡速日命とを別々に思ひ違へたる誤を正して、萬世の惑を解く可き言にて、其の功古今に肩を比ぶる者なむ無かりける、) ○造鏡は、令造鏡の義なり、偕、此は天糠戸命をして令造給へるには非ず、古語拾遺に、宜令太玉神、學諸部神造和幣と有るは、太玉命の幣帛を造り給ふに非ず、其の學給ふ諸部神をして令造給へるなれども、此には忌部遠祖、太玉者造幣と書されたと同じ文體なり、然れば、上に引ける古事記に、取天安河之天堅石、取天金山之鐵而、求鍛人天津麻羅而、科伊斯許理度賣命、令作鏡と有る其の二神の所置は、即ち此の天糠戸命の所任給へるになむ有りける、故此の事に依りて、天照御魂神と申し、其の鏡作の御事は専ら此の神の御功とは立つる者なり、(但第三一書に、鏡作遠祖、天抜戸兒已凝戸邊所作八咫鏡と有るは、其の鏡を作り上げ給へるは、其の石凝姥命なるにて、天糠戸命は其の長と御在し坐して、其の事を點檢はし給へる耳なり、) ○忌部遠祖、太玉者造幣は、古語拾遺に、爰、思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神、

學諸部神、造和幣と有る是なり、然れども、傳十七に辨へたるが如く、造和幣は造幣帛の誤なり、其の次に、令長白羽神、種麻以爲青和幣、(古語、爾伎氏) 令天日鷲神、云々以作白和幣と有るが如く、和幣は其の太玉神の學の給へる右の二神の造り給ふ所なり、且其の字の訓は、初めて出でたる所に註さるゝ凡ての例なるを、此に、造和幣の下には何とも無くして、後に出でたる青和幣の下に、古語爾伎氏と有る、此を以て、初めなるは和幣には非ざる事を知るべし、又、其より前文に、太玉命所學神名、日天日鷲命、(阿波國忌部等祖也) 手置帆負命、(讚岐國忌部祖也) 彥狹知命、(紀伊國忌部祖也) 櫛明玉命、(出雲國玉作祖也) 天目一箇命、(筑紫伊勢兩國忌部祖也) と有る、此を以て見る時は、此の幣帛は、皆がらにして、太玉命の掌どらせ給ふ事灼然し、此れ即ち、右の和幣は、幣帛を譌れりと云ふ見識の定まる所以なり、猶云はば、其の御天降段に、宜太玉命、學諸部神、供奉其職、如天上儀、仍令諸神亦與陪從と有るに、神武天皇段に、又令天富命、學供奉諸氏、造作大幣と有るは、同じ趣の言なるを、其の前文に又、令天富命、學齋部諸氏、作種々神寶、鏡・玉・矛・盾・木綿・麻等と所見たる、此彼考へ合せて、太玉命の供奉諸部神をして、令仕奉り給へるは、和幣のみには非ず、凡ての供神之物の事なれば、右の造和幣は此の造幣と同じ事なれば、和は後人の狡意に加へたりし者にして、造幣とか造幣帛とか必ず有りつらむ事、云ふも更なる事なりけり、(此の造幣の事を知るには、先づ右の拾遺の文より正しく辨へずては、其の意を曉る可からざる爲に云ふなり、神名式に、因幡國八上忌美幣沼神社、因幡志と云ふ物に、八東郡私部郷篠波村、郡部大明神社傳に云ふ、天太玉命と云へるも由有る事なり、然れば、美幣沼は御幣主と申す事にて、諸部神をして、幣帛を令造ら

るゝ義なめり、) 幣は、記傳八(四十三丁)に、「和名抄祭祀具に、幣、和名美天久良、靈異記に、幣帛、美天久良と有り、何物に在れ神に獻ける物の總名なり」(探要)と有るが如し、名義二有り、御手座又充座の二義なるが、何れにしても、座は其の獻物を居置く臺なる事、已に傳十七、千座置手の下に註へるが如し、此にては、其の座に成れる者、即ち天香山之五百箇眞坂樹を云ふ事、次に云ふを見るべし、偕、御手は第三、一書に、乃使忌部首遠祖太玉命執取、云々、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、(中略) 此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、云々、古語拾遺にも、其物既備、(中略) 令太玉命捧持稱讚と所見たる、執取、又登取持而、又は捧持など有る、此方の事に云ふ手には非ず、神の御手に執らせ奉る義なりと聞ゆ、其は、傳十七に載する神樂採物祭歌に、本方、美天久良波、玉加仁波阿良須、阿女仁萬須、止與遠加比女乃、宮乃美天久良と所見たる、幣は我が獻る非ず、天に坐す豐岡姫神の調へて進らせ給ふ幣なりと、先づ其の獻らせらるゝ所以を云ひて、次に末方、美天久良仁、奈良萬志毛乃遠、須邊加美乃、美天仁止良禮天、奈津佐波萬之遠と有るは、幣に成らば成りなまし、皇神の御手に取られて、馴ひ奉らむ者をと云ふ事にて、皇神の納受させ給ふ趣を諷た者なり、幣を美天久良と云ふ美天、即ち右の美天仁止良禮天の美天、此に同じきを思ふ可し、偕此に、賢木に鏡・玉・和幣等を懸けて、太御幣と獻れるを始として、凡て上古には、神に獻る物をも人に贈る物をも、木の枝に附くる習なりつれば、其の附くべき木の枝を久良と云ひ、其の物を附けて、美氏具良とは云ひたりけらし、今淡路國の方言に、松枝の薪新に伐り束ねたるを、氏久良と云へるは、其の事は替りながら、猶古言の亡せずして傳はれるなりけり、若て、記傳に、「蜻蛉日記に美氏具良一夾二夾と有るは、絹

布などを申に夾みて奉るを云ふなり、太神宮年中行事、六月月次祭條に、抑、一禰宜、寮幣申時云々、又寮幣者、長申用紙挾也云々」と云はれたるは、神樂採物の幣も、其類なるにて、本は木の枝に供神の物を著けたりしも、當昔已く然る事は止みて、稍木の申に夾む事に移り、其より絹布に代へて紙を用ふる事と成れるにて、後世、世に專と用ふる幣と云ふ物の始なり、(記傳に、「美氏は御手なり、即ち此に取持而と有る如く、手に取り持ちて獻る意にて云へり、又、且は多牟氣の切りたるにて、御手向久良の意にても有るべし、何れに在れ、御は下の久良に係るなり、手又手向に附きたる辭には非ず、云々」と云はれたるは如何なり、御手は、其の獻りて取らせ奉る神の手なればこそ御とは云へ、其の上久良へ係れる御なる由に云はれたれども、迂遠き事なり、偕、詔書などに、給祿の事を、御物給布とも、大御物賜布とも常に云ふを、又時としては、御手物賜布と云へるは、天皇の御物を人臣に下し賜はる事なる故に、其の天皇の御方を崇め奉りて、御手物とは云ふなり、此も、御手は記傳に、「後の天皇の、御手づから神に獻り給ふ物を御手久良と云ひ習へる、其の名を始めへも巢らして、此の段にも然云へるにも有るべし、御手向も同じ」と云へる義にて、天皇の、神に獻らせ給ふ久良なる故に、御手座と云へると思ゆれども、其は天皇の御上ならばこそ有りけれ、凡人にても、神に獻る物を美氏具良と云へるには、餘りに神を蔑如し奉る事なるに非ずや、然れば、御手を神の御方に屬けて心得むこそは、平穩なる可き事なりけれ、又記傳に、「師説には、充座の意として萬物を置座に充て奉るを云ふと有れども、然ては、賢木の枝に著けたるに叶はず、且、此に御字を添へて書けるにも叶はざるをや」と云はれたれども、充座の説甚妙なり、然るは、座とは物を置き居る所を云ふなれば、賢木に著けたるも座なり、又

案上に竝ぶる其も座なり、其の置き居る義に於て更に異ならざるなり、然るは、充は大被詞後釋附錄に、「稱辭竟奉の多々閉は、水の湛ふると同言にて、満足はす意なり、今世の言に、海潮の満ち極まれるを汐と云ふも同じ、凡べて神を祭るには、事をも物をも満足はし盡し究めて、其の由を申す事にて、即ち祝詞の語是なり、(下略)と云はれたる、稱と同じ様なる語なり、祈年祭詞に、初穂乎波、千穎八百穎爾奉置氏、禊閉高知、禊腹滿雙氏、汁爾母穎爾母、稱辭竟奉と有るを始めとして、禊上高知、禊腹滿雙と云ふ語共多く、又太忌祭詞、風神祭詞等に、奉宇豆乃幣帛者、云々爾至萬氏爾、如横山打積置氏、奉此宇豆乃幣帖乎、安幣帛能足幣帛止、皇神能御心爾、平久聞食氏、云々と有る宇豆は、古語拾遺に、蠶織貢調、充積庭中、賜姓宇豆麻佐と有りて、言隨積埋益也と云へれば、宇豆に充の義有るが上に、安幣帛の安は蕃息す義なり、足幣帛の足は満ち足らはせる義なれば、右の安足共に、本より充の意有り、如横山打積置氏は、平野、久度古開、鎮火等祭、鎮御魂齋戸祭等詞に、如横山置高成氏、道饗祭詞に、横山之如久、置所足氏、太神宮月次、神嘗等詞に、如横山久、置足成天なども云ひて、此にも充の義悉くに在り、然れば、神に獻る座は、心の限り盡し究め、満ち足らはして奉る物なる謂に依りて、充座とは云ふなりけり、(記傳に充座の義ならむには、御字叶はずと云はれたれども、其の幣字も、纂疏に、幣謂束帛也、謂布帛紙之類也と有る如くなるに、即ち上に引ける拾遺に依るに、鏡・玉・矛・盾・木綿等と見えたれば、美氏具良には當らぬ字なれども、外に當つべき字無きが故に、古より用ひ來れるなれば、其の幣字の上に、唯御を加へて崇まへたるなれば、言義に於て、拘らざる事なり、)久良は、傳十七に引ける私記に、座者是置物之名也と所見、其の本文に、科之以千座

置戸と有るを、此には實其被具と有りて、下に、被具此云波羅閉都母能と見えたる、此を以て、其の座と云へるは即ち物なる事を知るべし、記傳八(四十四丁)に、貞觀儀式大嘗祭條に、倉代十輿と云へる、代は實にて、即ち其物を云ふ、續後紀に、天長十年四月壬午、出雲國司、學出雲國造豐持等、奏神壽、竝獻白馬一疋、生鶴一翼、高机四前、倉代物五十荷と有る、此國造神吉事を奏す時、白馬、鶴と共に劔、鏡をも獻りし例、神龜三年御紀に見え、又五種神寶、兼所出雜物を獻りし例、天長七年御紀に見え、又神壽詞に、白馬、白鶴の外に、玉、横刀、鏡などを獻る由有れば、此の倉代物とは、斯る雜々の物を總べ云ふなり」と所見たる例共に就きて案ふに、右に高机四前と有るは、千座、置座の座に同じくして、此の倉代の倉是なり、劔、鏡又は五種神寶雜物と云へるは、倉代の代にして、其の高机の上に竝べ置く實を云ふなりけり、右は座に置くべき實なる故に倉代とは云へるを、其の實の言を略きても、其の實の稱と成る事、右の千座置座、又は此の御手座又充座の義などに、思ひ合せて曉る可き者なりかし、(但、机を云ふも、木の枝を云ふも、物を其れに著くる事に於て等しければ、何れにしても座なるを知るべし、倉代の代は實なる事は、傳十三卷物根の下に註せるが如し、) 偕又、此に忌部遠祖、太玉者造幣と有るに合せて、第三一書に、於是、天兒屋命、握天香山良眞坂木而、上枝懸以鏡作遠祖、天拔戸兒、已凝戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作遠祖、伊弉諾尊兒、天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟國忌部遠祖、天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖、太玉命執取而、廣厚稱辭祈啓矣と見えたるを以て、凡ての幣帛の事を、其の神の掌り給ふ由著明く、又天孫降臨章第二一書に、即以紀伊國忌部遠祖、手置帆負神、定爲作笠者、彥狹知神爲作盾者、天日一箇神爲作金者、天日鷲神爲作

木綿者、楠明玉神爲作玉者、乃使太玉命、以弱肩被太手襪而、代御手以祭此神者、始起於此矣と所見たるは、上に引ける古語拾遺に、太玉神所率神名、云々と有る、諸部神をして幣を令造て、神祇の祭祀を典どり給ふ由なり、記傳にも、其の文を引きて、祈年、月次、大嘗等の詞の辭別にも、辭別、忌部能弱肩、太多須支取掛、持由麻波利、仕奉幣帛、神主祝部等受賜、事不過捧持奉宣と見ゆ、諸の御幣を造り備ふる事も此の氏の職なり、神祇令にも、其祈年、月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞、忌部班幣帛と所見、又四時祭式、祈年祭條に、「前祭十五日、充忌部八人木工一人、令造供神調度、(但、鞞者、鞞編氏作、槍木者、讚岐國送納、前祭五日、令木工寮受之、)當曹忌部官一人監造、若曹内無忌部官人、及神部之中忌部不足九人者、兼取諸司充之、其潔衣料布、人別二丈七尺、(官人細布一段)一人日米二升、酒六合、(五位二升)鮪三兩、(五位五兩、又加東鰯烏賊煮堅魚各二兩)鹽二勺、(五位五勺)海藻二兩、但木工者不給潔衣及食、致齋之日、平明奠幣物於齋院案上并案下、(所司預敷按幣帛)云々、伯命云、奉班幣帛、史稱唯、忌部一人、進夾案立、史以官次唱御巫及社祝祝稱唯進、忌部頒幣帛畢、(太神宮幣帛者、置別案上、差使進之)史還座中頒幣訖、諸司退出、(月次祭儀准此)など所見たり、(補意)と云はれき、即ち太玉命の、諸部神を擧るて此に幣を造り仕へ奉り給ひし其の職を受け續きて、其の神裔の忌部氏、供作る忌部の諸氏を擧るて、班幣の事に仕へ奉れる有狀是なり、(供作る忌部の諸氏とは、已に引ける拾遺に、天日鷲命、阿波國忌部等祖也、手置帆負命、讚岐國忌部祖也、彥狹知命、紀伊國忌部祖也、楠明玉命、出雲國玉作祖也、天日一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也と有る、此等の氏々を云ひて、太玉命の神胤

たる忌部宿禰の下風と成りて、世々に仕へ奉れるなり、○玉作部は、第三一書に、玉作遠祖、伊弉諾尊兒、天明玉と有り、又、天孫降臨章第一一書に、玉作遠祖玉屋命と所見、古事記同段には、玉祖命者、玉祖連等之祖と書され、古語拾遺に、櫛明玉命、出雲國玉作祖也と見えたる、其の玉作部は玉を作る部を云ひて、玉祖連は其の部の長なるにて、上に云へる鏡作部と鏡作連との差異有るが如くなり、偕、其の玉作は、天孫降臨章第二一書に、櫛明玉神爲作玉者」と有るなどを、共に多麻須理と訓める事なれども、仁賢天皇六年御紀に、遣日鷹吉士、使高麗、召巧手者、是秋日鷹吉士被遣後有女人、居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何恰矣、(中略)住道人山寸、好玉作部鱒魚女、生龜寸、龜寸娶飽田女、於是、龜寸從日鷹吉士、發向高麗、由是、其妻飽田女、徘徊顧戀、失緒傷心、哭聲甚切、令人腸斷」と有る住道は、和名抄郷名に、攝津國住吉郡住道(須無知)と有り、玉作部の玉作は、今も玉造と書きて、東生郡の地名なり、龜寸は、姓氏錄(右京神別下天神)に、玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、又(阿内國神別、天神)、天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也と所見たるは、下に引ける國造本紀に、佐渡國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定、賜國造」と有る同じ人と聞ければ、龜寸は其の末にて、祖名を號けたりしなりけり、又和名抄郷名に、陸奥國玉造、太真豆久利と註し、出雲風土記に、意宇郡玉作湯社、今忌部郷玉作村と云ふに御在し坐せるなどを見るに、作を都久理とこそは訓みたりけれ、須理とは云はざるなり、且須流とは其の玉を琢磨く事に限りて狭きを、都久流と云ふ時は、其の琢磨くより緒に貫連らぬる迄に互りて廣ければ、多麻都久理と云ふなむ良はしかりける、然るは、同錄(右京神別上天神)に、玉作

連、高魂命孫、天明玉命之後也、天津彥火瓊杵尊、降幸於葦原中國時、與五氏神部、陪從皇孫降來、是時、造作玉璧、以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連」と有る、造作玉璧」と玉作連とを並べ見る時は、玉作は多麻都久理と決めて訓むべき事灼然く、又、古事記玉垣宮段に、沙本毘賣命の稻城に入り坐し、所に、取其御子之時、乃掠取其母玉、或髮或手、當隨取獲而、掬以控出、云々亦腐玉緒、三重纏手、云々、爾其力士等、取其御子、即握其御祖、爾握其御髮者、御髮自落、握其御手者、玉緒且絶、云々、亦所纏御手之玉緒便絶故、不獲御祖、取得御子、爾天皇悔恨而、惡作玉人等、皆奪其地、故諺曰不得地玉作也と所見たる、此にて玉作と云ふは、玉をも緒をも、合せて作るを云ふなる事知るべし、右の作玉人等と云へるは、即ち此の玉作部に當れり、職員令に、典鑄司、止一人、掌造鑄金銀銅鐵、塗饒瑠璃、玉作及工戸口名籍事と有る瑠璃の義解に、謂火齋珠也と所見たるは、當昔已に上古の玉緒などを被用する事は止みたりし故に、火齋珠を專と作られしにや、然れば其の頃の玉作は唯の玉珠なりし故に、此の玉作部なども多麻須理と云ひ習へるを以て、世人何の心も無く然訓む事とは成れるにこそ、偕、右の如く、古語拾遺に、櫛明玉命、出雲國玉作祖也と有りて、此の石窟段に、令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉と見え、神武天皇段に、櫛明玉命之孫、造御祈玉、(古語、美保伎玉、言祈禱也)其裔今在出雲國、毎年與調物貢進其玉と有るは、傳十五に、已に註へるが如く、上章第二一書に、素戔鳴尊、將昇天時、有二神號羽明玉、此神奉迎而、進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔鳴尊、持其瓊玉而、到之於天上也と有る、此の事拾遺にも見えて、御父大神より昇天の表物と爲して、櫛明玉命をして、令賜給へる珍寶なるが、此の瓊玉をし

も天照太神に奉らせ給ひて、三女神を生み成し奉らせ給へるを、其の物根に因りて、素戔鳴尊の御子と御在し坐す、由縁有る御事なり、神名式に、出雲國意宇郡熊野坐神社(名神大)は、其の素戔鳴尊大神に御在し坐すなるに、同郡玉作湯神社御在し坐すは、右等の所縁に由りて、皇御孫尊御天降の後に、其の神の此に住ませ給へりしが故に、已く神武天皇の御世に、玉を貢上りしなる可し、先づ大殿祭詞に、齋玉作等我、持齋波利、持淨麻波利、造仕禮留、瑞八尺瓊鏡、御吹支能五百都御統乃玉爾、明和幣(古語云爾伎氏)囉和幣乎附氣氏と有るは、拾遺に謂ゆる御祈玉にて、臨時祭式に、凡出雲國所進御富岐玉六十連、(三時大殿祭料三十六連、臨時二十四連)毎年十月以前、令意宇郡神戶玉作氏備作、差使進上と有る是なり、又出雲國造神賀詞に、神乃禮自利、臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登、云々と所見たるに、臨時祭式奏神賀詞一條に、玉六十八枚と有る下に、赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚と見えたる是なり、出雲風土記に、忌部御戸、郡家正西廿一里二百六十步、云々と有るは、右の出雲忌部の本貫にして、玉作湯神社の神戶なるを、和名抄には忌部郷と成れり、又、玉作山、郡家西南廿二里(有社)と云へる其の社是なり、又玉作川、源出郡家正西一十九里拜志山、北流入于海(有年魚)とも所見たり、(但、右の忌部神戶云々の下に、國造神吉詞奏參向朝廷時、御沐之忌里故云忌部と云ふ文有るは傳の誤なり、右に引ける拾遺の神武天皇段に、已に出雲忌部の、御祈玉を奉る事見えれば、忌部氏の本貫なる由知られたり、然るを、國造は、其の國の豪族なりしが故に、其の部内に往へる忌部は、其の下風に立つ者なるから、沐浴して清むる事に引き附けて、故云忌部とは云ひ掠めたりけども、此は甚

々當らぬ事なり) 又右に引ける陸奥國玉造郡は、出雲より移せる地名なりけるにや、神名式に、同郡溫泉神社、溫泉石神社は、彼の玉作湯神社と同じきなる可し、又、志太郡敷玉早御玉神社御在し坐せるを、文武天皇御紀、慶雲四年五月癸亥の所に、陸奥國信太郡生玉五百足と云ふ人の名出でたる、生玉は、玉作の種族などなる可し、此に就きて按ふに、敷玉は繁玉にて、五百箇御統の緒に貫き連らねて數の多きを稱へ、早御玉は、映眞玉にて、傳十五に註せる羽明玉神は、映明玉神の義なるに合へれば、決めて此の櫛明玉命の亦名と聞えたり、和名抄郡名に、陸奥國玉造郡玉造信太と見え、信太郡信太と有れば、信太郡の方や本ならむ、緒、傳四に引ける國造本紀に、阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽速玉命定賜國造と所見たるは、玉作の上祖と聞えたるに、阿尺國造の下、伊久國造の上に、思國造と有るは、今の安積郡、伊具郡なるに、思國造と云ふ事、語を成されば、若くは、思太國造と有りつらむ太字を脱せるなる可し、其の下に、阿岐國造同祖と云ふ事、必ず故由有りぬ可き事、次なる玉祖神社の下に云ふを合せ考ふ可き事なりかし、緒、其の敷玉早御玉神社に就きて、志太郡も敷玉の略かと思ゆ、今仙臺領三本木古川と云ふ驛の邊に中志田村と云ふ有り、此の地の本なりと思え、又後拾遺に、「陸奥の緒絶の橋や是ならむ踏み踏まず見人を惑はす」續後拾遺に、「白玉の緒絶の橋の名もつらし碎けて落つる袖の涙に」と有るも、其の橋は古川の驛に在りと云へり、玉に所以有る事、此にて知るべし、(然れば、右等は、本國は必ず出雲なる可し、但、次に云へる如く、玉祖命の上世に住み給へりしは、周防國なる如く所思しき由れば引き合せて心得可きなり、後に國造本紀考證を書ける人も予と同説にて、和名抄に、陸奥國志太郡有れば、思は志を誤り、太字を脱せりと云へり、但、玉屋命

の所以有る事をば云はず、) 倭、右の玉祖連は、天孫降臨章第一一書に、玉作上祖玉屋命と所見えたる其を、玉祖命と古事記に出でたる其の神名に因れる氏にて、鏡作神の末に鏡作連有ると専ら同じ例なり、和名抄郷名に、河内國高安郡玉祖、(多末乃於也) 周防國佐波郡玉祖、(多萬乃於也) と有る、何れが本ならむと考ふるに、周防なるぞ本なりける、但、河内國なるも甚古き事と聞えて、神名式に高安郡玉祖神御在し坐せるは姓氏錄(河内國神別天神)に、玉祖宿禰、天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也と有る、此の人は、上に云へる玉作部、麁寸と云も、其の祖名を襲ひたりと聞えたれば、難波の玉造より係けて其の邊に多く玉作部の住へる其の群主なりしなめり、天武天皇十三年御紀に、玉祖連賜姓曰宿禰と所見たり、上に引ける左京神別の玉祖宿禰は、其より支れて、京に在りて仕へ奉れるなり、又、其の玉作連を一本に忌玉作と有るは、其れとは別にて、出雲國の齋玉作と同族なる可し、又、今昔物語十卷に、「今は昔、周防國一宮に、玉祖大明神と申す神在す、其の社の神主にて、玉祖惟高と云ふ者有りけり」と所見たるは、元亨釋書十七卷に、周防國玉祖神宮司惟高者、累世神官也、云々と有る、同じ人なれば、近昔までも世に玉祖氏と云へるなむ、此彼遺りて有りけらし、(予、先年、宗像詣の歸るさ、其の社に詣奉りて、弟子原田年實に聞かしむるに、今玉祖神社の神主に土屋氏有り、古より玉屋を氏として、累世此の地に住めり、今玉石窟の邊に玉屋々數と云ふ田字有るは、其の舊趾なる由、土人云ひ傳ふる所なり、家傳に天文七年、藏人宣久と云ひし時までは、玉屋と名乗りけるを、其の仕へ奉る神名と等しきを恐みて、玉字の一點を省きて、其より土屋氏と云ひ來る事に成りたりと云へり、文華の開けざりし時世とて、甚々愚なる事を成したり、) ○豐玉者は、第三一書に、玉作遠祖、伊弉諾尊

兒、天明玉所作八坂瓊之曲玉と有るを、右に引ける姓氏錄玉作連條には、高御魂命孫天明玉命と所見たる、是なり、瑞珠盟約章第二二書に、素戔鳴尊、將昇天時、有二神、號羽明玉、此神奉迎而進、以瑞八坂瓊之曲玉と有る、其の羽明玉神は、古語拾遺に、櫛明玉命、奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉と所見え、其の磐戶段に、令櫛明玉神、作八坂瓊五百箇御統玉と有る、此を以て、天明玉命とも羽明玉神とも櫛明玉命とも申す御名御在し坐すを知るべし、古事記の此段には、科玉祖命、令作八尺勾瓊之五百津之御須麻流之珠而、云々と所見たるに、此の天孫降臨章第一一書には玉作上祖玉屋命と所見たり、如此様々の御名は御在し坐せども、同神に渡らせ給ふ事、其の事實を一に合せて曉る可き者なり、倭、此の豐玉命と申す豐は、例は稱名なるが、此の神と同名にして異神二柱なむ御在し坐しける、一には、此の神を神祇本紀に、玉作部遠祖豐球玉屋神と見え、古訣に、豐玉天明玉也と有りて、右は玉作神なり、二には、神名式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と有るは、此の天磐戶の事を以て御名に冠ぶらせ奉り、比賣神と申すも、神名祕書に引ける古語拾遺異本に、櫛明玉命、(玉作祖也) 高皇產靈神女、栲幡千千姬命之妹也と所見たれば、此の天明玉命は女神に御在し坐せる狀なるに、已に玉祖連、玉作部等の祖に御在し坐せるは、猿女君などの如く、其の職を以て繼げる氏とも所見す、又女神ならむには、何れの神にか嫁繼ぎ給ひて、御子は生み給へらむを、其の夫とも申す可き神の御在し坐さざるなど、甚々不審しきに就きて考ふるに、右の天石門別豐玉比賣神と申すは別神にて、此の第一一書に謂ゆる稚日女坐に渡らせ給へる事、論ひ定めて、已に傳十八に委しく註せるが如し、三には、海神豐玉彥命、豐玉姬命御在し坐せる是なり、然れば此の豐玉神を女神と云へるは、古語拾遺異本に限れる

誤傳になむ有りける、(其は、右の天石門別豐玉比賣神社の御在し坐せる、其の事實を能くも正し敢へずして漫に云へる者なり、但、摠國風土記に、河内國高安郡玉祖莊玉祖神社、云々、所祭玉依比咩也、天智天皇四年、始奉_三圭田_三行_三神禮_三と所見たるは、其の並びに、御祖神社云々、所祭別雷神也、欽明天皇三年、始行_三神禮_三と有るを合せて思ふに、山城國愛宕郡賀茂御祖神社、賀茂別雷神社御在し坐すに引き當て、御祖神を強ひて別雷神とし、玉祖神をも賀茂御祖神と同じく、玉依比咩也とは偽り云へるなれば、此を以て、玉祖神を女神と云ふ證には立て難くなむ有りける。) 楮、此の神の本社は、神名式に、周防國佐波郡玉祖神社二座と有る是なり、風土記に、玉祖神社圭田二千束、祭神玉屋命、天鏡命社號_三一宮_三と所見たり、社傳に、「當社は伊弉諾尊御子、御名を玉屋命、又は羽明玉命、又天明玉命、又豐玉命、又櫛明玉命と申し奉る、云々、天孫を輔け傳_レづきて、日向國襲高千穗峯に天降り、葦原中國を治め令知給ふ、此の時、天下未だ穩ならず、末廣き御惠に順はぬ國有りしかば、玉屋命に仰せて當國に下り、當佐波郡大前の里に鎮座成さしめ、側の國々をも治め令平給ふ、終に當國に於て神去り給ふに因りて、此の地に葬_レめ奉る、其所を玉の岩屋と云ひ、近邊に社を建てて崇め奉る、玉祖大明神是なり、云々、其の後景行天皇熊襲征伐の爲筑紫に行幸し給ふ時、秋九月、御船を此所に寄せられ、行宮を設けて暫く渡御在し坐し、朝敵退治の策を巡らし給ふ、國神、神夏磯媛の奉れる八握劍、八咫鏡、八坂瓊を當社に納め、朝敵退散を祈り給ふ、其の神寶永く當社に傳れり、行宮の趾は宮城とて今も遺れり云々、仲哀天皇、神功皇后、熊襲を征伐し給ふ時、御船を此の浦に寄せられ、高田の土を以て土器を作らしめ、軍の吉凶を占ひ給ふ、今_レト_レ手の相撲其の遺なり、又當地に陶師_{スエツク}の居住するも其れに始まれるなり、

其の天皇の御船を寄せ給ひし所は、寄江とて、御社の西北に在り、云々」と云へる社傳は、甚々正しき事と聞えたり、(右の神夏磯媛の事は、景行天皇十二年御紀に、秋七月、熊襲反_レ之、不_レ朝貢、八月乙未朔己酉、幸_三筑紫_三、九月甲子朔戊辰、到_三周芳婆磨_三、時天皇南望_レ之、詔_三群卿_三曰、於_三南方_三烟氣多起、必賊將_レ在、則留_レ之、云々、令_レ察_三其狀_三、爰有_二女人_一、曰_三神夏磯媛_三、其徒衆甚多、一國之魁師也、聆_三天皇之使者至_三、則拔_三磯津山賢木_三、以上枝挂_三八握劍_三、中枝挂_三八咫鏡_三、下枝挂_三八尺瓊_三、亦素幡樹_三于船舳_三、參向啓_レ之曰、願無_レ下_レ兵、我之屬類、必不_レ有_二違者_一、今將_レ歸_レ德矣、云々と有る、此の時の事なり、若て、仲哀天皇神功皇后の御船を寄せられし事は、其の八年御紀に、春正月己卯朔壬午、幸_三筑紫_三、時岡縣主祖熊鰐、聞_三天皇車駕_三、云々、參_三迎于周芳沙磨之浦_三、而獻_三魚鹽地_三、云々と有る是なり、其の土器を令_レ造られて、此の神に備_レ給ふ事は、傳十三に註へるが如く、土師婆婆連と云ふも、此の地に出でたる姓なれば、其の頃より此に住み著きたりしなる可し、占手の事は、相撲_レ儀に、次出_三占手_三と有る下に、用_三四尺以下少童_三、前一日於_三内裏_三定_三長短_三、或有_三過_三四尺者_三、當日不_レ相撲_三、以爲_レ負と有る是なり、此は、土師氏は彼の垂仁天皇御紀に所見たる野見宿禰の末なれば、其の相撲の占手の事を仕_レ奉りて、命慮をトひ奉れるにこそ、) 楮、右の社傳は、文章こそは雅正にも非ざりけれ、事實に於ては甚々正しき古説になむ有りける、其は凡べて其の御天降の時に供奉らし_レ五部神等_{イハトモノカミナチ}はしも、皆其の任所に就き給へるが如く所思しき由有りて、已に傳十七に註へるが如く、神代に、天兒屋命の住ませ給へるは、攝津國島下郡壽久山なる由、春夜神記に所見、又、此の第一書に出でたる石凝姥命は、亦名を天香山命と申せるを、亦名を手栗彥命とも、高倉下命とも申せるに、紀伊國熊野に御在し坐し、

由、神武天皇御紀に、其の事跡正しく傳はれるなどを思ふに、此の社傳の趣も誣ふべからざる事なむ有りける、其は傳四に註へるが如く、古事記國生段に、次生大島、亦名謂大多麻流別と有るは、和名抄に謂ゆる大島郡にて、周防國の屬島なり、其の亦名は大玉有別にて、玉に因れる名なり、此に就きて思ふに、國造本紀に、阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽速玉命定賜國造と有るは、大に由有る事にて、天湯津彥命と云ふは、天五百箇彥命と云ふ事と聞ゆれば、此の天明玉命の子か孫かなる可し、次に引ける、白河國造條に、天降天由津彥命と有るを證と爲べし、其の飽速玉命は明映玉の意、又國名を安藝と云ふも其の玉に因れるなり、神名式に、佐伯郡速谷神社、(名神大、月次、新嘗、)伊都伎島神社(名神大)御在し坐せる、其の速谷神社は其の玉祖氏の遠祖にして、瑞珠盟約章第二書に謂ゆる羽明玉神に坐せば、嚴島に御在し坐す三女神の御祖に近き由緒と聞ゆるなど、甚々少縁の御事には御在し坐さざりけり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安藝國從五位上速谷神從四位下、同九年十月十三日戊寅、授安藝國從四位下速谷神從四位上と見え、長寬勘文に、天慶三年二月一日、授正四位下、蓋依海賊誅伏之御所也と有り、嚴島道芝記と云ふ物に、御社、嚴島より海上五十町、陸地十町餘、都べて六十町餘有り、佐伯郡平良郷に鎮座なり、二宮速田大明神と號し奉る、玉殿の内、巖にて坐しますと云へるは、璞を以て神體と齋き奉れるにや、上に云へる出雲國意宇郡玉作湯神社も、神體は璞に御在し坐せるにも思ひ合す可き事なり、(右の續きに、)抑も速谷大明神は、三柱の女神、嚴島に天降らせ給ふ時の從神、五鳥鎮座の地なり、始め三柱の女神の部曲に侍りて、浦々島々を七所見行はし給ひ、笠の濱に宮所を求めさせ給へる後に、五鳥は笠の濱より長に當りて、此の平良郷

に御光臨有り、巖の上に御光臨有り岩木の翁に神託坐し坐して、鎮座し給ふ、云々と云へるは、信み難き事ながら、三女神の從神、五鳥鎮座の地なりと云へるは、此の速谷神社は羽明玉神に坐して、三女神の成り坐し、物根を作らし、神なる故に、此の神を三女神の部曲の如く傳へ訛りし者なる可し、岩木の翁と云へるは、岩切翁と云ふ事にて、其は玉を作る人を云ひて、右に謂ゆる阿岐國造なる可き事、其の地主と云ふにて知られたり、右の如く、阿岐國造を玉祖氏の同族と見定め置きて、猶國造本紀を見るに、大島國造の後、周防國造の前に、波久岐國造、瑞籬朝、阿岐國造同祖、金波佐彥孫、豐玉根命定賜國造と所見たるを、度會延佳説に、波久岐可作與之岐、疑今周防國吉敷郡(與之岐)と云へるは、實に然る言にて、和名抄郡名に、周防國佐波(波音馬)吉敷(與之岐)と所見たるに、佐波は、豐後風土記に、景行天皇十二年御紀の事を書せるに、佐婆津と云ひて本は津の名なり、今郡名と成りても、玉祖神社は其の郡の西端にて、吉敷郡の境に甚近ければ、古には其の二郡を係けて吉敷郡にて有りけらし、其の國造に所任されたる豐玉根命と云も、此の豐玉神の名を負ひ持てるにて、玉作の謂なる事云ふも更なるに、佐波國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造と有る、大荒木直は、上に引ける姓氏錄玉祖宿禰の出自を、大荒木命とも建荒木命とも、云へると同じ人と聞え、久志伊麻命は奇忌命にて、忌は忌玉作の謂なる可し、又上に引ける神名式に、陸奥國玉造郡溫泉神社、溫泉石神社は、出雲國意宇郡玉作湯神社に相通ひて聞え、又志太郡敷玉早御玉神社も、決く羽明玉神と所思しきに合せて、國造本紀に、阿尺國造、志賀高穴穗朝御世、阿岐國造同祖、天湯津彥命十世孫、比止禰命定賜國造と有るは、今安積郡なり、思國造、同朝御世、阿岐國造同祖十世孫、志

久麻彥定賜國造、と有るは、太字を脱せるにて、思太國造なる可き事、上に註せるが如し、或云、志久麻彥は、神功皇后四十六年御紀に、遣于熊長彥于新羅、と有る是なる可し、次なる豊島命の名も、武藏國豊島郡有るなど由有りと云へり、又、伊久國造、同朝御世、阿岐國造十世孫、豊島命定賜國造、と有るは、今伊具郡なり、又染羽國造、同朝御世、阿岐國造祖十世孫、足彥命定賜國造、と有るは、今標葉郡なり、又、信夫國造、同朝御世、阿岐國造同祖、久志伊麻命孫、久麻直定賜國造、と有るは、和名抄郡名に、信夫（志乃不國分爲伊達郡）と所見たる是なり、久麻直は、常陸風土記に、陸奥石城郡苦麻之村と見え、今も相馬領の内、岩城界に熊野村有り、其の地に川有り、熊川と云ふ有り、地圖を按ずるに、磐瀨郡の大熊瀨より流れ出づる河派、白河、磐瀨、安達、信夫、伊達の五郡に、此を大熊川と云ひて、阿武隈に至る川有り、又信夫郡熊倉村有り、此等の久麻と云ふより負へる名なる可しと云へり、又白河國造、同朝御世、天降天由都彥命十一世、鹽伊乃己直定賜國造、と有るは、和名抄郡名に、白河（之良加波國、分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡）と所見たる是にて、今の大沼郡まで係けて白川國と云ひしなり、右等は、悉くに玉に由有るには非されども、玉祖氏の同種なる事を明さむとて擧げたるなり、（偕、玉屋命はしも、五部神の其一に御在し坐すに、其の裔と云ひては、僅に右京神別の、玉祖宿禰、玉作連、河内國の玉祖宿禰の二三氏より外に所見ざるは、甚可惜しき事に思へりしを、先年、八洲起元章を註すとて、傍ら古事記の、生大島、亦名謂大多麻流別と云ふ事の説より起りて、玉祖神社の事に及び、其れより阿岐國造の事を明らむるに至りて、稍々に其の玉祖命の子孫なる事を知り初めたるに、今此に至りては、心の底際少かも隈々しき所無く説き得て、如此く其の神裔を

多く見出でたるなむ、玉の光の行相に照炫よひて、甚映有る心ちする事なりける、此は實に神の賜物になむ、偕、立ち返りて、上に引ける周防風土記に、玉祖神社、圭田二千束、祭神玉屋命、天鏡命、社號一宮と有る、天鏡命は、傳十八に云へるが如く、石凝姥命に御在し坐して、共に五部神に渡らせ給へれば、相並びて鎮り御在し坐せるなめり、東大寺藏、天平十年周防國正稅帳殘簡に、佐婆郡玉祖神稅、天平九年、定穎稻參仞捌佰參拾肆束と所見たる、此を以て見れば、神名式には小社の部に收め給へれども、上古には甚々盛りに御在し坐しける事、灼然くなむ有りける、神階の御事は、清和天皇實錄に、貞觀九年三月十日、周防國從四位下玉祖神、授從三位と見えて、此まで從四位下に成されたる事見えず、又紀略に、康保元年四月二日、授周防國坐正二位玉屋神從一位と有りて、貞觀九年より此の康保元年まで九十八年の間に、正二位を奉らせ給へる事有りつらむを傳へ漏らせるにこそ、（右の如く、圭田も若干に御在し坐し、神階も諸社に超えさせ給へるのみならず、上に云へるが如く、神主には玉屋氏有りて、其の神裔なるに、如何にしてか名神大社の列にも加はらせ御在し坐さざるは、當昔、周防國は、菅家に由有る土師宿禰の世を経て住める地なりし故に、菅神左遷の御時などより、共に衰へさせ給へるなどには非ざるか、然れど此は試に云ふのみなり、）右の社傳の如くば、玉祖命、彼の御天降の時に供奉らせ給ひて、天降り坐し、後に、初めて住み著き給へるは、右の周防國なり、然るに、上に引ける古語拾遺神武天皇段に、櫛明玉命之孫、造御祈玉、（古語美保伎玉、言祈禱也、）其裔今在出雲國と所見たるを以て考ふるに、其の御世より以前に、已に其の神の孫、彼の國に支れ住みたりけむを、其は猶、瑞珠盟約章第二、書に云へるが如く、此の神、素戔鳴尊に、八瑞瓊之曲玉を獻ら

せ給へるに事起りて、三女神の物根としも成りぬる事にし有りければ、其の御縁に山りて、出雲神には殊に親しく御在し坐すが故に、彼の國に行きて仕へ奉れるにこそ、此の玉屋神社二座に次ぎて、出雲神社二座御在し坐せるを、祭神大己貴命、事代主命なるに、此を二宮と申せるは、玉祖神社を一宮と申すに對へたるなり、又、傳十三に註せる同郡式外にて、勝間神社と申す舊社の御在し坐せる、即ち三女神にて渡らせ給へるなど、故山有る御事共なりかし、(但、右の出雲神社は、右に引ける社傳に依るに、已く仲哀天皇八年に土師の事有り、又推古天皇十一年御紀に、土師連猪手、云々、故猪手連之孫曰婆婆連と有り、又、皇極天皇二年御紀に、土師婆婆連猪手と云ふ人名見えたる、其の土師氏は天穗日命の子孫なれば、其の氏人の仕へ奉る神として、出雲より勸請りしなる可し、但、此は事の因みに少か云ふのみなり、) ○山雷者は、神武天皇御紀顯齋條に、薪名爲嚴山雷と所見たり、即ち大山祇命の御事なり、若て雷字は伊加豆智と訓むべし、然るは、四神出生章第七一書に、伊弉諾尊、拔劔斬軻遇突智爲三段、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高靈と所見たる、其の軻遇突智命を火雷神と申すは更なり、其の三段に成り坐せる雷神の外にも、傳九に云へるが如く、其の高靈神をも雷神と申す跡古書に所見たれば、此の大山祇神にも、山雷神と申す御名の御在し坐すらむは、甚々然る可き御事なるにこそ、此に山雷神、野槌神、相並ばして御功の御在し坐すなるに合せて、古事記に、此の大山津見神、野槌神二神、因山野持分而生神名云々と云ふ事も所見たる、此を以て、其の二神の御力を合せ御在し坐す御事を明らむる時は、此の山雷神即ち大山祇神の亦名なる事著明くなむ、(此の山雷を、古くより夜麻豆智と訓み、又口訣にも、山雷、山祇也、野槌、野祇也と所見たる、

其の如くにて、野槌神と相並ばせる御名なれば、夜麻豆智と唱へて、例の山津持の義ならむと思ひしかども、猶雷字を伊加豆智と訓むには勝らざりけり、) 楮此に、使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野籬八十玉籤と所見て、此には板樹と野籬の八十玉籤をのみ令採らるゝ如く所見たる事なれども、其は此の御祈の場に用ひて、專要と有る物をしも拙き出して、其の一を云へるのみこそ有りけれ、此の時に、山野に令採られし物の皆は、其の山雷神、野槌神、二柱に所任せ給へる由の傳と聞ゆ、其は神武天皇顯齋の所に、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野槌と見えたるにても灼かり、猶傳十七に且々も心著きて云ひ初め、又已に上にも委しく明らめ云へるが如く、此に令採られし八十玉籤は、日神を招ぎ奉る料なるを以て殊に重きを、其に亞ぎては、新宮を造り仕へ奉る可き山材野草を令採られけむと槌に所思ゆる事有りて、其所に註へる上古の天皇等の大宮造の御事は申すも更なり、後世と雖も、伊勢神宮の造り替に山口、木本の二祭有り、儀式又式文に載れる大嘗宮の、山材、野草を令採らるゝ爲に、物部の人共、卜食の山野に入りて、山神・野神を被祭るなど、其の事の起はしも必ずしも、此に始まれる故事に本著かせらるゝ事にし有りければ、其の較略は推して知るべき者なりかし、(凡て、神宮・朝廷に於て、古より恒例として取り行はせさせ御在し坐す諸の神事はしも、此の時に始れる佳例を取りて行はせ給へる事、今更に云はむも事舊りにたれども、此の時の新宮仕へ奉る事に、右の二神の預り給へる傳は、古今の書典に且ても載せざる事なるを、其の中古に行はるゝ儀式作法を以て、其の本を知る事なり、) ○五百箇眞坂樹八十玉籤は、傳十七に引ける舊事紀には、復令山雷者掘天香山之五百箇眞賢木、(古語佐禰古自乃禰古自)と有りて、正書に中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉

命、掘香山之五百箇眞坂樹而云々と有る事を、山雷神の行事と爲るは、甚當れる事なり、其は、皇太神宮儀式帳山向物忌職掌條に、右卜食定、補任之日、後家祓清齋敬、供奉職掌、太玉串并天八重神取備、供奉職掌忌敬供奉、齋内親王二枝、太神宮司二枝、禰宜四枝、宇治内人八枝、并枝別木綿懸之、即第三重御門東方、一列八枝、八重數六十四本、右方亦如左員、並高四尺、枝別木綿懸之、此太玉串并天重加岐乃元發山者、天照坐太神乃、高天原御坐時、素戔鳴尊、依種々荒惡行事、天磐戸閉給時、八十萬神、會於天安河邊、計其可禱之方、時天香山立耳、握眞坂樹耳、上枝懸八咫鏡、中枝懸八尺鏡、曲玉、下枝懸天眞麻木綿耳、種々祈申文、此今賢木懸木綿、太玉串止號之、以此天乃八重佐加岐、并禰宜乃乃捧持太玉串、大中臣隱侍耳、天津告刀乃太告刀乃、厚廣事、多々倍申、玉串發由如件と書せる、此を以て見れば、此の時の太御幣はしも、謂ゆる太玉串と云ふ物の始是なり、其の六月例、月次祭條に、即以十六日、此禰宜内人物忌父等引導、正殿院參入、御内淨仕奉畢、山向物忌之天八重佐加岐令差立、林飭奉、并宮之御垣之廻、令差立、林飭奉之、即此、從宮司宛納木綿、令掛附奉と所見たるは、其の太玉串を多く刺し立て、林飭れるを以て、天八重神とは云ふなりけり、偕此に鏡、玉、和幣を取り懸けたる五百箇眞坂樹は、本より唯一本には有りけれども、此の場に參り侍らはれし神等にも、各々其の玉串は取り捧げられむを、此に八十玉籤と云へるは、其までをも係けて令採られし者なりけり、(又、建久行事記、四月十四日、神衣神事勤行次第に、今日、内院南面番垣、并玉串、及四御門、合三重玉垣、御神奉差、是公侯氏之勤也、又八重神奉差、其數員百二十七枚也、是山向内人之役也、又荒垣鳥居、并一二鳥居與玉神等同、今日所奉差也、荒

祭神拜所差神、被宮下部役也、玉串料神、山向内人之勤也、摠御神奉差事、年中四箇度也、四月、六月、九月、十二月御祭度也云々と見えたり、偕右の儀式帳に、東方一列八枝、八重數六十四本、右方亦如左員と有るを、或説に、「東西八枝づゝなり、合せて六十四枝、東西合せて百二十八枝なり、然るを東の端を一本闕故に百二十七枝なり、是不滿の意なり」と云るは、右に天八重佐加岐令差立、林飭奉と云る是なり、又齋宮式にも、凡齋宮諸門、常立著木綿賢木と有て、下に、月毎立替、所須木綿一斤、麻一斤八兩と書されたり、偕此の狀を思ふに、五百箇眞坂樹の太幣御は、第三一書に、於是、天兒屋命云々、乃使忌部首遠祖、太玉命執持而、廣厚稱辭祈啓矣と有るが如くなるに、又其の八百萬神も、各太玉串を持ちて神庭に參向はれし料は、即ち此の八十玉籤にぞ有りけらし、其は神名祕書に、令太玉命捧持幣帛、令天牟羅雲命捧持太玉串、亦令天兒屋命以廣厚稱詞祈啓矣と云ふ事所見たれども、太玉串を捧持つ事は太神宮月次祭詞に、大中臣、太玉串、隱侍天、今年六月十七日乃、朝日乃豐榮登爾、稱申事乎云々、神嘗祭詞に、大中臣、太玉串、隱侍天、今年九月十七日、朝日乃豐榮登爾、天津祝詞乃大祝詞事乎、稱申事乎云々と有るは、右に引ける儀式帳に、禰宜乃捧持太玉串、大中臣隱侍耳、天津告刀乃太告刀乃、廣厚事多々倍申と見えたるを此に引き比ぶるに、右の第三一書の、太御幣を太玉命に執り持たしめて、天兒屋命の、稱辭祈啓し給へるに相當れば、此の神は其の太御幣に屬きてのことなれば、別に太玉串は捧げ持ち給はじとも云は、云ふべし、然れども、儀式帳六月月次祭條に、齋内親王、以十七日午時參入坐云々、太神宮司、復執太玉串耳、參入耳跪同侍、即命婦亦出、受取奉親王、即親王拍手耳、自執捧參入、内玉垣御門就坐席、(命婦一人從之)

即避席進前、再拜兩段訖、即命婦一人、進受太玉串、授大物忌子、即大物忌子受立瑞垣御門西頭、進置畢、即親王還本座就、然後云々、即太神宮司進版位跪、告刀申畢、即返就本座、宮司之手捧持玉串、宇治大内人立、太神宮司太玉串取、本座侍、即禰宜召天物忌父乎、即太玉串給、立御門東頭、進置還本座侍、又宇治大内人立、禰宜太玉串受本座還侍、即禰宜召宮守物忌父乎、太玉串給、即立御門西頭、進置畢、本座返侍、禰宜又召地祭物忌父、即宇治大内人、太玉串四枝給、即立御門東頭、進置、還本座侍、即宇治大内人、捧太玉串乎、自進御門西頭進、置畢本座返侍と所見たる、即ち玉串行事是なり、其の宇治大内人職掌條に、三節祭、并春秋神衣祭、及時々幣帛驛使時、太玉串、并天八重神備備供奉と有る、此の事に依りて玉串大内人と云ひ、其の第三重門は、太玉串を進る所なるを以て、玉串御門と云ふ、何れも建久行事記に出でたり、如此く、神宮に參向ひて、神事に仕へ奉る主々しき際は、悉くに太玉串を捧げ持ちて進れる例を、古に及ぼして思ふに、此の山雷神は右の山向物忌の職掌に當り、天牟羅雲命は、玉串大内人に當れ、ば、此を以て、此に神會はれし諸神も、各太玉串を捧げ持ちて、祈啓されけるに當りて、其の都てを、五百箇眞坂樹八十玉籤とは云ひ傳ふるならむ事、推して知るべき者になむ、(然れば、神宮にて云ふ、八重神と太玉串との起は、此に在りて、彼の太玉命の取り捧げ奉らし、太御幣より、八重神は出來、天牟羅雲命の太玉串は、後にも傳へて、玉串行事の始なり、神名祕書に、右の太御幣の事を書して、下に、伊勢太神宮寶前、奉立之處八重神此之縁也、載大同本記具也と所見たり、猶此の玉串行事の事に就きては、委しくも云は將欲しかれども、已に祝詞講義に註せれば、今云ふ限に非ざるを、此は、其の始の事を少か云ひ知らせむとなり、) 玉籤は、和

名抄祭祀具に、日本紀云、玉籤太萬久之と見えたり、其の意は、私記に、問、玉籤者は何物哉、答、坂樹也、玉者尊貴之名也、用此坂樹刺立於地、爲祭神之木、故謂之籤耳と有るが如し、但、玉者尊貴之名と有るは如何なり、此は神の御靈を招ぎ奉る事と云ふ事にて有るべくや、中臣壽詞に、水取の御事を、天忍雲根神、天乃浮雲仁乘、天乃二上仁上坐、神漏岐神美命乃前仁申世、天乃玉櫛還事依奉、此玉櫛還刺立、自夕日至朝日照、萬氏、天都告刀乃、太詔刀言還以告、如此告、麻知波弱垂仁、由都五百篁生出、自其下天乃八井出、此還持天、天都水止所聞食止、事依奉と所見たる、天乃玉櫛も同物なるにて、此の物を標に立て、其に向ひて天津祝詞の太祝詞を告らば、其の事に對へて、天都水を降し給はむとにて、此に太玉命太御幣を取り捧げ、諸神等も各其の八十五籤を刺し立て、日神の御靈を招ぎ請ひ奉らしと、専ら一事になむ有りける、又、天孫降臨章第二一書に、謂ゆる天津神籬も、素より此の事に因りて起樹させ給へる物なる事、其の傳に就きて註せるが如く、其の内殊に近きは、天孫本紀に、宇摩志麻治命、先獻天瑞寶、亦豎神楯以齋矣、謂五十櫛、亦云今木、刺繞於布都主劍大神、奉齋殿内と有る五十櫛は、萬葉十三(四丁)に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏文と見えたる五十串にて、齋の義、又其の今木は、齋木の義と聞ゆれば、此の玉籤の意に等しかりぬ可き事なり、此の事、下の解除の所及び水口祭條に云ふをも合せ見る可し、且の古に玉矛、玉梓など云へるは、正しく眞の玉を著けたる故の事にて、其より轉りて、玉松、玉椿などの如く虚字に云へるも、玉ばかり世に美好き物無ければ、其に比へて擧稱なる事にては有れども、此なる玉籤は靈串の義なれば、私記に、玉者尊貴之名也と云へるは、甚當らざる説になむ有りける、

倍、太玉串、天八重櫛の制は、右に引ける儀式帳に、高四尺、枝別木綿懸之と有るを始として、太神宮式に、著木綿賢木、是名太玉串と見え、建久行事記に、櫛玉串云、櫛枝每木綿結付也と有るなり、(永久勅使記にも、外宮神事、宮司、禰宜等、取賢木一枝、謂之玉串、内宮取玉串二枝、不取替左右手也と有り、倍籤字は、名義抄に、斯留志とも、保曾志とも、竹能久志とも有り、凡べて、久志とは物に刺し立つるを云へれば、櫛又は串の類も同言なるなり、) ○野槌者は、此も神武天皇御紀、顯齋の所には、草名爲嚴野椎と所見たり、倍右の山雷神の下に註へる如く、此の御祈の度に被用たりし限の、山野に出づるは、悉くに、此の山神、野神に令採られたる中に、此の野神に就きて、殊に重きは、此の五百箇野籬之八十五玉籤にて、其の用は、此の次に明らめたるが如くなる、其の專要たる方の一を擧げられたるにこそ有りけれ、上に粗云へる、此の時、日神を鎮め奉る新殿の山材を、山神に令採るに就きて、其の葦草を令刈られし事は、傳六に説ける草野姫命と申す御名にても灼かり、其の大嘗祭儀、及び大嘗祭式、在京齋場條に、卜部學國郡司以下及役夫等、入ト食山採材、即祭山神、訖造酒兒入取齋斧始伐木、然後諸工下手(採大嘗宮材准此)又、卜部學郡司以下雜色人等、入ト食野刈草、即祭野神、訖造酒先刈、次諸人下手(刈大嘗宮草准此)と所見たる、是人の世と成りて、其の木を伐り草を艾るに就きて、其の山野神を被祭るにこそ有りけれ、此にては、其の山野神、共に然る御功の御在し坐して、日神の新殿供奉る本草、各採りて被進れし例に倣ひて、其の神と齋奉らせ給へる山なり、又神宮の御事に於ても然り、太神宮式、(儀式帳敷)新宮造奉時行事條に、次取吉日、山口神祭用物、并行事云々、右祭造宮驛使、忌部宿禰告刀申畢、即山向物忌、以忍鎌

且、草木刈初、然後役夫等、草木刈切、所々山野散遣と所見たれば、此の山口祭の時に、兼ねて山野の事共を取り行ひ仕へ奉れるにて、次に、取吉日、爲正殿心柱造奉云々、入柚木本祭用物云々、右祭、告刀申造宮驛使、忌部宿禰、其忌柱造奉畢、自柚出前追運來、置正殿地也と見え、又、次取吉日、爲造御船代木云々、柚山木本祭用物云々、右如之祭告刀、申御巫内人畢、時山向物忌、先以忌斧、木本切始(下略)と有る、此二の木本祭と云ふぞ、全く山神の祭には有りける、外宮儀式帳の趣も然り、次取吉日、山口神祭云々、右件物、祭奉畢時、御巫内人告刀申畢、即齋裁物忌以忌鎌氏、草木刈始、然後諸役夫等、草木刈切、所々山野散遣云々、次取吉日、爲正殿心柱造奉、云々、入柚木本祭奉云々、次取吉日、爲造御船代木、云々入柚、山口祭用物云々、如之祭告刀申、御巫内人畢時、齋裁物忌、先以小鏡、木本切始、然後役夫等切造と所見て全く同じ事なり、太神宮にては、山向物忌の仕奉る行事を、外宮にては、齋裁物忌の職掌なり、如此く山口、木本の二祭は、共に山神のみの祭の如くなるに、始なる山口祭に其の事を云はざれども、野神の祭をも合せ行ふ意味なる事、其の兩宮共に被行る所の儀式作法を以て考へ合せ曉る可き者なり、(予先には、大嘗祭儀又式などに、ト食山に入りて山神を祭り、然る後に木を伐り、又ト食野に入りて野神を祭らるゝ事なるに、神宮に於ては、神代の古式の殊に傳はる可き筈なるを、然らぬは、如何なる事と、常に不足す思へりしを、右に云へる如き子細有るが上に、又其の沿革る所以も有るなりけり) 倍上、山雷神の下に引ける如く、皇太神宮にては山向物忌の職掌として仕へ奉る事を、度會宮にては齋裁物忌と云ふ有りて、其の職相同じきは、若くは、豐受大神を丹後國より勸請れる以前には、共に内宮に在りて、山向物忌は山材

を採る方にのみ仕へ奉り、菅裁物忌は野草を採る方にのみ仕へ奉れりけるに依りて、各其の意味の名有りつる者なる可し。然るに菅裁物忌は、本度會の地などに住みたりけむから、其の宮に屬き奉る事には有れども、内外宮の隔、儀式以後の如く、然計り際々しくも非ざりけむ程は、互に相通ひて仕へ奉りけむを、何時と無く山向物忌にて菅裁の事をも兼ね、菅裁物忌にて山向の事をも相兼ねる事とは、終に成りにたるなめり、外宮儀式帳、菅裁物忌條に、右人行事、卜定任日、後家雜罪事被淨_氏、立忌館造、別奉始_二所太神宮_乃大御饌處_爾仰奉、拔穗_乃御田始奉時_爾、禰宜率_{菅裁物忌}、竝諸内人等_乎、湯鋏_山參上時_爾、山口祭供奉、其祭物云々等以_氏、祭供奉畢時、告刀申、御巫内人祭畢、即深山祭_氏、櫟木本到_氏、木本祭供奉、其祭物如_{山口祭}、其告刀申菅裁物忌父申畢時、菅裁物忌淨_以、其木切始、然後禰宜内人等_我戸人夫等祭時、共起一時令_切、湯鋏_爾造持_氏、眞佐支_乃鬘_乎、戸別給_氏、菅裁物忌_乎前立_氏、禰宜_學諸内人等_乎下來_氏、_二所太神_乃、御饌處_乃御田_爾下立_氏、先菅裁物忌、湯鋏持_氏、東向耕_爾、湯草湯種下始、然畢時、諸内人等_我戸人夫、以令_爲耕殖_二狀_、即菅裁物忌父田饌仕奉云々、然畢時、歲實臺給畢、皆悉罷去、然後、禰宜、内人、物忌、竝諸百姓等、私田耕始也、又新宮造時、宮處草木刈裁始、又野山草刈裁始(下略)と所見たる其の山口、木本祭の行事は、右の山向物忌の職と同じきを、以下は菅裁物忌の掌として、甚似著はしきを以て、其の然る所以を曉る可きなり、若て、其の山向物忌は男なるを、此の菅裁物忌は女なる、其も此に山雷神、野槌神は男女に渡らせ給へるに合へれば、上古には必ず據有りて起れる職掌と聞ゆれば、元は二宮を兼ねて、相竝び仕へ奉れりけむ事を思ふ可き者なり、(猶又、右に引ける内宮山口祭條に、即山向物忌、以_忌鎌_二、草木刈初、然後、役夫

等草刈木切、所々山野散遣と有るを、外宮なるも同じ文にて、即菅裁物忌、以_忌鎌_二、草木刈始、然後、諸役夫等草刈木切所々山野散遣と有りて、其の掌る所同じと雖も、此の山口祭は山野の神等を被_レ祭る事、右に已に云へる如くなるに、山向物忌には、草刈の事似氣無く、菅裁物忌には木切の事者無しと雖も、相兼ねたるは、木は相共に仕へ奉る事なりけむを、兩宮に相別れたりし以來、右の如く成れりしものと見ゆ、又内宮地鎮謝祭の所に、右の祭告乃申、地祭物忌父仕奉と有るは、其の職名に合せて思ふに、然も有るべきを、次に地祭物忌、以_忌鎌_二、宮地草刈始、次以_忌鋤_二、宮地穿始奉と有る、此を外宮同祭には、菅裁物忌、以_淨鋤_二、宮地草穿始、次以_淨鋤_二、宮地穿始奉と見えたれば、古より沿革有りて、延曆の儀式と定れるなれば、猶其始を思ふ可き者なり、) ○野篋八十五籤は、口訣に、野篋者茅也、茂生以稱_レ之、籊進也と有り、萬葉_二(十一丁)_に、水篋_刈、信濃乃眞弓、吾引者、云々、三篋_刈、信濃乃眞弓、不引爲而、云々と見え、新古今集に、「今宵誰籊吹く風を身に占て吉野の嶽の月を見るらむ」と有るは更なり、旅人の籊の籊屋など、後世の歌に多く詠める是なり、冠辭考に、「籊は志能米竹の類にて、其の小きくて色黒き竹なり、其を阿波土佐などの國にては、須受と云ふと云へり」と有り、右にては、口訣に茅也と註せるに違ひたれば、何れか其と云ふべからざる狀なるに就きて、熟思ふに右の志能賣竹は、古語拾遺に、苗葉忽枯損似_籊竹と有る籊竹是なる可し、和名抄竹類に、籊和名之乃、一云佐々、俗用_二小竹_{二字}、謂_レ之佐々細々竹也と所見れ、又文選訓に、籊を志能多邇と有るも其の略にて、謂ゆる籊竹のことと聞えたるに、籊疏に、野籊、小竹之名と有るも合へり、然るに神功皇后御紀に所見たる、幡荻穗出吾也、と有る類の波多須々伎を、後世、歌には多

く、志能須々伎と詠む事なるが、字は篠^{シノ}と書くなる可し、芒^{スサ}は芭茅とも芭芒とも作きて、時珍説に、葉如茅而長四五尺、甚快利、傷人如鋒刀と云へるは、須々伎の須々は、口訣に謂ゆる進の意、伎は其の芒刺^{スサ}を云へるなれば、右に如鋒刀と云へる狀に異ならず、右の如くば、芒^{スサ}と茅^チと同種の物なれば、篠竹と云へるも、茅也と云へるも、其の異り無かる可き事なり、楮纂疏には、野籬と作かれたる籬は、葦の一名にして、兼と同物の由、本草に所見たれども、諸本共に野籬と作る、籬と籬と其の音同じければ、義も通へるにや、今野籬と作けるは、冠辭考、古史徴に引かれたるに依れり、(通證に、右の口訣の文を引きて、今按、此乃前章草野籬爲野茅之意、私記亦訓野籬爲須々岐、延喜式食籬、訓須古毛、爾雅籬黍蓬疏蒿也、廣韻籬也、又韻會進也、洪子輿嚴陵祠詩、垂釣想遺芳、撥籬羞野籬、穀梁傳注、無牲而祭曰籬と有り、名義抄に、籬字を、古毛とも、須々牟とも、牟志呂とも、久佐とも、能夫とも、阿具とも、加佐奴とも有り、楮右に云へる籬は、和名抄竹類に、籬和名乃、箭竹名也と有りて、篠^{シノ}の事なり、通證に、字典竹之小者曰籬、周禮註籬籬也と有り、) 楮、此の野籬八十玉籬を、此の事實に合せ稽ふるに、此の玉籬は、右の太玉申とは別にて、正書に謂ゆる、茅纏之稱は更なり、又、古事記に、手草^テ結天香山之小竹葉而と有る、此を拾遺に、以竹葉猷憩木葉爲手草と所見たる、猷憩木葉は、手草に採れる賢木を云ふ由、已に傳十七に云へる如くなれば、此の二を以ても、眞坂樹と野籬との玉籬に當り、又其に註へる此の瑞殿の山材野草、共に山雷、野槌二神をして令採られし事にし有りければ、四神出生章に、此の御名を草野姫と所見たる其は、屋の葦草を所知し給ふ義なるは然る物にて、其の神食籬又神樂採物の籬は更なり、韓神に取る枯荻などの如きも、其の神の仕へ奉り給ひ

し事、今云ふ限に非ざるなり、又、其に云へる、素戔鳴尊の節折の篠竹、又被具の菅葉を令採らるゝ如きも、此の神の所任し給ふ可き御事なり、此を以て、此の野籬之八十玉籬は、上に謂ゆる天八重櫛、太玉申の類とは、其の用ひ狀甚異なるを知るべきなり、(然るを、谷重遠説に、籬小竹也、野籬籬、萬葉集所謂、竹珠而貫垂以獻神者と有るは誤なり、通證に、但玉籬、不必竹珠之謂、竹玉爲輪者、不可謂之籬耳と云へるは、實に然る言なり、思ひ混ふ可からず、) ○凡そ此諸物皆來聚時と云ふは、右件は、已に註へるが如く、命令の文にて、古語拾遺に、宜令太玉神、學諸部神造和幣云々と有る文に當り、其の終に、其物既備云々と有りて其の作法の較略を云ひ、次に備備既畢、具如所謀と云ひて、其の行事を云へるに此は相當れ、其の心して見るべきなり、楮、此に、此諸物皆來聚と云へるは、譬へば、山雷神をして、五百箇眞坂樹、八十玉籬を天香山に採らしめ、野槌神に、五百箇野籬、八十玉籬を郊野に令採られしを、其此祭場に持ち聚まり來るを云ふ事なり、(四時祭式祈年祭條に、前祭十五日、充忌部八人木工一人、令造供神調度とは、此に謂ゆる右件の諸神に幣帛の事を令せて、各々相造らしめらるゝに同じく、次に、致齋之日、平明奠幣物於齋院案上并案下と有ると此の文と等しき所なり、) ○神祝祝之此云加武保佐保佐積積は、第三一書に、於是天兒屋命云云、而廣厚稱辭祈啓矣、于時、日神聞之曰、頃者人雖多請、未若此言之麗美者也云々と見え、古事記にも、天兒屋命、布刀詔戶言禱白而云々と有る是なり、私記にも、是謂以神明之祝文而祝申と云ひ、口訣にも、神祝祝之祝詞也、上説天兒屋命太玉命、相與致其祈禱云々と所見たり、楮、祝字は、常に保具と訓む字なるにて、神功皇后十三年御紀に、皇太后、舉觴以壽于太子因以歌曰と有る御歌の中に、

等豫保枳、保枳茂苦保之訶武保枳、保枳玖流保之と有るは、私記に、豊祝々廻、神祝々狂と有るが如く、保枳と云ふに實に當れり、大殿祭詞に、言壽と有る下に、古語云許止保企と所見たる、此の保の言はしも、神功皇后御紀なる、神の御託言に、幡荻穗出吾也と有る穂にて、思の外に表はるゝを云ひて、四神出生章第十一書に、作色を意母保傳流と訓み、又萬葉に、榜船眞帆爾妹爾云云と詠めるなどは更なり、保能煩能、又保賀良加など、何れも同意なる是なり、具は舉の略にて、此を保具と云へば、穂擧にて、心に思ふ事を言擧て、仄めかすを云ふなり、(然らば、如此く物を擧げ稱へて保具と云ふより、外に、悪しき方に通はし云ひても、然云ふべき語なりと聞えて、天孫降臨章第一書に、呪字を保岐氏と訓み、欽明天皇二十三年御紀に、呪字に保佐岐と云ふ訓有るを以て、善きにも悪しきにも通はし云ふ事を知るべし、猶次に云ふを思ひ合す可し) 楮、此の保佐久は、右の保具とは等しきが如くなりと雖も、熟思ふに等しからざる可し、保は、右に云へる穂出吾也、又作色などの保にて、日太神の御赫怒り坐せる大御心を、宥め奉らむと思ふ心を云ふなり、佐久は前にて、其の思ひを言に出して、先に進まするを云ふなめり、古語拾遺に、於是、大地主神、令片巫巫、占求其出、御歲神爲祟、宜云々解其怒、依教奉謝御歲神と見え、又日本後紀、延曆二十四年二月、石上大神の御怒り坐せる所に、召彼女巫、令鎮御魂、女巫、通宵忿怒、託語如前、遲明乃和解とも所見たり、今も、人の怒の稍くに和らぐを解くると云ひ、又人の心の和やかにして、憤ましき狀無きを、佐久伊と云へるも同義なるが、此方に云ふ言を彼方に回らして云へるなる可し、記傳八(四十五丁)に、「詔戸は宣説言なる可し、説は、書紀に太諄辭と書ける諄字の意なり、説文に告曉之熟也と云へり、久度久と云ふ言も此の

宣説言の意に近し、俊頼朝臣歌に、「始無き罪の積りの悲しさを叩頭の聯々久度伎つる哉」と有る久度久は、世に、詢をも、認をも、口説をも訓みて、諄説の義なるが、其も俗に云ふと同じく、人の心に我が云ふ事を強ひて甘なはせむと爲る由なれば、保佐久の佐久と、久度久の登久と、同じ意味なれば、此の神祝祝之は、皇太神の御怒を解き奉らむと爲て、奉謝られしを云ふなれば、言壽など云ふ保企とは同じからざれども、言意は同じ事なる可くぞ所見たる、周禮に、大祝掌六祝之辭と云ひ、字典に、祝丁寧也、請求之辭と有るを借りて、祝字は書かれたりし者になむ有りける、(通證に、或謂、今俗不厭情而盡言、曰保佐久、蓋祝之遺也と云ひ、又人の情の打ち亂れて、憚らず戯るゝを、布邪詭流と云へるを、東國にては小兒の事に云ひ、西國にては多く男女の間に云ふも右の轉なり、又大同類聚方に、保佐紀可太と云ふ條有りて、寶豆支、又波那非割、又斯波不奇、又保左區割、又無南迦反里、又於毘津起、又他麻非、又反比俚と有るなどは、身中に含める火氣の、外に出づる病の類を云へれば、此の保佐紀可太は、火拆方と云ふ義なるも、佐久の例なり、思ひ合す可し) 楮、神祝祝之と如此く重詞に云へる語は、神集々神議々と云ふに等しく、其の事を諄々と成し行ふ義なり、其は、此の事を古事記には、天兒屋命、布刀詔刀言禱白而と見えたるに、此には第三一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭、而宣之焉と有りて、其の行ふ所は異なれども、祝詞の言は同じきを、右に諄辭の字を被用たるは、其の事を諄返し申し宜ぶる事にて、中臣諄詞に、此玉櫛還刺立氏、自夕日至朝日照萬氏、天都詔戸乃、太詔戸言還以氏告禱、如此告禱、麻知飛、弱菲仁由都五百算生出者、自其下天八井出牟と有りて、夕日より朝日照に至る迄其の同じ事を諄返し唱ふ可き由を、已に天神より教へ悟させ給へるは、此の

時に天兒屋命の然爲させ給へる例を以て宣へるなり、右に、石上大神の御祟の事を云へるに、通宵忿怒、託語如前、
遅明乃和解とも有るが如く、神の御怒の解けさせ御在し坐す迄、猶諄返し祈言せる趣なるも右に同じ、猶、傳二十
に云へり、考へ合すべし、今俗にも、眞言を諄など云ふ時は、幾百千返と無く返さひ唱ふるは、我が古義の、神家に
絶えて釋徒に遺れる者なり、(萬葉十三卷六丁に、奥浪、來因濱邊乎、久禮々々登、獨會我來、妹之目乎欲と有る久
禮々々は、毛詩に諄々を然訓めるに同じく、俗に吳々と書く、是なり、右の諄々を、註に詳熟也、朱子云、詳語之
貌と見え、廣韻にも、諄告之丁寧也と有りて、祝に又同じ。)○於是日神方開盤戸而出焉と有る此は、其の神祝々奉
りし事を聞看し、感けさせ御在し坐して出で坐せる趣なるを、甚く切めたりし者なれば、第三一書に、於是天兒屋命
云々、而廣厚稱辭祈啓矣、于時日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開盤戸而窺之、云々
と有る所に、引き當て、心得べき者なり、又正書に、猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之稍、立於天石窟之前、巧
作俳優云々とある一節は、凡て略れて、唯其祈言に感けさせ給ひて、御身自ら其盤戸を開かせ御在し坐して、出で
坐せる趣なれども、別に一傳と云ふにも非ず、此は、其の事に依りて竟に出でさせ給ひし大綱を云ふにて、右の如
く、上より幣物の出で來れる事を云ひ下して、其の祭主と坐す天兒屋命の、専ら神祝に祝ぎ給ひし事を立て、云ふ故
に、其の縁に引かれて、其餘の事共に漏れたる者なれば、佗の傳々に比校へ考ふ可き事、云ふも更なり、(然らざ
れば、天鈿女命の、俳優して其の大御心を取り奉られし事件は更なり、天手力雄神の御戸開の功用も何も隠るひ竟る
事なり、然るは、御紀の例として、正書に委しき事は一書に書されず、一書に詳なる事は正書に略かれて、相交へ讀

むべく御心しらひ爲給へればなり。)○以鏡入其石窟者は、傳十七に此の文を擧げて論め云へるが如く、日神の空
く盤戸を出で離れさせ御在し坐さゞりつる以前の事にて、正書に、乃以御手細開盤戸窺之と見え、又右に引け
る第三一書にも、乃細開盤戸而窺之と有る程の御事にて、其の委しき状は、古事記に、此種々物者、布刀玉命布刀
御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、天手力男神、隱立戸掖而、天宇受賣命云々、於是、天照太御神、
以爲怪、細開天石屋戸而内告者、云云、爾天宇受賣自言、益汝命而貴神坐故歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋
命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神逾思奇而、稍自戸出而臨坐之時、其所隱立之天
手力男神、取其御手引出と所見たる、其の御戸より出でさせ御在し坐して、彼の御鏡を奇しと見行はし坐しける時
に、其の御鏡に大御心の移ろはせ御在し坐す、其の閑隙を得て手力雄神の御戸を抛げ給ふ所を、透さず天鈿女命其
の御手を承奉りて、引き出し奉らす時に、其の御鏡を石窟に入れ奉りて、中臣神、忌部神、即端出之繩を界以し奉
れるなれば、其の次第を思ふにも、此に日神方開盤戸而出焉と有るは、其の事の始終を云へる文にて、未だ全く出
で離れさせ御在し坐さざりし以前なる可き事、次に觸戸小瑕と有る戸は、其の盤戸に在らずして何をか云はむ、此
を以て其の戸を未だ引き開け竟へざりし程の事なるを思ふ可き者なりかし、(其の御戸開神と申すは、天手力雄命、
天鈿女命二神に御在し坐す由、其も傳八卷に云へり、此の事は、誰しも甚く心得難に爲める事にて、古より、慥に定
たる説無きを、師の古史第五十六段にも、盤戸を出でさせ給へる後の事と爲て、文を其の事の終に載せ次げられたる
は、思ひ誤られたるなり、)其の事、古語拾遺にも、於是從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡、(中略)儲備既畢、

其如所謀、爾乃太玉命、以廣厚稱詞啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉、仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉、(中略)聊開戸而窺之、爰令天手力雄神、引啓其扉、遷座新殿云々と出でたり、其も、古事記と同じ意なりければ、此に以鏡入其石窟と云ふは、其の扉を引き啓けざりし以前なる事、右に註へるを以て知るべし、偕、此の鏡を以て其の石窟に入れ奉れるに、別なる意有るべからず、其は、日神を奇しませ奉らむとて、彼の鏡を、古事記に、益汝命而貴神坐と云ひ、此に寶鏡明麗恰如汝命と拾遺に見えたるは、日神を戸より出し奉りて、臨ましめ奉らむと云ふ事の下構へなるを、其の謀りつる如く、稍に日神の御戸を開きて出でさせ御在し坐し、かば、是ぞ八百萬神等の祈り思ふ事なりければ、眞の日神を出し奉りて、新殿に移ろはし奉りて、復還り入らせ給ふまじき事に勤めて、其の鏡の事に心を懸くべきに非ざる可ければ、日神の御手を奉承りて、引き出し奉る引き替へに、其の鏡は投げ入れられたる者なり、(然始より思を凝して、日神の御像と仕へ奉れる鏡を投げ入れむ事は、甚無禮き狀には有れども、其の鏡を作ると云ふも、日神を招ぎ出し奉らむと爲られし者なれば、今現に日神の出でさせ給へるを余に見て、其の鏡をのみ守り居らる可きに非ざるを思ふ可き者なり、偕此の鏡を入れられたる事に就きて、纂疏に、天無二日、日神已出窟、故以鏡入其窟、蓋意恐日神復還入、故豫防之也と宣ひ、直指に、「日神已に岩屋を出で給ひぬる上は、先の祈禱の鏡用ひて何にかは爲む、所願成就する故に、岩屋の内へ入れ奉るなり」と云へるなど、日神の石窟を出でさせ御在し坐しける後の事に見るは誤なるが上に、其の鏡を入れ奉る事に理屈を附け云ふにも足らぬ推度なりかし、○觸戸は、戸爾都伎布禮氏と訓めり、俗に戸に突き當りてと云はむが如し、偕此

の戸は警戸なる事、已に右に註へるが如し、第三書に、是時、天手力雄神、侍警戸側、則引開之者、日神之光滿於六合と所見、又古語拾遺にも、爰令天手力雄神、引啓其扉、遷座新殿と見えれば、其の扉を引き開きて、投げ給ふ時に突き觸れたる事なり、又此を以て、日神の警戸を出でさせ御在し坐しける後に鏡を入れ奉れるに非ざる事を曉る可し、右に引ける古事記に、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神、逾思奇而、稍目戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力雄神、取其御手引出、即布刀玉命、以尻久米繩、控度其御後方、自言、從此以內不得還入と見えたる如く、彼の鏡を指し出して示し奉る時に、日神の奇しと所思して臨み坐せる、即ち手力雄命は御戸を開き、天鈿女命は御手を取り引き出し奉れる其の間に、鏡を投げ入れて、直に端出之繩を界以して、復還り入らせ御在し坐すまじき設を成せるなどの次序を、竝べ擧げて思ふに、其の扉を引き啓き奉れる時なむ、其の鏡を投げ入れて、戸に突き觸るゝ頃なりけらし、(都伎布禮氏と訓めるは、古義を傳へたりし者にて、戸を引き開きて、空に投げ落す事の急なると、日神を還り入らせ奉らじとて、後へ廻るとて鏡を投げ捨て、其の設を成す事の卒爾なるにて、相突き當れる由を傳へたりし者なり、觸戸と云ひて、觸石窟と云はざるに、心を就けて思ふ可し、)都伎布禮は、萬葉八(三十五丁)に、草枕、客行人毛、往觸者、爾保比奴倍久毛、開流茅子香聞、十一(二十六丁)に、劔刀、諸刃之於荷、去觸而、所殺鴨將死、戀管不有者と見え、又源氏夕顔卷に、「如何なる伊伎布禮に係らせ給ふぞや云々」と有るは、行きて物に觸るゝを、伊伎布禮とも由伎布禮ともいふなり、此は其とは別にて投げ落す戸と、投げ入るゝ鏡と、行き合ひて突き當れるなれば、都伎布禮にて實に叶へり、決めて古言なる可

し、楮、觸と云ふ例は、古事記に、其天沼翠、拂^{フシ}樹而、地鳴動と見え、應神天皇三十一年御紀に、枯野船の事を、由羅能斗能、斗那珂能異句離耳、敷例多菟、那豆能紀能、佐椰々々と有る、敷例多菟は、釋に觸立也と有り、又石に物の觸るゝ事を云ふは、萬葉十(五十八丁)に、雨零者、瀧都山川、於石觸、君之摧、情者不持と見え、相模風土記に、鎌倉郡見越碕、每有^レ速浪崩^レ石、海人號^レ伊曾布利と有るを、萬葉十四(六丁)に、可麻久良乃、美胡之能、佐吉能、伊波久叡乃、伎美我久由倍伎、己許呂波母多自と詠みて、石觸^レと石崩^レとを一にし、又二十(十七丁)伊蘇爾布理、宇乃波良和多流なども有り、(名義抄に、觸字を、布流とも、加々流とも、許登爾とも、宇基久とも、宇都とも、都久とも、阿伎良加爾とも訓むに、説文に、觸行末也と云ひ、字書に、突也、犯也と註せれば、觸を都伎布流と訓めるは實に然る可し)○小瑕は、古伎受都祁理と訓めり、此は其の磐戸に突き當りて、帯の落ちさせ給へるを云ふなり、此小瑕の御事は、釋に引ける天徳御記に、天徳四年九月二十四日、鑿^レ求温明殿所納之神靈鏡、并大刀契等、申時重光朝臣來申云、瓦上在^レ鏡一面、其鏡徑八寸許、頭雖^レ有^レ小瑕、專無^レ損^レ圓規并帶等、甚分明、見^レ之者無^レ不^レ驚感云々、先師申云天徳回祿之時、件神鏡(内侍所)在^レ灰燼之中、不^レ燒損、其鏡徑八寸許、頭雖^レ有^レ小瑕、專無^レ損^レ之由、御記文炳焉と所見たる頭は、下に、先師申云、御記文頭之瑕者、端之義歟、且以^レ頭字讀^レ波多者、當記之説也と有りて、次に云ふ帯の事なり、楮此の御鏡の御形象はしも、傳十七に、此の御記を引きて註へるが如く、神宮古記に、八咫古語八頭也、八頭花崎八葉形也、故名^レ八咫也、中臺圓形座と有りて、右に謂ゆる圓規は、中臺圓形なる所を申し、帯は圓外花崎なる頭を申せるなれば、其の圓外なる帶の所の一葉、缺けさせ御在し坐すを以て、頭雖^レ有^レ小瑕と

は記されたる者なり、若て、其の文を畢へて、次に、先師申云と云へるは、釋者の其の文に就きて言を成せる所なるが、下文に、大仰云、御記文、神鏡小瑕如何、先師申云、如^レ舊事本紀者、以^レ鏡入^レ其石窟者、觸^レ戸小瑕、其瑕於^レ今猶存、云々、此文即載^レ當紀之一書、就^レ之思^レ之、崇神天皇御宇、被^レ奉^レ寫^レ此神鏡之時、不^レ違^レ本鏡、鑄^レ付件小瑕之條、於^レ焉明白者歟と所見たるが如く、瑞籬朝廷に、鏡を改め造らるゝ時に、其の本鏡に露も違ふ所無く造作し仕へ奉らると爲ては、此の時に付きたりし小瑕をも其の有りし如く仕へ奉られし故に、威^レ所^レに御在し坐す御にも、其の帯に小瑕の御在し坐せる狀を見奉り、被^レ傳^レたりし者になむ有りける、(右の御記文を、扶葉略記又帝王編年記等に、御日記云と出でたる、此に同じ、楮、此の帯は、八頭花崎の磐戸に突き觸れて、缺けさせ給へる御事に御在し坐すを、纂疏に、天無^レ一日、日神已出^レ窟、故以^レ鏡入^レ其窟、蓋、日神久在^レ石窟、而損^レ其明、故、日像之鏡、亦觸^レ窟而生^レ小瑕、物之相感、自然之理也と有るなどは、理屈に泥みたる御説なり、口訣に、觸^レ戸小瑕者、不^レ覺^レ手舞足蹈、貴敬之甚也と云へるは、少く穩なる狀なれども、猶此の次序に聞き説なり)楮、其の磐戸に突き觸れて小瑕付かせさせ給へる御鏡の御缺はしも、其の八頭花崎の中に、僅に一所の帯のみなり、其の證は、寛弘二年十一月子刻許云々、内裏燒亡者云々、火起^レ自温明殿、神鏡(所謂恐所)大刀契啓、不^レ能^レ取出^レ云々、定^レ申神鏡燒損事云云、神鏡大刀并契書燒亡、鏡僅^レ有^レ帶、自餘燒損無^レ圓規、失^レ鏡形云々、村上御記云、天徳四年九月廿四日、燒亡云々、廿四日、重光朝臣申云、罷^レ到温明殿、所^レ求、見^レ瓦上在^レ鏡一面云々、廿五日、清遠伊陟等合申、又^レ求得燒鏡一面云々、故殿御日記云、恐^レ所雖^レ在^レ灰燼之中、曾^レ不^レ燒損云々、如^レ件鏡、(一作説)似^レ三面云々、十二月九

日、左頭中將來、乍立云、今日酉刻、神鏡、自太政官奉移東三條院、可供奉其事者云々、十日、頭中將示送云、神鏡昨奉移、但開舊御韓櫃、持奉納新辛櫃之間、忽然有如日光照輝、內侍女官等、同見神驗猶新、最是足恐驚者と有り、右の村上御記と云ふは、上に引ける、天德御記の事なるが、此の、見瓦上在鏡一面と有る細書に、其鏡徑八寸、頭雖有二疵、專無損圓規并帶等、甚以分明云々と有りて、右の小瑕を、此には一疵と出てたる是也、其の一疵の御缺は、熱田大神宮鎮座記に謂ゆる天火徹と云ふ御火打なる事、次に説けるが如し、實に動くまじき説になむ有りける、其の據は、景行天皇四十年御紀、東征の所に、冬十月壬子朔、日本武尊發路之、戊午、枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姬命曰、今被天皇之命而東征、將誅諸叛者、故辭之、於是、倭姬命、取草薙劍、授日本武尊曰、慎之莫忘也、是歲、日本武尊、初至駿河、其處賊陽從之欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊、信其言入野中而覓獸、賊有殺王之情、(王謂日本武尊也)放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之向燒而得免、(一云、王所佩劍叢雲、自抽之薙攘王之傍草、因是得免、故號其劍曰草薙也、叢雲、此云茂羅玖毛)王曰、殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津と所見たる、右には草薙御劍のみを賜へる状なれども、古事記には、倭比賣命、賜草那藝劍、亦賜御囊而詔、若有急事、解茲囊口云々、於是、看行其神、入坐其野、爾其國造、火著其野、故知見欺、而解其婢倭比賣命之所給囊口而見者、火打有其裏、於是、走以其御刀刈撥草、以其火打而打出火、著向火而、燒退還出と有りて、此には、其の御劍に燧を添へ賜へる事、正しく所見たり、又熱田大神縁起にも、倭姬命、感其心、授一神劍曰、努

々力々、莫離於身、又賜一囊曰、若有急事、解斯囊口、倭武尊、拜領劍囊、行、(中略)倭武尊、到駿河之時、賊帥陽從之、(中略)放火燒野、(中略)其所帶神劍、自然抽出、薙四面之草、又開所持囊、中有火打一枚、驚喜敲火、向燒得免と有り、又鎮座記にも、皇女、取劍與囊授曰、慎莫忘也とも所見たれば、御紀に其の囊を賜へる事の載せられざるも、事實の上は、共に相同じく有れば、其の主たる方を擧げて、其の一をば略かれたる者なりけり、(其の古本裏書に、兼文案之、今世俗、號火打囊、付于刀者、可爲此因緣也、有與事也と云ひ、後撰集に、東へ行く入に、火打を贈るとして「折々に打ちて燒く火の煙有らば心佐須賀を忍べぞと思ふ」と有る鈔に、佐須賀は腰刀なり、燧に附くと云ひ、又同集、遠き處へ罷りける友等に、火打に添へて遣しける、「此の旅と吾を忘れぬ物ならば打ち見む度に思ひ出でなむ」と有る類、猶多在るを、委しくは其の御紀の傳に云ひてむかし、鎮座記に、此燧、後天火徹燧名之、俗號燧袋、付大小刀其縁也と所見たる、其を、源平盛衰記に、「倭姬命の、劍に付けて賜へる、彼の燧と申すは、天照太神、我が御貌を、末の帝迄見せ奉らむとて、御鏡に移させ給ぬけるに、取り落して破れたるを燧に成し給へり、其の燧を錦袋に入れて劍に付けられしなり、今世迄、入の腰刀に錦の赤革を下げて燧袋と云ふは、此の事なり」と有る、天照太神云々の事は誤りなれども、取り落せる御鏡の缺、即ち火打なる事、甚愛たき傳なり、若て、其の燧をしも稱へて天火徹と云ふは、後に號けたりし者とは思しからず、決めて古き稱と聞えたり、偕、倭姬命の、此の時に、掛まくも甚も可畏き、天照坐日太御神の御像と齋き奉る、大御鏡の御缺を、山に御許を放ち奉り、燧と成して、日本武尊に賜はらせ給ふと云ふ事、私の御振舞の如く見えさせ給ふに就きて、熱く

其の事の本を探り索むるに、其の磐戸に突き觸れて小瑕の付けりし時に、大に激り、其の鏡の眞鐵なると、戸の磐石なるとの間より、火炎の透徹り出でたりけむに起りて、世に燧と云ふ物の始と成れるなる可ければ、已く、古に、此を天火徹と云ふ名の有りけるなり、龜卜祭文に、採天香山之布毛里木、造火燧、燧出天香火、吹著天母香木と有るを以て、天上に已に燧の制有りし事を曉るべし、偕此に、然計り止事無き御物を、草薙劍に副へて賜はせりしは、全く其の急事を防がせ給はむと、皇太神の教へ諭させ給ひなどぞ爲たりけむ、其の事、傳廿四に注せるを見るべし、神名式に、尾張國愛智郡日割御子神社（名神大）を、鎮座記に、一云、燧而坐と書けるは、此の天火徹を祀き奉る社なるか、考ふるに、其の天火徹はしも、傳廿四に注せるが如く、熱田神宮の正殿に御在し坐して、皇太神の御靈に坐せれば右の燧而坐は燧石の御事なる可し、鐵を以て石を打てば、火其より割き出づるを以て云ふ稱なめり、仁明天皇御紀に、承和二年十二月辛未朔壬午、尾張國日割御子神預名神、熱田大神御兒神也と有るは、熱田本宮の天火徹に屬きたる燧石に渡らせ給ふ由を以て、御子神とは申せるなり、本國神名帳には、正二位日割名神と有り、偕、日割を比佐伎と訓めるは火拆の義なり、龜卜を成すに、町を掘り、朱櫻皮に火を著けて焼き行くに、其の火氣の徹りて、割目の見はるゝを火拆と云ふも、火徹の義に異ならざるを思ひ合す可し、然れば、天火徹に屬きたる燧石の、此の日割神社に鎮り御在し坐すと云ふ事、現に日割と申し奉る神名にて、更に疑ふ所無き者なりかし、へ今、其の神社を火破給子神社と作るは、割を和理と僻訓しつる誤なり、又神名帳頭註に、日本武尊五男、武彥王也と云へるは、熱田大神御兒神也と云ふより、推し當てたりし者なめり、偕又、此の天火徹は、右に云へる如く御鏡の缺に御在し坐すを、其の御鏡を作り奉らしゝ天火明命、天香山命裔と有る、尾張氏に持ち齋かれさせ御在し坐すも、故有る御事なる可し、偕、天火徹に就きて、天孫降臨章には、熱字を富登富理と訓めるをも、思ひ合す可し、又、縁起に、於是、宮酢姫、會集新舊、相議曰、云々、占社奉遷神劍、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、光焰不銷、水田尙熱、仍號熱田社と云へるは、熱田の字に就きて説を成せるが如しと雖も、若くは、右の天火徹より自然に火の炎出でて、然る實事の有りて神號と成り地名と成りつらむを、自然神の御心なりけむかと思はるゝなり、○其瑕於今猶存の存字は、宇世受と訓み來れり、然る可し、偕此に、以鏡入其石窟者、觸戸小瑕と云へる、此の日神の大御鏡はしも、次に、此即伊勢崇祕太神也と所見たる、崇祕の字を以ても、古より誰かは見奉り知る事の有らむ、然るに、此の御紀を撰り成し給へる養老四年庚申より、年數凡二百四十年を経て、天德四年庚申に、其の小瑕の御在し坐す御有狀を見奉りて、其の御紀にも書され、世人の驚き奇しき奉るに就きても、神代の古傳の、信に疑ふ可からざる事をなむ知るべかりける、斯る例はしも、猶外にも有る事にて、下章第六一書に、其後、少彦名命、行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣と見え、又天孫降臨章第二書に、大己貴神の事を、吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而、長隱者矣と有るを、大倭神社注進狀に引けるには、即躬披瑞之八坂瓊而、長隱常世郷者矣と見えて、二神共に常世郷に御在し坐しゝ古傳なり、然るに、文德天皇實錄に、齊衡三年十二月、庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有神新降、（中略）時神憑人云、我是大奈母知、少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸と見えたる、此は御紀の御撰有りしよりは百三十七年後の事なるに、斯る信驗有り、天

地の彌遠長き間には猶幾許りか出で來るらむ、御紀の撰者等、然る未來まで知りて、争でか記し置く事の有らむ、神代の古傳も凡て然り、凡俗の輩には意表なる事なる故に、人皆此を疑ふと雖も、生狹しき己が狹智に引き合せて、信はざるにこそ有りけれ、天地の彌遠長き間には、如何なる寄異なる神の御所置を、眼前に見奉る事の、世に絶えて無かる可き者とは、如何は定め云ふべからむ、(其の時に至りて後悔ゆとも所詮無かる可かりければ、御紀の斯文の、後に合ふ事有るを以て、其餘なる萬事にも、必ず合ふ所有らむを思ひ量る可き者なり、是ぞ我が皇學の學則なりける、因に云ふ、右の小瑕は、上に引ける天德御記にも出でたるを、小右記に、村上御記として引けるには、一斑と有りて、其八頭一帯の缺けさせ給へるなり、若て其の圓規に其の疵の係らざる證は、輔行記と云ふ佛書に、玉之外病爲_レ瑕、玉之内病爲_レ玳と言へる、瑕の字はなればなり、) ○此即伊勢崇祕之太神也、傳十八に註へる如く、古語拾遺に、於是、從_三思兼神議、令_三石凝姥神、鑄_三日像之鏡、初度所_レ鑄、少不_レ合意、(是紀伊國日前神也) 次度所_レ鑄、其狀美麗、(是伊勢太神也) と所見たる、其の初度所_レ鑄と云ふは、第一一書に、故即以_三石凝姥_二爲_三治工、採_三天香山之金_二、以作_三日矛_二、又全_三剃真名鹿之皮_二、以作_三天羽輪_二、用_三此奉_レ造之神、是即紀伊國所_レ坐、日前神也と有る是にて、日矛は謂ゆる茅纏之稍にて、鏡は其の鋒端に著けたりし故に、矛に日矛の名有る由、已に云へるが如し、若て、次度所_レ鑄と云ふは、此に此即伊勢崇祕之太神也と有る是なり、大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、小鈴一合也と有る本註に、一鏡者天照太神之御靈、名_三天懸太神_二也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名_三國懸太神_二、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也(下略)と有りて、此伊勢の御を天懸太神と申し奉り、日前の御を

國懸太神と稱へ奉れるは、天照し國照し坐す義を以て、號け分け奉れる者なり、(但、天懸太神、國懸太神と申せるは、本より日神の大御名にも御在し坐さず、又五十鈴宮、名草宮に御在し坐す御靈の御名を、然稱へ申せるにも非ず、此は唯、其の御鏡の、天地に照炫やかし給へる由を以て稱へ奉れるなれば、即ち其鏡の御名なる事を明らむ可き者なり、) 口訣に、伊勢崇祕之太神也者、此御鏡、自_三天孫_二至_三(九代)開化天皇御同座、(十代)崇神天皇、畏_三神威_二所_レ遷_三笠縫邑、(十一代)垂仁天皇御宇、大倭姬命、頂_三戴鏡劍_二而、鎮_三坐度會郡五十鈴河上_二、太神宮之御正體也、(以垂仁天皇以來之說也) と所見たる如く、此は、後に其の大御鏡の鎮り御在し坐す御を書し傳へたるなり、偕天孫降臨章第二一書に、故、天照太神乃賜_三天津彥々火瓊々杵尊_二、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種寶物と有る、其の御鏡の御事を、第二一書に、是時、天照太神、手持_三寶鏡_二授_三天忍穗耳尊_二而祝之曰、吾兒、視_三此寶鏡_二、當_レ猶_レ視_三吾_二、可_レ與_三同_二床共_レ殿以爲_三齋鏡_二、復勅_三天兒屋命、太玉命、惟爾_二神、亦同侍_三殿內_二、善爲_三防護_二と見え、又古事記にも、於是、副_三賜其遠岐斯八尺勾瓊_二、鏡、及草邦藝劍、亦常世思金神云々、而詔者、此之鏡者、專爲_三我御魂_二而、如_レ拜_三吾前_二、伊都岐奉_三、次思金神者、取_三持前事_二爲_レ政、此二柱神者、拜_三祭佐久々斯侶伊須受能宮_二と所見たるを、御紀なるは、崇神天皇御世に御模造も出で來にたれども、永く其の御模造ながらに、皇太宮に齋ひ奉らせ給ふ事に係けたる傳なり、又古事記は其の眞の御鏡の、五十鈴宮に大坐し坐す御事を、申し傳へたる者なり、(但、第一一書には、其の三種寶物を、瓊々杵尊に授け給ふとし、第二一書には、忍穗耳尊に傳へ給ふと云へる、共に違へるには非ず、其は、其の末に、天忍穗耳尊云云降之、故時居_三於虛天_二而生兒、號_三天津彥火瓊々杵尊_二、因欲_レ以_三此皇孫_二、代

親而降、故以天兒屋命、太玉命、及諸部神等、悉皆相授、且服御之物、一依前授、然後天忍穗耳尊、復還於天、云々と所見たれば、天照太神より、忍穗耳尊に授け賜ひ、又其の天忍穗耳尊より、瓊々杵尊へ授け進らせ給ひて、天降し給へる趣なるにて知られたり、又、其の古事記には、思金神の下に布刀玉神の御名を脱せるなり、此の事、古史第三百三十三段徴に、委しき考を載せられたるを、此にも猶其の證を添へ加へて、傳十七卷に已に註へりき、) 儲、崇神天皇六年御紀に、先是、天照太神、和大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、其住不安、故以天照太神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、(下略)と有るは、古語拾遺にも、御天降の時の詔命は、此と同じく、即勅曰、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、與同床共殿、以爲齋鏡、云々と有りて、其の神武天皇段に、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物官物、亦未分別と見えたる、是即ち上世皇宮の御有狀なり、其の崇神天皇段に、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏、鑿石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身御璽、今踐祚之日所獻、神璽鏡劍也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照太神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉(下略)と所見たる、此時より始めて皇太神の神威を畏み奉らせ給ひて、鏡劍をしも、別處に出し奉らせ給ひて、皇宮には其の御摸造を留めて、上世の眞の御物の狀に、持ち齋き奉らせ給ふ御事とは成れるなり、然らば、皇太神の大御言に、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡と詔り給へる趣に違ひ奉らせ給ふ如くなれども、其の共住不安と云ふは、已に其の時の大御心に御在し坐せば、其の御摸造を造り奉りて、上古の神勅の如く皇太宮に齋き奉らせ給ふと云ふも、亦皇太神の大御心に御在し

坐せば、其の神勅に露も背き奉らせ給ふ所、御在し坐さざる事、次條に云ふを見て知る可きなり、(世人、此の御事を愁たみて、上古の神勅に相違有る如く思ひ取りて、其の首尾相貫ぬかざる如く云ふめるは、却に心の至り淺き空歎きと云ふ者なり、若し此を惡しき事と爲る時は、後に皇太神の伊勢に鎮り御在し坐して、其の神威の眞盛りに大坐し坐す御事をも係けて、世に詳はしからぬ事と云ふに當れば、甚々可畏き事なりけり、皇太宮の内に留らせ給へるは、御摸造には御在し坐せども、其の眞物に少かも違ふ事無く寫し奉り、又其の皇太神の御靈と齋き奉らせ御在し坐す上は、何の異なる事かは坐さむ、) 若て、垂仁天皇二十五年御紀に、三月丁亥朔丙申、離天照太神於豐耜姬命、託于倭姬命、爰倭姬命、求鎮坐太神之處、而詣菟田菰幡、(菰此云佐々) 更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國時、天照太神、誨倭姬命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可憐國也、欲居是國、故隨太神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神、始自天降之處也と所見たる、其の鎮坐の御事は、其の下に、一云、天皇、以倭姬命爲御杖、貢奉於天照太神、是以倭姬命、以天照太神、鎮坐於磯城嚴樞之本而祠之、然後、隨神誨、取丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡邊宮と有る、其の丁巳年冬十月は、倭姬命世記に、垂仁天皇二十六年秋九月甲子、奉遷于天照太神於度邊五十鈴河上と有るが如く、秋九月と有るや勝る可からむ、(其は、通證に、冬十月當作秋九月、澁川氏曰、以長曆推之、此年十月無甲子、九月十七日爲甲子、至今內宮祭日也と有るに據りて云ふなり、然るに、元々集及神名祕書に引けるには、倭姬命世記曰、二十六年丁巳冬十月甲子と有るは、却りて御紀の文に合はざるを以て、改め引かれたる者なるにて、中々に誤なり、) 儲右に、

故隨_二太神教_一、其祠立_二於伊勢國_一と有るは、始より皇太神の志し給ふ所なる由と聞えたり、其は、世記の御鎮坐の所に、爾時、皇太神、倭姫命乃御夢諭給久、我高天原_爾坐、遷戸押張原、如_レ見_見、眞伎_志國宮處_是處也、鎮理定_理給止覺給_支と見え、此のみならず、等由氣宮儀式帳にも、天照坐皇太神、始卷向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上乃大宮供奉、爾時、大長谷天皇御夢_爾誨覺賜久、吾高天原坐_爾、見_志麻岐賜_志處_爾、志都眞利坐_見、云々と見えたる、一は珠城朝の御世、一は朝倉宮の御時の御諭なれども、共に同じ狀に、高天原の朝廷より押_{オシ}霧_{カシ}かし見_ミ求_{モト}し給ひし地に、鎮り定らせ給へる由に詔給へるは、此の同床共殿の神勅には、違はさせ給へる如く聞ゆる事なれども、然る神勅の御在し坐しながら、已に崇神天皇御世に至りて、然畏_三其神勢_一、共住不_レ安と云ふは漸くに、其の始より志し給へる所に鎮り定り給はむと、所思_{オモ}し看_ミす時の至れるにて、本より其の御摸造の出で來ると云ふも、皇太神の大御心に御在し坐して、其の眞の御も、寫しの御も、御靈に於て異らせ給はざりければ、其を皇太宮の内に齋かせ給ひて、天壤と無_レ窮き寶祚を守り給ふ可き、同床共殿の神勅に、信に違はせ給はざる御事になむ有りける、(然れば、伊勢に鎮り御在し坐さむと云ふも、皇太神の、始よりの大御心、又其の御摸造を留めて、皇太宮を守り奉らせ給ふと云ふも、本より皇太神の大御心なる事、申すも更なり、) 然るは、則天照太神、始自_レ天降之處也と有るに、甚く味はひ有る事にて、泊_二于卷向玉城朝_一、令_レ皇女倭姫命、奉_レ齋_二天照太神_一、仍隨_二神教_一、立_二其祠於伊勢國五十鈴川上_一、因興_二齋宮_一、令_レ倭姫命居_二焉_一、始在_二天上_一、預結_二幽契_一、幽契_二神_一、先降、深有_レ以_レ突と見えたる、此に引き合せて心得べき事なるが、其預結_二幽契_一、幽契_二神_一と云ふは、天孫降臨章第一、一書、猿田彦神の出で迎へ奉れる所

に天鈿女命の行き向はれしかば、是時、衢神問曰、天鈿女、汝爲_レ之何故耶、對曰、天照太神之子所_レ幸道路、有_二如_レ此居_二之者_一護也、敢問之、衢神對曰、聞_二天照太神之子今當_レ幸行_一、故奉_レ迎相待、吾名是猿田彦大神、時天鈿女復問曰、汝將先_レ我行乎、將抑我先_レ汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子、則當_レ到_二筑紫日向高千穗櫛觸之峯_一、吾則應_レ到_二伊勢之狹長田五十鈴川上_一、(中略) 果如_レ先期_一、皇孫則到_二筑紫日向高千穗櫛觸之峯_一、其猿田彦神者則到_二伊勢之狹長田五十鈴川上_一、即天鈿女命、隨_二猿田彦神所_一乞、遂以_レ待送焉と所見たる、此の文中に著き所有り、其は此の時に猿田彦神はしも皇御孫尊を待ち迎へ奉りに、天八達之衢に出で居給へるなれば、皇御孫尊の行き著かせさせ給ふ可き處に、何方にも啓_レ行_キ奉る可き理なるに、天鈿女命の間に、汝何處到耶、皇孫何處到耶と有る事疑ふ可く、又猿田彦神の對へに、天神之子、則當_レ到_二筑紫日向高千穗櫛觸之峯_一、吾則應_レ到_二伊勢之狹長田五十鈴川上_一と有るも疑ふ可く、又其の神の言に、因曰、發_レ顯_二我_一者汝也、故汝可_レ以_レ送_レ我而致_二之矣_一と乞ひ給へるなどは、殊に皇御孫尊を奉_レ迎_レる神として、其の供奉も仕へ奉らず、却りて、我が方に其の部曲神を乞ひて送らしめたるなど、甚々疑はしき事の極みになむ有りける、楮其の疑はしき節々は、皇御孫尊の天降り著かせさせ給ふ所と、皇太神の天降りに著かせさせ給ふ所の別なるにて、是ぞ拾遺に、始在_二天上_一、預結_二幽契_一、幽契_二神_一先降、深有_レ以_レ突と云ふに當りて、考ふ可き所なるにて、其の天鈿女命の間に、汝何處到耶と有るは、皇太神の到り著かせ給ふ處を問へるなり、猿田彦神の對は、皇太神は、應_レ到_二伊勢之五十鈴川上_一と申せるなり、其の、汝可_レ以_レ送_レ我而致_二之矣_一と乞へるは、皇太神を送り奉りて、我と共に致る可しと云ふ事にて、此の時已に、伊勢に鎮り坐すべき御幽契御

在し坐して、五十鈴川上に天降り著かせる給へるなり、其より日向宮に幸行しめ奉り、其より以來、皇太宮に大坐し坐けるを、果して、神教に因りて五十鈴川上に鎮り給へる御事なるが、其の始、猿田彦神の啓行き奉らし、地なるを以て、則、天照太神、始自天降之處也とは有るなりけり、(其は、皇太神宮儀式帳に、天照坐皇太神乃、伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須々乃川上爾、御幸行幸時云々、百船乎度會國、佐古久志呂宇治家田々上宮坐支、爾時、宇治大内人仕奉、宇治土公等遠祖、大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定比支、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎮坐國止悅給且、大宮定奉支と有る、其の大田命を、倭姫命世記には、猿田彦神齋宇治土公祖大田命と見えれば、猿田彦神より以來、其の五十鈴川上を、皇太神の鎮り坐すべき宮處と定め掟て、其の時の至らむを待ち奉りし趣なるにても、其の始めて天降り坐し、地なる事著かり、又此に就きて思ひ出でたる事有り、傳四卷に已に書せる、此の五十鈴川上に、鮑石と云ふ大岩許多有り、其は鮑と云ふ貝の狀に似たるを以て、然稱けたる由にて、外に傳へも無しと云へど、予行きて見たるに、鮑には非ず、全く船の形になむ有りければ、此なむ彼の謂ゆる天磐船の類なると、先に思ひて註せるを、今此の説成りて思ふに、皇太神の天降らせ御在し坐しける時の、磐船と云ふ者なる可く思ひ定めたり、此は餘りに人知らぬ所なり、其の狀を行き見てば、必ず其の思半に過ぎなむかし、又右に、興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮と有るは、拾遺に、因興齋宮、令倭姫命居焉とも見えて、此は齋内親王の宮室の事なれども、然のみは云はれざる事有り、神功皇后御紀に、更造齋宮於小山田邑と云ひ、又皇后選吉日入齋宮、親爲神主

と見え、天武天皇七年御紀に、是春、將祠天神地祇、而天下悉被禊之、暨齋宮於倉梯河上など有るは、神祇を齋かせ給ふ宮を云ひて、其の祭主の屋を云ふには非ず、此の齋は、右に引ける天孫降臨章第二二書に、吾見、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡と見え、古事記にも、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉と有る伊都岐にて、皇太神を齋き奉る宮と申す義なり、萬葉二(三十五丁)に、渡會乃、齋宮從、神風爾、伊吹惑之、天雲乎、日之目不令見、常闇爾、覆賜而、定之、水穗國乎と有るも、皇太神宮の御事を齋宮とは申せるなり、然るを、皇太神の御杖代と貢奉り給ふ齋王は、其の大宮の傍に御在し坐して仕へ奉り給へりし時は、磯宮と云ひて末だ齋宮の名無かりし事、右に、是謂磯宮と有るにて知られ、又世記に、倭姫命、宇治磯殿乃磯宮坐給倍利と有るを、殿舎考證に、儀式帳所謂、齋内親王川原殿院、疑古磯宮之地と有るを以て曉る可し、然るに、其の磯宮と云ふも、上に引ける大倭本記に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也と有るを思ふに、磯宮と申せるも、五十鈴宮の御事になむ御在し坐しける、然るは、五十鈴宮と申すは、磯洲宮と申す事にて、賀茂川の事を、山城風土記に、石河瀬見小川と稱へ云へる如く、河洲の清く潔き由を以て、磯洲川と云ひけむが、何時しかと伊須受と云ふ事には轉り成れるなる可し、此を以て、五十鈴宮の御事を磯宮とも申せりしなりけり、然るを、古には、齋王は皇太神宮の大宮地に御在し坐して、別に宮地とも御在し坐さざりしかば、其の稱を別たすして、齋宮とも磯宮とも云ひけるを、皇太神を五十鈴宮と申すに就きて、其の川原殿を磯宮と稱け別けたる、此は倭姫命を過ぎ去りて後の事にも有る可くや、又世記に、大足彥忍代別天皇、庚寅歲、倭姫命、年既老耆不能仕、吾日足奴止宣天、

云々、遣五百野皇女、御杖代止志天、多氣宮造奉天、齋慎令侍給ま^と有るは、多氣齋宮の初なれば、此の時などや、皇太神に齋慎しみ侍ひ給ふ意を以て、其の齋王の宮をも、齋宮とは申す御事には成れりけむ、(斯れば、皇太神宮を齋宮と申すと、後に齋王の宮をも然申すと、其の唱は同じき物から、齋き奉られさせ給ふと、齋き奉らせ給ふ由なると、其の意に自佗の相違有る事なり、思ひ混ふ可からず、又五十鈴宮は、磯洲宮の義なるが、轉りて伊須受能宮と云ひ、切めて磯宮とも申せるを、又世記の如く、倭姫命の御在し坐しし川原殿を、殊に磯宮と申せるは、其の五十鈴川の磯邊なる意を以て稱けたるなめり、偕、右の磯洲と云ふ磯は、字書に水中磯也と見え、韻略に、磯也、又大石激水也と云ひ、磯は、活法に、水渚有石、沙漠曰磯と有りて、海にも川にも、水際に石の在る處を云ふなり、洲は、和名抄に、水中可居者曰洲、和名須と、又御紀、萬葉等には渚の字をも作ける、其は吳都賦註に、水中可居曰洲、小洲曰渚、又洲中有草木曰渚と見えたる是なり、倭姫命世記に、皇太神の大宮造の事を、今歲、倭姫命、詔大幡主命、物部八十氏諸人等、五十鈴原乃荒草、木根刈掃比、大石小石造平且、云々と有るをも思ひ合さば、磯洲原と云ふ事も、知られむかし、又右に引ける拾遺に、仍就於倭登羅邑、殊立磯城神籬、奉遷天照太神及草薙劍、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉と有るが如く、其の始二種神寶共に伊勢神宮に鎮り奉らせ給へるなり、若て其の御劍は、素戔嗚尊の御靈になむ御在し坐しけるを、皇太神宮儀式帳に、此掛畏、天照坐太神、月讀大神二柱、所稱伊弉諾尊、伊弉册尊、共爲夫婦合所生神、御形鏡坐と有るは、御形鏡坐と云へれば、皇太神の御上のみを申し奉れる状なれども、此に月讀大神の御生まれ坐せる御事までも並べ云へるは、剩物と謂ふべし、然るに、此の二大神の御名の共に由

たるは、草薙御劍の並び坐し、御時の傳となむ聞えたるを、儀式帳の今と成りては、御鏡は尾張に御在し坐すが故に、其を並べ擧げずて、唯御形鏡坐と、皇太神の御をのみ申せるにて、右の前文は、已に傳六に云へるが如く、素戔嗚尊と月夜見尊とは異名同神に御在し坐す正しき證とも成るべき事なりかし、其の體に徴す可き事を見出でたり、神名式に謂ゆる、丹後國加佐郡英原神社は、風土記に、稱眞名井原匏宮と有る是なり、興主の建營せられたる梁簡銘に、崇神天皇卅九壬戌歲、使豐鍬入姫命遷天照太神草薙劍、月夜見命于此地、以奉齋一年三月矣、然後、鎮其御靈代、又遷與佐郡九志渡島、以奉齋、此時始有與佐郡名焉と所書たるは、倭姫命世記に、同年三月三日、遷幸但波之吉佐宮と有る、此時の御事なるが、其の天照太神と申すは、例の御鏡なり、次に草薙劍、月夜見命と有るは、草薙劍は月夜見尊の御體なる由にて、儀式帳の文、此を以て解くべき事なりかし、偕、景行天皇四十年御紀に冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午、枉道拜伊勢神宮、(中略)於是、倭姫命、取草薙劍授日本武尊曰、慎之莫怠也(中略)と所見たる、此の御時よりぞ、別れ放らせ給へりける、然れば、高天原に事始めて、高千穗宮より以降瑞籬御世まで、本よりの任に、鏡劍瓊の三種共に相並ばせ御在し坐しけるを、其の六年己丑より、珠城朝二十五年丙辰まで、凡そ八十八年の間は、鏡劍二種共に處々に御遷行坐しけるを、其の翌二十六年丁巳に鎮り定まり給へるより、日代宮の四十年庚戌まで、凡そ百十四年の間、鏡劍共に五十鈴宮に御在し坐しけるを、其の御劍をしも、日本武尊に授けさせ給へる事、此も亦皇太神の大御心ならずば、倭姫命の私に行はせ給ひ難き御事になむ有りける、(但、熱田大神鎮座記に、熱田太神一座、在尾張國吾湯市郡江崎松崎島千籠郷、合祭神一座素盞鳴尊、相殿神三座日本武

尊、宮養媛命、建稻種命、凡有五神、次第如上、同牀設別高座、以西爲上、于東次第焉、元是二座也、至于淨御原朝、加三座、但相殿之内、一機牀別卑矣と有りて、元是一座也と云へるも、合祭神一座、素戔鳴尊と所見たれば、其の始は草薙劍を一座として、天照太神を祭れるなり、然るを、此は本、素戔鳴尊の御靈物なるを以て、更に祭り加へられたるなめり、又同記に、景行天皇四十三年、一云四十九年、己未經營大宮、又媛曰合祭素戔鳴神、分三種寶物奉藏土之御宮、云々と有り、二種寶物とは劍と燧との二を合せ云ふなり、猶其の委しき事は、寶劍出現章に就くべき事なれども、此は因に云ふのみ、神名式に、伊勢國度會郡太神宮、(相殿坐神二座、竝大、預月次新嘗等祭)と見え、伊勢太神宮式に、太神宮三座、(在度會郡宇治郷五十鈴河上)天照太神一座、相殿神二座、禰宜一人、(從七位官)大内人四人、物忌九人、(童男一人、童女八人)父九人、小内人九人と所見たり、伊勢太神宮と申す例は、古事記、水垣宮段に、豐鉏比賣命を、拜祭伊勢太神之宮也と有るは、此の時は、未だ伊勢に鎮り奉らせ給はざりし以前の事なれば、後の事を始に回らして書かれたるにて、其の玉垣宮段に、倭比賣命者、拜祭伊勢太神宮と有る、此なむ正しく其の始なりける、其の日代宮段、倭建命の東征の所に、故受命罷行之時、參入伊勢太神宮、拜神朝廷と見え、皇極天皇四年御紀、持統天皇六年御紀等には、唯に伊勢太神と出でたり、祈年、月次等の祭詞に、辭別、伊勢而坐、天照太御神能大前爾白久、云々とも見ゆ、又景行天皇四十年御紀、仁德天皇四十年御紀、天武天皇四年又朱鳥元年御紀、及古事記玉穗宮段には、伊勢神宮と書され、又景行天皇四十年御紀には、其の伊勢を除きて、唯に神宮とも載せられたり、本朝事始に、神宮以伊勢神宮爲濫觴也、但御鎮座以後、有神宮之號也、安人

御禊之日記曰、成務天皇三年癸酉九月十一日、定太神宮之尊稱、亦豐受神宮之尊稱者、始仁賢天皇二年己巳九月十六日と所見たる是なり、(太神宮とも、唯に神宮とも受張りて申すは、此の伊勢太神宮に限り奉る事にて、餘には、且ても例の御在し坐さざる御事なり、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗尊無二、因自餘諸神者、乃子之臣、孰能敢抗と有るが如く、天下に無二尊く御在し坐す神がらなる御事、申すも更なりかし、) 倭、右に謂ゆる、祈年、月次祭詞に、皇神能、見霧志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限、青海原者、掉枚不予、舟艦能至極、大海爾舟滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根本根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無聞久、立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛氏、引寄如事、皇太御神能寄奉渡、荷前者、皇太御神能大前爾如横山打積置氏、殘乎波、平開看、又皇御孫命御世乎、手長御世、堅磐爾常磐爾、齋比奉、茂御世爾幸問奉故、皇吾陸、神漏伎神漏彌命、宇事物頸根衝拔氏、氏皇御孫命、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久、宣宣と所見たる、此を以て、皇太神の皇御孫尊を守り奉らせ給へる御事の大概は、伺ひ知り奉られたり、此を以て、其の御敬信の廣く厚く御在し坐す御事は、申すも事舊りにたれども、近くは建曆御記に、凡禁中作法、先神事後他事、且暮敬神之敬慮、無懈怠、白地、以神宮并内侍所方、不爲御跡、萬物隨出來、必先置臺盤所棚、召女官被奉、或如内侍參奉之、云々、自僧尼及憚人許、所進之物不奉之、云々、自神代神鏡、如神宮奉仰、爲伊勢御代官、被留置也、神事次第同伊勢、世始同殿御坐之間、主上、朝夕不脱御本鳥、仍冠巾子融緒被結、御冠穴此故也、垂仁天皇御宇、始爲別殿、御溫明殿、(下略)と所見たるは、其の御寫の畏所に御在し坐す御方なるが、其の御敬禮など

神宮に准らへて行はせ給ふ事、右の如し、此を於て、神宮の御崇敬の、又格別に渡らせ給へる御事を明らか奉る可きなり、但、右の垂仁天皇御宇と有るは、江家次第に然記せるを承けさせ給へる御誤なり、本朝事始に、崇神天皇六年己丑、始制温明殿、以三種之神器、安置此殿、後代之内侍所、以右之温明殿、表之始也と有るは、上に引ける御記の文に合へるを以て知るべし、猶其の畏所の御事は、傳三十、八咫鏡の下に注し申す可きなり、(江次第に、垂仁天皇世、始御別殿と有るは誤なる事、右に云へるが如し、楮、温明殿は、如何に訓むるにや、此の御記の題號にも賢所と書させ給ひ、又上に引ける天德御記には、威所と作かせ給ひ、又或は畏所と書けるなど、彼の崇神天皇六年御紀に、然畏其神勢、共住不安と有りて、其より別殿に出し奉らせ給へるなれば、神威を畏み奉らせ給ふ所と云ふ意と聞ゆれば、温明殿と云ふ字は後の事にて、其の唱は賢所なる可し、) 如此く、御敬禮の御事、天下に比類無く御在し坐すなるに、皇太神の五十鈴宮に鎮り定り給へる、垂仁天皇二十六年丁巳より、四百八十年を経て、雄略天皇二十一年丁巳冬十月に、御誨の御事御在し坐して、翌二十二年戊午秋七月七日、豐受太神を、外宮の度相に鎮め奉らせ給ひ、此より、伊勢兩宮と申し奉る御事なり、其の事件は、等由氣宮儀式帳に、天照坐皇太神云々、爾時、大長谷天皇御夢、誨覺賜、吾高天原坐、見志麻岐賜志處、志都眞利坐、然吾一所耳坐、甚苦、加以、大御僕毛安不聞食坐、故、丹波國比治、眞奈井坐、我御僕都神、等由氣太神乎、我許欲止誨覺奉、爾時天皇驚覺賜、即從丹波國令行幸、度會乃山田原、下石根宮柱太知立、高天原知疑高知、宮定齋仕奉始、是以御僕殿造奉、天照坐皇太神乃、朝乃大御僕、夕乃大御僕乎、日別供奉と見えたる、此の御僕都神と申すは、傳十七に已に註へる如く、

御僕處神と申し奉る御事にて、即ち天照坐皇太神の大御僕を、調へ備へ奉らせ給ふ意の御名になむ御在し坐しける、若て其の御僕處と申すは、右に謂ゆる御僕殿の御事なり、其は、雜例集に載する大同本紀にも、雄略天皇御夢、誨覺賜、云々、即度會乃山田原、荒御魂宮和御魂宮造奉、令鎮理定坐、其宮之内、良角御僕殿乎造立、其殿内、天照坐皇太神御坐奉、東方、止由居大神御座奉、西方、又御伴神三前御坐下奉、天佐々命乃定奉、拔穗田乎、從春始、神主等勞作、天、拔穗、天、神主乃女子等、未夫婦乎、物忌、定令春炊、戴持云々、毎日朝夕供奉と見え、又諸雜事記に、雄略天皇即位二十一年、(丁巳)天照坐伊勢太神宮乃御託宣、我御食津神、坐丹後國與謝郡眞井原、早奉迎、彼神、可奉令調備我朝夕御僕物也、託宣賜既了、仍從眞井原奉迎、伊勢國度會郡沼木郡山田原宮仁奉、鎮給倍利、今號豐受太神宮是也、云々、即依託宣、豐受神宮之良角、造立御僕殿、毎日朝夕御僕物調備、令捧賣、令參向太神宮、云々、彼天皇即位二十二年(戊午)七月七日、豐受神宮乎、奉迎也と見えたる、此を以て、御僕都神と申すは、皇太神の大御僕に仕へ奉らせ給ふ御職掌を以て、負ひ持ち坐せる御名に御在し坐すぞかし、但、如此云ふ時は、其の大神はしも、甚く品劣らせ給ふ如く思ふ輩も有りぬけれども、其は中々に俗意なり、天照皇太神御身自ら聞食す大御僕の事は、其の神をして調べ奉らしめよとこそ乞はし給へれ、雜事記にも、其後、太皇神宮重御託宣、我祭奉仕之時、先可祭豐受神宮也、然後我祭事可勤仕也と有るが如く、先づ其の神を令祭給へる、此の一事を以ても、皇太神の、殊に重みし崇めさせ給ふ大神に御在し坐す御事を明らか奉り、又五十鈴宮と相並ばせ給ひて、伊勢兩宮と員まへ奉らせ給へるなど、少縁の御事には御在し坐さる由なり、神名式

に、伊勢國度會郡度會宮四座、(相殿坐神三座、竝大、月次、新嘗)太神宮式に、度會宮四座、(在度會郡沼木郷山田原、去太神宮西七里)豐受太神一座、相殿神三座、禰宜一人、(從八位官)大内人四人、物忌六人、父六人、小内人八人と所見たり、(備、右の雄略天皇の御夢に諭し奉らせ給へる御事は、儀式帳、大同本記、雜事記共に合へるを、世記又上代本記を始めて、神宮の諸書に、倭姫命の御夢に誨へさせ給ふ事に取り換へたるは、外宮神人の、心有りて私に設けたる説なる可し、但、其の御誨は、年月は、雜事記に、雄略天皇即位二十一年丁巳と見え、世記には同年冬十月と云ひ、上代本記には冬十月朔と有れば、三共に合へり、若て、其の聖戊午年七月七日、御遷座の御事は諸書共に同じ事なり、楮上に云へる如く、皇太神の五十鈴宮に御遷座の年は、垂仁天皇二十六年丁巳にして、其の御饌都神の御事を乞はせ給へるも、雄略天皇二十一年丁巳なり、今予が、其の伊勢崇祕太神の御事實を明らかに、此の寶鏡開始章の傳を仕へ奉れるも、安政四丁巳年なり、然るに、此の伊勢太神の御事を、斯く傳し仕へ奉る事は、七月の朔日なるも、竊に奇しき思ひ感くる事無きには非ざるぞかし、其より以降、伊勢兩宮と申して、相等しく崇敬ひ會釋ひ聞えさせ御在し坐して、兩宮の御事と申せば朝家の大事として、二無き大御政に物爲させ給ふ、世降りての書ながら、中右記に、天永二年三月四日、早旦、祭主三位來云、去十一月間、内外心御柱、依日時勘文奉改立了者、是朝家大事、無事障了、誠可聞感也(下略)と所見たる是なり、斯計の御事に御在し坐すが故に、神宮正遷の年には、内裏の御造營をすらに、憚り奉らせ給へり、同記、永久二年八月六日、於院御所、被議内裏造營條に、今年伊勢内宮正遷宮也、又明後年外宮正遷宮也、然者、明年、其隙可被作敷、往年、伊勢遷宮之間、内裏雖有造

營例、猶於正遷宮者、尤可有憚也、人々被同此旨と有る程の御事に御在し坐すめり、又長秋記に、長承三年六月二十一日、按察使談云、明日可有仗議事、朝家大事必可參、豐受太神宮、土宮、彼外宮地主也、然而、年來無預官幣、而今度准七所別宮、可預官幣之由、自本宮依申請、已蒙裁判、仍重申請云、御殿元高五許尺也、准七所別宮、毎年荷前幣物、可納御殿内也、件幣物、二十年遷宮外、無取出事者、不造於御殿、件物無可置之處者、准内宮荒祭外宮高宮等、可被造此御殿一丈許、有何難哉云々、同宮自本東向也、而太神宮并七所神宮、皆南向也、今度准佗社、可造南向敷、又件社本有鳥居、而内垣内無有鳥居之例者、今度可立鳥居、哉否事也、件之事可依仗議也(下略)と見えたる、此は別宮の處分には有れども、神宮に拘はりたる御事なる故に、朝家大事とは云ふなり、又玉海に、承安五年改元、安元元年五月十二日壬辰晴、申尅許、左少辨兼光來仰曰、太神宮事可計行之由、有法皇詔者、對曰、朝臣大事莫過神宮、故先代之上卿是國之重事也、云々と有る、朝臣大事とは人臣大事と云ふ事にて、神宮上卿に仕へ奉るを云ふなり、又玉葉に、建曆元年三月二十日壬戌、早旦、遣消息於頭辨許、辭神宮上卿事、其狀如左、一日仰下神宮上卿事、朝之大事、莫過神宮、故先代上卿、皆國之重臣也云々と有る、朝之大事とは、朝廷の大事と云ふに同じ、是を以て、神宮上卿の事を、先例に任せて、重臣に被仰任る可しとなり、(但、寛平五年三月二日太政官符に、二月祈年、六月、十二月月次、十一月新嘗祭者、國家之大事也、云々と云ひ、同六年十一月十八日太政官符にも、宣、奉勅、國之大事、莫過祭祀と有りて、右の四箇度の祭事を以て、國家之大事とも國之大事とも云へるを、神宮の御事には、朝家大事、又朝之大事、又は朝臣大事とも云ふ

事なるが、少か心ばへの異なる所有る可し、然るは、右の二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗等祭は、神宮を始め奉り、遍く天下の諸社に官幣を奉らせ給ふ大御政にし有りければ、遍く天下の諸人の上に迄係れる大事と云ふ事にて、國家之大事とは云ふなり、然るに、神宮の御事は、太神宮式にも、凡王臣以下、不得輒供太神幣帛其三后、皇太子、若有應供者、臨時奏聞とも有りて、遍く天下の預らぬ事なるにて、朝廷御一已にて執り行はせさせ御在し坐す大御政なる故に朝廷の大事と云ひ、又其を奉り行ふ人の上にも、其の意にて朝臣の大事とは云ふなりけらし、又貞觀二年十二月九日太政官符に、不可割取伊勢太神宮神戶百姓、云々、望請、件太神宮封戶丁、雖有餘剩、永無減省、以供神宮、請官裁者、右大臣宣、奉勅、凡太神宮事、異於諸社、宜依延曆二十年四月十四日格、永無改減、若有乖忤者、科違勅罪者と有るが如く、神宮の御事、一度奉らせ給ふ上は、追て減少の御例御在し坐さる。古よりの常典と聞えたり、中右記にも、保延元年六月一日癸卯、藏人辨送消息云、太神宮禰宜六人也、番使繁多也、今可被加一人之由、祭主卿所申請也、可量申者、予申云、件禰宜本數僅二人也、如此申請時、被加常事也、祭主申請者可被加也、就中、太神宮事、有增加例、無改減、然者被補何事之有哉、四日、藏人辨示送云、外宮禰宜、今一人被加申請也、可量申也、予申云、內宮已被加了、外宮申請有其理、申可被加者と見え、吉部祕訓抄にも、産穢、神宮忌三十日、問條曰、建久三年七月二十五日同記云、權辨(定經)示送云、一昨日罷著行事所、(役夫工米)又向上卿源納言(通親)亭、産穢、神宮近代三十日忌之由被申、仍相尋本官之人等之處、申條同前、今日可參入殿下、於門外可申入子細之由存之、神事之法、有増無減、嚴重之條、不

可過伊勢遷宮敷、就中、連日罷著行事所、敬神之禮、彌今一重敷、又明後日奉幣、殿下御産混合候者、尤不蕃可依時宜之由奏了なども有りて、神宮の御事に於ては、有増無減の朝憲になむ有りける。(猶中右記に、長承三年九月十三日、關白殿給御消息云、自内被尋仰云、伊勢正遷宮年九月十七日以前爲神事、是康平以來所出來也、云々、其間被行佛事若僧事例、難被尋不分明也、但神今食齋中、被行僧事例候之由、或人所申也、相准如何者、仰旨如此、相量可參給之狀如件、予進返事云、康平以後、九月十七日以前被用神事者、不可被佛事候也、其故者、一度被行候事不被留也、是有増無減之習也、強可被急行、僧事不可候者、此間猶可被過候敷とも見えて、一度も被行たる御事は、以來留められざる御法なり、)又、神宮の御事、所事有れば、必ず二宮に申さしめ給ふ御例なり、中右記に、永久六年十一月十六日、今月初日、賀茂下社拂地焼失、今日火事之由依被申、有奉幣賀茂社、予爲其使、仍午時參内之次、先參院御所、未尅參仗座、上卿遲參之間、數尅候陣、臨申尅、右大臣被示云、唯可被申下御社敷、尋大内記宗光之所、申云、嘉承宣命、唯賀茂社被書之間、上下之間不隨見如何、予申云、伊勢太神宮、一所有事時、必被申二宮也、以之思之、乍上下社必不可被申事也、重被尋官外記之所、嘉承元年之例、上下社共被申也、叶愚案也、召大内記宗光被示、被進宣命者、別々可被書也、下社者、火事驚聞食、如本可被造營之由也、上社者、下社之火事驚思食之由者、尤可然也、先々或臨時事、有宣命二通、但毎年例事、如祈年穀奉幣者、一通讀申上下社也、今度尤可有二通也、大内記召草進(入筥)右府、披見之後、被内覽殿下と所見たる、此は賀茂社の御、伊勢神宮の御會釋を以て進

らせ給へるにて、伊勢にて、一所御事御在し坐す御時は、必ず二宮に申させ給ふ御例を引かせ給へるなり、(又、下の中祓の下に引ける雜事記天平三年六月十六日御祭に、二見郷長足部島足が豐受神宮の邊に倒れ死にける時に、二宮の神主に中祓を科せられたるも、右の例なり、且右にも引ける同記に、其後、皇太神宮、重御託宣備、我祭奉仕之時、先可祭豐受神宮也、然後、我宮祭事可勤仕也と有りて、皇太神宮を祭り奉らせ給ふには、必ず先づ豐受神宮を祭り奉る可く掟させ給へれば、全く是皇太神の大御定になむ有りける。) 其の御敬禮の御事などは、申すも更なる事なれども、右に引ける建曆御記に載せさせ給へる、禁中作法に、白地、以神宮并内侍所方、不爲御跡と所見たる、此の一事を以ても、其の御崇敬の譬しへ無く御在し坐す御事の、大抵は伺ひ知り奉らるゝなり、但此は、上古よりの御作法にて、近く物に所見たるは、續古事談に、「白河院御前にて、爲隆事を奏しけるに、題目殊の外に重なりて、煩さげに思し食したりけるを、此の次に、申文の有る限を奏して竟てむと思ひて、知らぬ貌にて申し居たりけるに、申文今五六通許りに成りて、院立たせ御在し坐むと爲けるを、爲隆見ぬ貌にて、祭主大中臣某謹申、請天裁事と讀み聞せ參らせたりければ、太神宮の訴よなとて、返り居させ給ひにけり、其の力にて申し竟へてぞ出でにける、凡て筒様に押力有りて由々しかりける人なり」と有る、爲隆は、次に見えたる、防門左大辨の事なるが、神宮の御事とだに申せば、如此く恐み奉らせ給へる御狀にて、甚辱なき御事なり、又同書に、「堀河院在位の御時、防門左大辨爲隆職事にて、太神宮の訴を申し入れけるに、御笛を吹かせ給ひて、御返も無けりければ、爲隆白河院に參りて、内裏にて御物氣起らせ御在し坐したり、御祈始る可しと申しけり、院驚かせ給ひて、内裏に問はせ給ひければ、然る事夢

にも侍らずと申しけり、怪しみて爲隆に御尋有りければ、其の事に侍り、一日、太神宮の訴を奏聞し侍りしに、御笛を遊ばして勅答無かりき、是御物氣などに非ずば、有るべき事に非ずと思ひて申し侍りしなりと申しければ、院より内へ其の由申させ給ひけり、御返事には然る事侍り、又唯事には非ず、笛に祕曲を傳へて、其の曲を千遍吹きし時、爲隆參りて事を奏しき、今二遍に成りたりければ、吹き竟へて云はむと思ひし程に、尋ねしかば、罷り出でにき、其を然申しける、甚辱かしき事なり、とぞ申させ給ひける」とも有り、又通海參詣記に、「後鳥羽院御遊の内に、神宮の解狀到來の間、按察使光親卿、故實を存じ、機嫌を顧みず奏聞の所に、逆鱗の氣しき有りて入らせ給はむと爲けるに、二所太神宮注進言上すと讀み申しければ、宸儀立ち直りて被聞食ける、傳奏も公平を存して私を忘れ、君も敬神の御心深く侍りけるにや、甚しくこそ承給はれ」と有るなど、斯る例猶多かりぬ可き事なり、神宮御崇敬の御事に於ては、君上の御慎しみ御在し坐す事、右の如くなるを以て、今其の御事を申し奉らるるにも、必ず可き者なりかし。(右の、白河院天皇、堀河院天皇、後鳥羽院天皇など三柱は、共に健たかなる佛天子の如く、世には申し奉る事なれども、右等の御敬信の深く御在し坐すを以て思へば、佛は唯其の世俗の流行物なるに依りて、眞の大御心は、右の如くなむ御在し坐しける、楮、右の白河院天皇の御事に就きて思ひ出でたり、神名式なる、大和國山邊郡石上に坐す布留御魂神社、名神大、月次相嘗新嘗の相殿に、後に其の天皇の御靈をも合せ祀り奉る由、其の社記に所見、又鳥羽院天皇御靈の事は、鶴岡八幡宮寺社務次第に、一奉崇神宮社事、後鳥羽院御靈、寶治元年丁未崩御以後、九年二月廿五日奉勸請、延應元年乙亥二月二十二日、於隱岐國遠島崩御、年齢滿六十一と見えたり、右の故事を今記

し畢へて、餘りに尊く所思る任に、其の御在所を今云ふ。右等は、近古の物に見えたる故事にこそ有りけれ、上古は、猶其よりは勝りて、御崇敬も深かりけらし、罪咎有りて刑罰はる可き者も、神宮に參入する時は、免させ給ふ御制なども有りけむ、仁徳天皇四十年御紀に、納嶋鳥皇女欲爲妃、以準別皇子爲媒、時準別皇子、密親娶、而久之不復命、(中略)爰天皇、知準別皇子密婚、而恨之、然重皇后之言、亦敦于支之義、而忍之勿罪、俄而準別皇子、枕皇女之膝以臥、乃語曰、(中略)天皇聞是歌、而勃然大怒之曰、朕以私恨不欲失親、忍之也、何疊矣私事將及于社稷、則欲殺準別皇子、時皇子學嶋鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、於是天皇聞準別皇子逃走、即遣云々曰、追之所速即殺、(中略)爰雄御等知免、以急追及于伊勢蔣代野而殺之と見えたる、此の欲納伊勢神宮は、神境を犯して、刑官の入る事能はざる御定有り、又罪有りとも雖も、神地に納る者は、免して指し置かせ給ふ御宥恕の處分御在し坐す公法を知りて、逃げ出でさせ給へるが、天皇も、其の神宮を指し給ふ事は所知食ざりし故に、追及て令殺給へるにて、甚遺憾しき事なりとも雖も、當昔、斯る例幾許も有りしかば、神宮に納らむと爲させ給へるなり、但此も、掛まくも恐き神朝廷の御事なれば、格別きを、猶餘社にても必ず然有りけらし、雄略天皇三年御紀に、阿閉臣國見、(亦名、磯特牛)讚梶幡皇女與湯人廬城部連武彦曰、武彦汗皇女而使任身、(湯人此云史衛)武彦之父枳莒喻聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、僞使鷓鴣浚水捕魚、因其不意面打殺之、天皇聞、遣使者案問皇女、云々、得皇女屍割而觀之、腹中有物如水、水中有石、枳莒喻由斯得雪子罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮と有るは、廬城部連枳莒喻、其の子武彦の仇國を報殺したれども、

其罪の身に及ばむ事を、懼れて石上神宮に逃げ入りたりしを、公よりも強ひて探し索めさせ御在し坐さけりけらし、枳莒喻を追捕し給はざる趣なり、延暦二十年五月太政官符に、又祝禱宜等、與人鬪打、及有佗犯事、須科決者、先解其任即決罰と有りて、神社に仕へ奉る神人と雖も、其の任を解かれざる間は、決罰はせ給はざる御定なるを以て、古の御有状を知るべくなむ、然るを、中古より、此の事寺家に移りて、神宮には此の古法廢れたり、(若此く、神宮に在りし事の、僧徒に移れるは、彼等に被掠たりし者なり、中古以來、少か罪有る輩も、刑を恐れて寺家に入り、圓頂に成れば、刑を加へざるなど、全く神宮の法を取れるなり、刑部省式に、僧尼犯罪應訊者、皆據衆證定刑、不須捶拷者と有るなどは、神家に在るべき事なるを思ふ可し、其は、通證に、後漢三韓傳曰、諸國邑、各以一人主祭天神、號爲天君、又立蘇塗、建大木、以懸鈴鼓、事鬼神、其南界近倭、註引魏志曰、諸國各有別邑、爲蘇塗、諸以逃至其中、皆不還之、蘇塗之義、有似浮屠、海東諸國記曰、對馬島南北有高山、皆名天神、俗尙神、家々以素饌祭之、山之草木禽獸、人無敢犯者、罪人走入神堂、則亦不敢追捕と見えたる、一は韓地の風俗、一は對馬島の事なれども、其の習俗等しきを以て、古の神宮の状をも思ふ可し)故其の伊勢の名義は、神武天皇御紀歌に、伽牟伽能、伊齊能于瀾能の傳に云ふべし、崇祕を伊都伎麻都流と訓める言義は、傳八所祭の下に註せり、崇字は、上に引ける大倭本記に、今伊勢宮磯宮崇敬拜太神也と有るが如く、崇敬の意に用ひたる字なり、祕字は、祕し藏むる義を取れり、偕如此く、崇祕の字を、所祭に當て被用たるは、餘社にては、神靈を齋き祭る方を主と云へるを、神宮にて、神體を持ち齋き奉らせ給ふ大御鏡はしも、掛まくも可長き皇太神の、皇御孫尊に此

の齋鏡を事依し奉らせ給へる御時に、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、同床共殿、以爲齋鏡と宣給ひて、皇太神の現御前を仰ぎ視奉らせ給ふが如く、同大殿の内に大坐々しめ奉り給ふ可き、天津御璽の齋鏡に御在し坐すが故に、深く崇敬ひ奉りて、祕藏め奉らせ給ふ意味にし有りければ、崇祕の字は、神體に就きて書けるにて、甚能く當れるなり、（此に、此の神宮の御事をしも、斯まで長々しく説き奉れる事には有れども、此は唯、伊勢崇祕之太神也と云ふ事のみを、僅に説けるにこそは有りけれ、伊勢太神宮の御事の數繁きには、猶千重の一重にも及ばざりけり、故に天孫降臨章第一一書、第二一書、又崇神天皇六年御紀、垂仁天皇二十五年御紀の傳を始として、所々因々に又云ふべし。）

已而科罪於素戔鳴尊而責其被具。是以有手端吉棄物足端凶棄物。
亦以唾爲白和幣。以淚爲青和幣。用此解除竟。遂以神逐之理逐之。
送糞此云俱蘇摩屢。玉籤此云多摩摩俱之。被具此云波羅閉都母能。
手端吉棄此云多那須衛能余之岐羅毗。神祝祝之此云加武保佐枳保佐枳枳。逐之此云夜羅賦。

此解除の大抵は、傳十七に已に委しく説き註せるを、右の正書と此と大凡の様は同じくして、又少か物に依りて精しきと粗きと有るなり、此に、科罪於素戔鳴尊、而責其被具と有るを、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而

科之以千座置戸、遂促微矣と有りて、其の方委曲なるに似たり、然れども、此の被具は其の千座置戸に置くべき器にして、上に載する物を云ふと、下に敷く臺を云ふと、其の事同じからざれば、互に照し應せて曉る可き所なるなり、其の被具と云ふは、次には以有手端吉棄物、足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以淚爲青和幣と有る、此を云ふ事、下に説へるを以て知るべきなり、正書には、唯に、拔其手足之爪贖之と有りて、其の吉棄物・凶棄物の稱無きを、第三一書に、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と有るは、此と共に其の正しきを得たりと云ふべし、又右に云へる白和幣・青和幣等の、唾と淚より變れる趣の傳は、獨り立ちて甚愛たくなむ有りける、又下に、遂以神逐之理逐之と有るは、漢風めきて言痛く聞ゆる事なれども、此は素戔鳴尊の、其の罪過に就きての處分を云ふにて、其に解除を科せられたれば、其を刑なふ可き道に非ず、神逐ひに逐ひ奉る可き理なる事を定め云ふにて、此ぞ八百萬神等の詮議らせ給へる事を證せる所なれば、正書には諸神云々と云ひ、第三一書にも然見え、古事記にも、於是、八百萬神共議、云々と有る、其の趣を理の一字にて聞かせたる者なりければ、甚く力入りて見ゆめるかし、然るは、理と云ふは物の條理にて、其の神隨なる正しき所を云ふ語にて有ればなり、（唯此の傳に漏れたる事は、千座置戸の事なり、其は、正書に、至使拔髮、以贖其罪と云へる拔髮は、其の置座の料の、天津金木を生し立てしめ奉る事にて、甚く其の味はひ有る事なり、其の由傳十七卷に云へれば、此す此に合せ讀むべきなり、）猶、此の吉棄物・凶棄物の二は、謂ゆる惡解除・善解除の本なり、其は下に註へるが如く、其の惡解除と云ふは、罪穢の有るに就きて、其の被具を科せ責りて、其の罪過を清めしむるなり、善解除と云ふは、其とは異にて、中古に謂ゆる清祓と云へる是

にて、此は然せる罪犯の無からむにも、神事に仕へ奉るには、先解除の事をして、家をも清め身をも清むるを云ふなり、又其の罪犯有る人には、右の吉凶二祓を令行る例と聞えて、此に已に、手端吉棄物、足端凶棄物の御事御在し座し、又履仲天皇五年御紀に、車持君罪有りければ、則負惡解除善解除、而出於長渚崎令被禊と有るなどは是なり、又延暦二十年格に、承前神事有犯、科被禊罪、善惡二祓、重科一人と有りて、善惡二共に重ねて令行らるゝ由見え、皇太神宮年中行事、二月十二日條に、惡被勤仕、次吉被勤仕、御麻奉と有るが如く、先づ惡解除を成して罪過を被ひ、次に善解除を行ひて家身を清むる事と所見たり、釋述義にも、凡解除之道、必有二兩種、吉凶是也、吉解者は招禱吉事也、凶解者即除却凶事、兼招吉事也、吉解是貴故用手爪、凶解亦賤故用足爪也、解除之道、闕一不可也、故兼用吉凶二解也と云へり、信に然る事なり、竊疏にも、右に據りて、手端吉棄物、足端凶棄物者、凡解除之事、有吉凶二道、吉招禱、凶攘禍也、人之體、手貴足賤、故爲吉凶之表物、即被具也と書させ給へり、口訣にも、神諸責贖物、素戔鳴尊、以手足之爪、爲善惡之置戸、云々と所見たり、是の吉棄物・凶棄物、即ち惡解除・善解除の本是なり、(但、此の時の手足の爪は、吉棄物・凶棄物と成れども、今しも、解除に手足の爪を抜き棄てて、惡祓・吉祓成すには非ず、此の事に始りて、惡解除・善解除と云ふ事の、出來起れる者と心得て有るべし、) ○科罪於素戔鳴尊、而責其被具は、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戸と有るに同じ、第三一書には、即科素戔鳴尊千座置戸之解除と所見たり、此の科の事、傳十七に云へり、○被具此云波羅間都母能と有る、此を天武天皇五年又十年の御紀には、被柱と書きて、訓は右と同じく、波羅間都母能と付けたり、又大

嘗祭儀には、被物と書かれ、歌詞には被草と云へり、大被詞後釋に、「波良比は自ら爲るに云ふ、波良間は令被の約りたるにて、人に爲しむるを云ふ言ふて、自佗の違なり」と云はれたる、實に然る事にて、彼の伊弉諾訓のは、御自ら其の穢繁國の汚穢に觸れさせ御在し坐し、事を所思し坐して、拂ひ濯がせ給へるなれば、右に云はれたる波良比に當り、又此に素戔鳴尊の犯し給へる其の罪甚く大なりと雖も、御自ら其の罪に伏し給はざりけむから、傍より諸神の其の罪を徴りて、被柱を令する所なれば、即ち此は波良間の方なるなり、故に四神出生章第六一書に、則往至筑紫日向小戸橋之檉原、而被除焉と有る被除を、美曾岐波良比給布と訓み、其の第十一書に、但親見泉國、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往云々、故還向於橋之小門、而弗濯也と有る濯除を、須々岐波良波武と訓み、拂濯を波良比須々岐給布と有るは、御自ら爲させ給ふ義を以て、波良比とは訓み來れるなり、如此く自ら被ふと人に令被るとの差有るが故に、此に被を波羅間と注させ給へるは、甚く心を用ひさせ給へる者なりと知るべし、第三一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭、而宣之焉と見え、古語拾遺に、仍解除其罪、逐降焉と有るなど、此の素戔鳴尊の解除は共に波良間なる事、右の被具の注に依りて曉る可き者なり、此の事に限らず、六月・十二月晦日大祓などの如く、朝廷より令せて、天下諸國の爲に物爲させ給へるは、何れも此の波良間の例なるにて、古語拾遺神武天皇段に、令天種子命(天兒屋命之孫)解除天罪、國罪事、云々、其事具在中、臣禊詞と見え、天武天皇御紀五年に、四方爲大解除、七年に、將祠天神地祇、即天下悉被禊之、十年に、令天下、悉大解除、朱鳥元年に、詔諸國大解除など有る有なり、萬葉六(十九丁)に、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、十七(五十一丁)に、奈加等

美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍と見え、古今六帖第一に、「六月の名越の波良間爲る人は千歳の壽命延ぶと云ふなり、」後撰集に、六月祓しに河原へ罷り出で、月の明きを見て、「賀茂川の水上澄みて照る月を行きて見むとや夏波良間する、」又後拾遺集に、六月祓を詠み侍りける、「思ふ事皆盡きねとて麻葉を、切りに切りても波良間つる哉」と有る、其の餘にも、夏祓、六月祓を云ふ祓字は、何れにも波良間と訓める事常なれば、六月晦大祓は更なり、詞に、祓給比清給事乎諸開食止宣と有るは、中臣氏をして、令祓給ひ、令清給へる意なれば、即ち波良間なり、拾遺夏に、「底清み流る、川の清明にも祓ふる事を神は聞きなむ」六帖五に、「悪き人忘れなむとて祓ふれば身潔く詮無く戀こそ勝れ」など、布流、布禮とも活くを以て知るべし、然れども、神樂酒殿歌に、奈加等美乃、安未乃古須氣乎、佐紀波良比、伊能利志古登波と見え、馬見神社正遷宮宣文に、伊都乃牟志呂止刈敷留、天乃小菅乎避後掃比とも有る、此に波良比と有るは、其の解除を行ふ人の、自ら祓ひ爲る意を以て云ふなれば、右の令祓の例には非ずなむ有りける、(右の大祓詞の、祓給比清給事乎と有る事に就きて、後釋に、「此は上に大祓爾と有る祓は體に云へる言なり、祓給比と云ふは用言なる事本よりなり、若て、二共に波良比と訓むか、波良間と訓むか、百官男女に物を出させて、罪を祓はしむる方を以て云は、波良間と訓むべし、又百官男女の、各罪を祓ふ事なれば、廣く云ふ時は波良比と訓むべし、今は、廣く云ふ方に就きて、波良比と訓みつ、祓給は、朝廷より、此の事を爲て、百官の罪を祓ひ給ふなり」と有り、然許の説は有りながら、右の二を波良比と訓まれたるは、思ひ漏されたるなめり、然るは、右の大祓詞はしも、天下の人に、解除を成す儀式作法を示し給ふ命令の文なれば、波良間なる可き事云ふも更なり、) 偕其の祓具は、

解除に用ふる料理を摠べて云ふなり、此にては、次に所見れる、吉棄物・凶棄物、又白和幣・青和幣等なり、古事記訶志比宮段に、更取國之大奴佐、而種々求生剝、逆剝・阿離・溝埋・屎戸・上通・下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類、爲國之大祓と有る大奴佐は、即ち右に謂ゆる白和幣・青和幣なる事、下に證せるを以て知るべし、天武天皇五年御紀に、八月、丙申朔辛亥、詔曰、四方爲大解除、用物、則國別國造輸祓柱、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、鏝一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且每戸麻一條と有るは、當年十一月大嘗の大御政を執り行はせさせ給ふに就きての御事なめり、大嘗祭式に、凡大祓使者、八月上旬ト定差遣左右京一人、五畿内一人、七道各一人、下旬更ト定祓使差遣、左右京一人、五畿内一人、近江伊勢二箇國一人、在京諸司、晦日集祓、如二季儀と有るに當りて、此は清祓の例なり、又十年御紀に、秋七月戊辰朔丁酉、令天下、悉大解除、當此時、國造等、各出祓柱、奴婢一口、而解除と所見たる、祓柱に奴婢一口を出せるは、不審しきに就きて思ふに、奴婢一口の代にて、其の輸す物を調ふる事と聞ゆれば、上なる五年の祓柱の料に當れるにや有らむ、又は、政事要略に載せたる多米連本系帳に、賜天皇御命贖之政と見え、其の系圖に、志賀高穴宮御宇云々、爾時天皇、御命贖人乎、四方國造等獻支と所見たれば、右の國造等、各出祓柱奴婢一口と有るは、右の御命贖の人に當るめり、猶神祇令に、凡諸國須大祓者、每郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一條、其國造出馬一疋と所見たるに引き合せて考ふ可き事なり、(其は、孝德天皇二年御紀に、凡仕丁者、改舊每三十戸一人、而每五十戸一人、以宛諸司、以五十戸宛仕丁一人之糧、一戸庸布一丈二尺、庸米五斗と見えたるを、賦役令に稽ふるに、凡正丁

歲役二十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、云々、其丁起役之日、長官親自點檢、竝閱衣糧、周備然後發遣、若欲雇當國郡人及遣家人代役者聽之と有る、義解に、謂奴婢亦同也と有れば、此の正丁一人を、右に奴婢一口と出でたるにて、其の一人分の庸布の料を以て、右の被柱の員數に代へ調ふる事なる可し、（一） 楮、其の被柱を輸すに、大上中下の差等有り、但此は右の如く、天下には非で、神事に預れる人の犯罪有るには、此を科せて令被給ふ御政なり、其は類聚三代格に載れる延暦二十年五月十四日の太政官符に、定准犯科被事、一大被料物二十八種、（承前、惡被料物、准此、重輸、今除二被、下條亦同） 馬一匹、大刀二口、弓二張、矢二具、（以三十隻爲一具、以上三種、竝不限新舊） 刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鈹六口、鹿皮六張、猪皮六張、酒六斗、米六斗、稻六束、鰯六斤、堅魚六斤、雜腊六斤、鹽六升、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、席六領、坏六口、盤六口、柏十五把、（枚手六十被料） 匏四柄、楮四枝、（長各一丈） 席一領、右闕意齋祭事、及同齋月中、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食穴、預穢惡之事者、宜科大被、所輸雜物、具如前件、官人有犯、兼解見任、一上被料物二十六種、大刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚、木綿三斤、庸布三段、鈹三口、鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稻三束、鰯三斤、堅魚三斤、雜腊三斤、鹽三升、海藻三斤、滑海藻三斤、食薦三枚、席三領、坏四口、盤三口、柏十把、（枚手冊枚料） 匏二柄、楮三枝、（長各一丈） 席一領、右闕意齋祭事、鎮魂祭、神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等事、（伊勢大神宮禰宜内人、及穢御膳物、并新嘗等諸祭齋日、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科一上被、輸物如右、一中被料物二十四種、刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鈹一口、鹿皮一張、酒一斗、米一

斗、稻一束、鰯一斤、堅魚一斤、雜腊一斤、鹽一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦二杯、席二領、杯四口、盤四口、匏一柄、柏五把、（枚手廿枚料） 楮二枝、（長各一丈） 右闕意大忌祭、風神祭、鎮花祭、三枝祭、鎮火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神、春日等祭事、（毘物忌戸座御火炬、新物忌女、觸穢惡事、預御膳所、并忌火等祭齋日、毘祝禰宜及預祭事、神戸人、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科中被、輸物如右、一下被料物二十二種、刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、鈹一口、鹿皮二張、酒四升、米四升、稻四把、鰯六兩、堅魚六兩、雜腊六兩、鹽四合、海藻六合、滑海藻六兩、食薦一枚、席一領、杯二口、盤二口、匏一柄、柏五把、（枚手廿枚料） 楮二枝、（長各一丈） 右闕意諸祭祀事、及齋日、（毘祝禰宜竝預祭神戸人、犯諸禁忌者、宜科下被、輸物如右、以前被右大臣宣你、承前神事有犯、科被贖罪、善惡二被重科一人、修例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今弛張立例如件、其毘傷若重者、被淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在被限、又祝禰宜等、與人鬪打、及有佗犯事、須科決者、先解其任、即決罰神戸百姓、有犯失者、行齋之外、決罰如法、今具奏狀、奏聞、奉勅依請と所見たる、是れ大上中下と四等の被法を定めさせ給ひて、被柱を輸さしめ給へる制度なり、右の大被の細書に、承前惡被料物准此重輸、今除二被、下條亦同と有るは、犯罪に依りて科するには、必ず善惡二被共に、右の員數の如く、同じく重ねて令輸るを、今一被を除かるとなり、其は下に、承前神事有犯科被贖罪、善惡二被、重科一人、修例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今弛張立例と有れば、右の如き犯罪有る者にも、惡被の一を除きて、唯善被のみの料を輸さしめ給ひて、其の被物を弛め、其の犯罪重く甚しきに至

りては、別に律に依りて科決なはせ給はむと成り、此より其の惡被の事は停められて、決罰の事多く出来て、後には六月十二月晦大祭、又は神事の清祓などの如く、差せる事も無きに行はるゝ善祓のみ、盛に被行るゝ事と成り以て來ぬる者なり、記傳三十卷に右の格文を引きて云く、右の内に大祓と有るは、大上中下と定められたる祓の品にして、國之大祓など云ふ大祓の謂には非ず、思ひ混ふ可からず」と云はれたり、心得置くべし、偕、右の大上中下の祓を料せらるゝ事は、公には然のみ罪と爲させ給ふ程の事には御在し坐さゞれども、神事を重みし給ふに就きて、其の祓を科せ給ふ者なり、律に死・流・徒・杖・笞の五刑を犯せるか、又は八虐故犯に非ざれば、六議に預かる限の人には、銅を令出て罪を贖はしめ給ふに同じ、然る時は、公事の贖銅は、神事の祓物に異ならざりける状なり、故に其の大上中下の祓を科せ給ふ状は、四時祭式に、大祀・中祀・小祀の三等有る、其の大祀の違例には大祓を科せ、中祀の闕怠には上祓を科せ、小祀の犯罪には中祓を科せ、神戸百姓に事有るには下祓を科せらるゝ、大凡の御定なり、然れども、其は大凡の法にして、譬へば、大祀ならずと雖も、其の犯罪の重きには、大祓を科せらるゝ如き、時機の御政御在し坐す御事と所見たり、偕其の大祓を科せられたりし迹の、物に見えたるは、太神宮諸雜事記に、天平三年六月十六日御祭仁、二見郷長足部島足、參入神宮、而煩霍亂之間、於神宮近邊倒死、云々、仍宮司奏上之、因之度會郡大領神主乙丸、少領新家連人丸等、科大祓と見え、類史に、弘仁七年六月丙辰、伊勢太神宮司、從七位下大中臣朝臣清持、有犯穢并行佛事、神祇官卜之有祟、科大祓解見任と見え、延長五年四月二十三日、太神宮北御門偷開、竊盜參入正殿、云々、即以同年六月三日、大宮司良扶并宿直大内人物忌等合九人、令科大祓、解却見任、云

々、紀略に、寛弘七年九月二十五日庚子、大原野邊有葬送事、仍預等負大祓了と見えたる、此の三條は、大祀に預かる事ならざれども、神宮の御事又は大社の神地を穢し奉れるに就きて、大祓を科せ給へるなり、雄略天皇十三年御紀に狹穗彥玄孫、齒田根命、竊奸采女山邊小島子、天皇聞、以齒田根命、收付於物部目大連、而使責讓、齒田根命以馬八匹、大刀八口、被除罪過と所見たるは、若くは、采女は、大嘗祭儀行立次第に、采女十人と有りて、大祀又神今食、新嘗祭等には、甚止事無き職なる事、中臣壽詞講義に註へるが如くなれば、其を犯せるを以て、祓を科せらるゝなる可し、馬八匹、大刀八口を令輸給へるも員數は違へれども、右の大祓の料物に似たり、(其の九年御紀にも、遣凡河内直香賜、與采女、祠胸方神、香賜與采女、既至壇所、及將行事、奸其采女、天皇聞之曰、祠神祈福、可不慎歟、乃遣難波日鷹吉士、將殺之と見え、十二年に、天皇便疑御田奸其采女、自念將刑而付物部と有り、其より以前にも、允恭天皇四十二年御紀に、爰新羅人、恒愛京城傍耳成山、畝傍山、則到琴引坂、顧之、曰宅泥呼巴椰、彌々巴椰云々、時倭餉部從新羅人聞是辭而疑之、以爲、新羅人通采女耳、乃返之啓于大泊瀬皇子、皇子則禁固新羅使者而推問と有るなど、如此く采女の事に依りては、時々に然る御事共の御在し坐しけるなむ、采女は、専ら神膳の事に仕へ奉る者なるに就きての御事と聞えたる、上祓の祓物は、大凡大祓の半減に當れり、貞觀十年六月廿八日太政官符に、應科上祓、祈年、月次、新嘗祭不參、五畿内近江等國諸社祝事云々と有る、是なり、又寶基本記に、伊勢太神宮神主、大小内人、祝部等、諸祭之日、僧尼及重朝奪情從公之輩并輕服人與同宿往反、齋日犯弔喪問病等六色禁忌者、宜科上祓、云々と有るは、何れの御代の御定とも知ら

れざれども、右の官符に合へり、貞觀四年十二月五日太政官符に、應令掃清路次雜穢、并目以上祇承事、右得神祇官、備檢案內、奉伊勢太神宮九月十一日神嘗祭、并二月四日祈年、六月十二月月次祭、及臨時幣帛使等、出宮城之日、云々、今件等國頃年之間、不勞祀承、不掃汚穢、路頭多有入馬骸骨、既見穢惡、豈云清情望請、每遣件等祭使、依例令國司一人祀承并掃清穢惡、若有致意、准闕祭事、科上祓者、右大臣宣、依請とも見えて、元慶六年九月廿七日の格も同じ趣なり、齋宮寮式に、凡雜色人以上、與人毆鬪者、科上祓と見え、春記に、長曆二年十一月十七日、豐受宮權禰宜季賴參上付申文云々、禰宜等神事懈怠、仍可科上祓者と見えたる、以上は神宮の御事なり、又次に引ける延曆十一年三月十一日の太政官符に、高橋波磨、安曇廣吉二氏相争ふに依りて、更有勅判、上中之祓科廣吉訖と見え、清和天皇實錄、貞觀七年八月十一日己未に、内膳典膳正七位下雀部朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓と有り、又扶桑略記に、寬平三年八月五日下午、宣旨於太神宮司云々、宮司筆以六月、震死人事注進、因之被祈申於二宮了云々、六月祭使時、常宮司良臣等科上祓とも有るは、右の二條共に、官符に、穢御膳物と有るに依れる者なり、(臨時祭式に、凡祈年、賀茂、月次、神嘗、新嘗等祭前後、散齋之日、僧尼及重服奪情從公之輩、不得參入内裏、雖輕服人、致齋竝散齋之日、不得參入、自餘諸祭、齋日皆同此例と見えたるは、常を云ふにて、其に反へれば、上祓を科せらるゝ事、官符に引き合せて知るべきなり、太神宮式にも、凡祈年、月次祭使參入者、太神宮司、卜部、祇候多氣河解除、若有闕怠、奪其衣服と有るは、解除の闕怠なる故に、上祓には至らざれども、其の衣服を奪はしめらるゝは、此も祓を科する例なり、) 中祓の料物は、大凡右の

上祓の三分の一に當る可し、右に云へる延曆十一年三月十一日太政官符に、神祇官、定高橋、安曇二氏、供奉神事御膳、行先後事、右被右大臣宣備、奉勅、如聞先代所行神事之日、高橋朝臣等立前供奉、安曇宿禰等更無所争、(中略) 至于寶龜六年六月神今食之日、安曇宿禰廣吉、強進前立、與高橋波磨呂相争、挽却廣吉、事之後、所司科祓、于時波磨呂固辭、無罪何共爲祓、言上聞、更有勅判、上中之祓科廣吉訖(下略)と有る上祓は、二十年官符に、穢御膳物と有るに當り、中祓は觸穢惡事、預御膳所と云ふに當れり、如此く、其の犯甚しき時には、二品の祓を科せらるゝ例と聞えたり、又上なる大祓條に引ける雜事記に、度會郡大領神主乙丸、少領新家連人丸等、科大祓と有る竝びに、太神禰宜神主野守、豐受神宮禰宜神主安丸等、科中祓と見えたるは、郡司は其の郷長の領する司なる故に其罪重く、次に豐受神宮の事に共に太神宮禰宜の罪を蒙りしは、上に謂ゆる、一所事有れば二宮共に係列ふ例に因れるなる可し、又雜事記に、延喜十七年四月十三日、修行僧寄宿於瀧原宮神館之間、其中一人頓滅已了、仍番直内五人進意狀、即科中祓云々、又右の大祓條に擧げたる、延長五年四月、盜太神宮に參入れる度に、至于權大司并少司禰宜從五位下神主藤世等、科中祓、猶又齋宮寮式に、凡、寮官諸司、及宮中男女、修佛事、和奸密婚者、科中祓とも所見たり、(右の和奸密婚は、官符に、奸物忌女と有る是なり、右に引ける雄略天皇御紀なる、齒田根命の、采女を犯し給へるは、密婚なれば、中祓に當る可きを、采女は大嘗に仕へ奉る者なる故に、大祓に當る程の物を輸さしめ給へるなめり、) 下祓の料物は、大凡中祓の三分の一に當りて、大祓料に計較れば、其の十五分の一程の量なり、此には隨に行はれたる迹も見えざるは、其の祓の小さく輕きが故なめり、官符に、右

闕意諸祭祀事、及齋日毆祝禰宜并預祭神戶人、と有りて、物に其の例見えざれども、弘仁二年九月甲寅太政官符に、應令神戶百姓修理神社事、右奉勅、諸國神戶、例多課丁、供神之外不赴公役、宜役其身修理神社、且修莫致大損、國司每年巡檢修造、若不遵改更致緩怠者、隨狀科被云々、又寬平五年三月二日太政官符に、應殊加檢察、敬禮四箇祭事、右檢案內、二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、云々、特致潔齋、慎令祭祀而敬惟疎簡、禮非如在云々、祭禮之日、必致齋敬、若祭事不慎、監察有怠者、官司處之重責、神主禰宜祝部等、科被解職、一如貞觀十年六月八日格、曾不寬宥、など有るは、諸國神社の事なれば、此の下被の例なる事、云ふも更なり、儲、履仲天皇五年三月御紀に、於筑紫所居三神、見于宮中言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是、禮而不祠、(中略)冬十月甲寅朔甲子、葬皇妃、既而天皇悔之不治神祟而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉按車持部、兼取无神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢按天子之百姓、罪一也、既分寄于神祇、車持部兼奪取之、罪二也、則負惡解除・善解除、而出於長濱崎令被禊、既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之、奉於三神と有る此は、下被の例には非ざる事なるが、官符の中被にも神戶人を毆つをだに罪として、被を科せ給ふ御定なれば、其の神戶の民を奪ひ取れる罪は、何許の大なる被を科せらるるとも、飽き足るまじかりければ、此は、事の因に引けるのみ、(此は亂世の武士には殊に多き事にて、珍らからざる事なれども、世治りて後にも神祇を蔑如し奉りて、其の神地を狭め、神戶の人等にも課役を多く充て、其の祭祀を闕怠しむる領主地頭も多在りと聞

くは、其れ若し實ならば、千座置戸の被具を徴るとも贖なひ得まじき大罪になむ) 故に、右の大上中下の被に就きて物を令輸給へるは、此に謂ゆる被具の事にして、其は此の解除を成し行ふとて、神に奉る物は更なり、其の被場にて用ふる限の、凡ての調度までを係けて云ふ事、右に引ける天武天皇御紀、又延曆官符に出でたる被柱を以て知るべきなり、即ち四時祭式に、六月晦日大被、(十二月准此)五色薄絶各二尺、緋帛一丈五尺、絹二疋、金裝横刀二口、金銀塗人像各二枚、(以上東西文部所預)庸布三段、木綿五斤二兩、麻二十斤十兩、菜十二兩、烏裝横刀六口、弓六張、篋二百株、鉞六口、鹿角三頭、鹿皮六張、米二斗、酒六斗、稻四束、鰯二斤、堅魚七斤、腊一石五斗、海藻卅斤、鹽六斗、水盆六口、匏六柄、櫛廿把、馬六疋、祝詞料庸布五段、短帖一枚、右晦日申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、中臣讀祝詞、(事見儀式)と有るは、天下大被の被柱なるに、其の物に多少の差こそは有りけれ、其の官符に出でたる大上中下の被物に、少かも異なる趣ならざる、此を以て、被具とは、被に用ふる物の全を云ふ語なるを知るべきなり、然るを、正書に、科之以千座置戸と有るには、此の被具の事を略かれたるを、此には、其の千度置戸を云はずて、唯に責其被具と有るも、事足らざるに、第三一書に、即科素鬘鳴尊千座置戸之解除と所見たるは、殊に委しく調べる者にして、其の解除を科するなむ、即ち其の被具を課せ奉れるなりける、(其は、右に引ける官符を始として、諸書に、科大被、又は科上被、又は科上中之被、又は科中被など云へるは、其の大上中下の差に就きて、其の被具を負せらるゝなり、八雲御抄三下に、人形の下に、水草、被草、撫物と云ふ事見ゆ、) ○是以有手端吉棄物足端凶棄物と有るは、是以有善解除惡解除と云ふに同じくして、其の是以と云ふ是は、右に出

でたる其の被具の事なるが、其の責りつる被具を二に成して、其の一分は善解除と成し、其の一分は惡解除の料と成したる趣なり、其は、上に出せる、延曆官符、大被料物二十八種の細書に、承前惡被料准此、重輪、今除二被、下條亦同と有りて、右は善被料物なるに、又右の外に、惡被料物二十八種有りて、同じく共に重輪す事にて、其の料各二十八種なりけるが、善惡二を合せて、摠て五十六種なる由なり、其の上中下の被も、此に准らひて重輪すとあり、其の下に、承前神事有犯、科被贖罪、善惡二被重科一人と有るにて、彌明らかし、其の委しき由は下に云ふを以て曉る可き者なりかし、(然れば、此なる是以は、右に責其被具と有る其の被具を中分して、善惡二被の料物に成せる由を、明らかに爲むとにて、次なる用此云々に相並び對ふ所にて有るなり) ○手端を、下に、此云多那須衛と有り、此の手端吉業を、私記に、太奈須惠乃與之支良比と訓み、大同類聚方にも、太南須惠と出でたり、偕此を第三二書には、以手爪爲吉爪棄物と有り、此を以て、手端即ち手爪なる事を知るべし、若て、偕此の多那須衛と云ふ言、古事記平國段に、其建御名方神、千引石擊手末而來、誰來我國、而忍々如此物言と見え、又水垣宮段に、於是、初令貢男弓端之調、女手末之調と有る、其を此の十二年御紀にも、始授人民、更科調役、此謂男之弭調、女之手末調也と所見たる手末をも、同じく多那須衛と訓む事には有れども、其は手業を以て物を作り出す事を云へるなれば、唯手指の事なり、言の同じきを以て、思ひ混ふ可からず、偕、此に手端と作れたるは、爪は手の最端に在るに依りて、其の義を見せられたるなり、(和名抄に、遊仙窟云、手子、師説云太奈須惠と有るは、俗に云ふ指頭の事なれば、爪を多那須惠と云ふも、其の義に合へり、又、爪和名豆女と有るも、物の端と成りて、行き盡くる

所を、都牟流と云ふと同言にて合へるなり) ○足端、私記に、安那須惠と有り、此にも、訓註此云阿那須衛なども有るべきが如き所なり、即ち第三一書に謂ゆる、以足爪、爲凶爪棄物と見えたる、足爪を云ひて足末の義なる事、右の手端の例の如し、空穂忠社(六丁)にも、「頭より阿那須惠云々」と有るも、右に同じ、然して、景行天皇四年御紀に、夫天皇之男女前後并八十子、(中略)故當今時、謂諸國之別者、即其別王之百裔焉と有る、苗裔を、私記に美阿那須衛と訓み、顯宗天皇御紀に出でたる天皇の御語に、於市邊宮治天下、萬國萬押磐尊御裔僕是也と宣へる御裔をも、阿那須衛と訓せたるは、俗に子孫の事を阿登と云ふに同じくして、即ち此の足端に等しく、先祖を頭として對へたる稱なり、足を阿登と云ふ事は、傳八脚邊の所に委しく云へり、合せ考ふ可し、(右の二の裔字を阿那須衛と云ふは、此の足端に同じきを、阿のアと美のメと、片假名の混らはしきに依りて、通證に御名末と云へる、其も然る事には有れども、今も俗に人の後を繼ぐ事を、跡目とも跡繼とも云へる、此の例に依らば、阿那須衛と云はむも、強言には非ざる可し) ○吉棄物惡棄物の吉凶は、吉は清き意、凶は穢き意なり、喪服を凶服と云ひ、其業除きて常に復るを、吉服など云へる、吉凶是なり、下に云へる伊弉諾尊黃泉國の穢に觸れさせ給へる御衣を脱ぎ棄てさせ給へるは、即ち其此なる凶棄物に當れるを知るべし、如此相並び對へる例は、傳十四に註へるが如く、瑞珠盟約章第一一書に、善意と惡意と相對ひ、又右にも云へる履仲天皇五年御紀に、惡解除、善解除の語有り、又古事記朝倉宮段に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神とも有る、此の惡事は、記傳に、御門祭詞に、惡事、古語麻我許登と註せるに依りて、惡を麻我と訓まれたる、其も同意なる事、次に註せるが如し、偕吉凶の言の本は、與

と阿とにて、縁と離とにて、離合の義なり、其の與は御なる例は、天孫降臨章第一一書、下照媛命の歌に、筒拖輔智爾、阿彌播利和拖爾、妹盧豫爾、豫爾豫利據爾と有るは、片淵に網張り渡し、見る縁に、縁々來せねしなり、此の豫爾を、釋に吉也と有るは、説き得ざる者なり、萬葉一(十八丁) 幸于吉野宮之時歌に、山川之、清河内跡、御心乎、吉野之國と有るも、御心を寄すと云ふ續きなり、又(七丁) 山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山と有る、取與呂布は、其の(二十三丁) 藤原宮御井歌に、春山跡、之美佐備立有、又、彌豆山跡、山佐備伊座と有るに並びて、宜名倍、神佐備立有と有る宜名倍に同じく、形の具り足へるを云ふなり、又、(十九丁) 山川母、依氏奉流、神乃御代鴨、又、山川毛、因而奉流、神長柄、云々と有るなどの與流は、神の歸順ひて仕へ奉る意なる事、云へば更なり、又、(十六丁) 淑人乃、長跡吉見而、好常言師、芳野吉見與、良人四來三と有る良跡と、次の好常言師は、右の取與呂布と同じく、山の形容に就きて、其の整ひ備はれる事を宣ひ、又吉見而、吉見與、四來三の三は、熟視し給ふ事にて、心を寄せて見行はし坐せる趣なる是なり、(凡て、熟讀又は熟魂など書く、熟字に當る言をしも、古今とも)に與久と云ふは、右に云へるが如く、寄に等しくして、其の物に心を深く寄する義なるを思ふ可し、) 惡は離にて、吉の縁なると反對へりと云ふは、阿の言に、此に對ひて彼、地に對ひて天、人に對ひて吾、身に對ひて足、田界を分ちて畔など云ふも、共に阿とのみも云ふ言なるは、離放る義なり、故に四神出生章十一一書に、天照太神怒甚之曰汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊、一一日一夜隔離而住と有るも、隔離らせ給ふに就きて、惡神と宣給へる如く聞え、瑞珠盟約章に、素戔鳴尊の御事を、天照太神、素知其神暴惡と有る暴惡は、傳十三に云へるが如く、阿

良毘麻須と訓むべき所なるにて、其は、此の時未だ天神の御許にも依り來坐さずして、疎々しく御在し坐すに就きては、其の御心にも背かせ給ふが如き御行狀も爲させ給へる趣なり、又下章第六一書に、大己貴神、云々、興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、成能強暴と有る荒芒は、誰を主宰として仰ぐ可き君主も御在し坐さざりし間なりければ、疎々しくして依り來ざりしを云ふ、其に對へ云ふ強暴は、惡在に同じく、離け放る由なり、又古事記日代宮段に、天皇、詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食、不參出來、專汝泥疑教覺云々、答曰、朝署入廟之時、持捕搯批而、引闕其枝、裏薦投棄、於是、天皇惶其御子之建荒之情、而、云々と見えたる、建荒は更なり、雄略天皇二年御紀に、天皇以心爲師、誤殺人衆、天下誹謗言、大惡天皇也と有るなど、同類の言なるを以ても、荒く惡しき、共に離放る謂の言なるをなむ曉る可かりける、(又、右の御門祭詞に、惡事、古語麻我許登と云へる、麻賀の義は、已に傳八卷に委しく云へるが如くなるに、其も余碁登と對へる言なるさへ有るに、同じく惡字を訓むに就きて考ふるに、麻賀は物の行過たる義にし有れば、阿志の離放るに大意同じき者なり、故に惡しき事を禍事と云ひ、其の禍々しき事をしも、惡しき事とは言ひ通はすなり、) 故に右の如く、吉は縁なり、惡は離にして、離合の義を以て言を成せる者なるが、右の手端吉棄物、足端凶棄物に就きて、私記に、凡解除之道、必有兩種、吉凶是也、吉解者、是招禱吉事也、凶解者、即除却凶事、兼招吉事也と云へる、其の吉事を招禱と云へるは、即ち吉事を寄り來らしむるを云ひ、凶事を除却と云へるは、即ち其の凶事を離放らしむる義にして、右の招禱と除却との言にて、吉凶の言の義を盡し究めたりと云ふ程の事になむ有りける、(猶次に云ふ惡解除・善解除の件に、

又云ふ可き事共の有るを、此に引き合せ讀みて、其の味ひ有る事を曉り得つ可き者ぞかし、○棄物の物は、上に謂ゆる被具の事なり、口訣に、岐羅毘毛廼贈物也、被捨以爲棄と云へり、楮、此の棄を岐羅毘と訓めるは、續紀の詔に、此彼有る事なるにて、其の第十九の詔に、掛畏、開闢已來、御宇天皇大御靈多知乃、穢奴等乎、伎良比賜弃賜布_田依_且、云々、此逆在惡奴等者、顯出而、悉罪_爾伏_奴良_志止_奇母、神奈賀良毛所念行須、云々、第二十八の詔に、皇位乎掠_天、先仁捨岐良比賜_天之、云々、第三十五の詔に、必法乃未爾未爾、罪奈比給、岐良比給止勅、第四十三の詔に、掛畏、先朝乃、依過_且、弃給_且之、厨真人厨女計_爾、竊往乍、岐多奈久惡奴止母比、相結_且、謀家良久、傾奉朝廷、亂國家_且、岐良比給_且之、冰上鹽燒_我子云々、由此_且、理_破、法未爾未爾、岐良比給_倍久在_利、云々、遠流罪_爾、治賜布止宣布、第四十五の詔に、朕必天翔給_天見行之、退給_比、捨給_比、岐良比給_事物_會と見えたるなど、何れも、弃_と棄_とを並べ云へるは、其の義大抵同じきを以てなり、又孝德天皇二年御紀に、復有爲_妻被_嫌離_者、特由_慚愧_所惱、強爲_事瑕_之婢、(事瑕、此云_居隨_作柯_と)と有る、被_嫌離_は、戸令に謂ゆる、弃妻の事なれば、岐羅布は、即ち捨つるに近き語なりけり、(又右の詔共に、身を退ぞけ給へる事をも、流罪に治め給へる事をも、共に岐良比給布と有るも、其の意同じきを以てなり、) 然れば、此の吉棄物、凶棄物を、口訣に岐良毗毛廼贈物也、以_被捨_爲棄_と有るは、實に然る言にて、大被詞の後に、四國卜部等、大川道_爾持退出_且、被却_止宣_と有るは、即ち其の被具を令_持て、大川道に被_ひ棄_てに被_遣る由を仰せ給へるなり、神祇令に、凡六月十二月晦日大被、云々、百官男女、聚_集被_所、中臣宣_被詞、卜部爲_解除_と有る、卜部爲_解除_は、即ち大川道に罷り

出づるを云ふなり、其は、四時祭御贖式に、中臣率_卜部執_荒世_者、就_階下_置於_席上、云々と有りて、其の事畢て、即執授_卜部一人、令_向被_所と、和世儀も、同じく其の如く成し行ふ事なるが、其の荒世・和世を奉り竟たる後に、其_荒服_者賜_卜部、和_服者_賜宮_主、訖皆退出、臨_河解除而去と有る宮主は、前文四國卜部の下に、宮主在_{其中}と云へれば、共に卜部なる者なり、其の荒世和世と云ふも、即ち此の吉棄物・惡棄物の類にして、此の次に擧げたる惡解除善解除の趣なるに思ひ合せて曉る可き者なり、(楮、棄物と云ふは、右に云へるが如く、被_ひ捨つる物の義なり、然るを、或説に、「人の嫌ふ物は、溝壑に捨つる故に、嫌ひ物を棄物と書く」と云へるなどは、心淺き説なりかし、) 若て、此の吉棄物・凶棄物を、第三一書に、以_手爪_爲吉_爪棄_物、以_足爪_爲凶_爪棄_物と見えたるは、傳十七、正書、拔_手足_之爪_贖之_下に云へるが如く、其の手の爪を以て吉棄物と變_し、足の爪を以て凶棄物と化_{して}、被具に用ひさせ給へりして、其の手爪、足爪の任にての事には非ざるなり、此にも、次には、亦_以唾_爲白_和幣、以_洩爲_青和_幣と有るを、唾を以て白和幣と變_し、洩を以て青和幣と化せる謂にて、其は化生_{たる}物も、傳へ有りて著きを、此には何物と變_化りとも知るべからざれども、上に責_其被_具と有るからは、決めて、解除に用ふる被_柱と成れる事、推し准らへて曉る可くなむ、(其は、其の手足の爪は更なり、髮・鬚又は唾・洩など、共に其の身に在る間こそは、穢き物に非ざりけれ、其の體を離れて後は、本より清き物とは云はれざりける理なれば、其等の物をば直に用ひらると云ふ事、有るまじく思えたり、) ○手端吉棄物、足端凶棄物の事をし、も、惡解除・善解除の本なりと云へるは、上に引ける釋の私記に、凡解除之道、必有_二兩_種、吉凶是也、吉解者_是定_招

禱吉事也、凶解者即除却凶事也、吉解是貴、故用手爪、凶解亦賤、故用足爪也、解除之道、闕一不可也、故兼用吉凶二解也、と見えたる如く、此に素戔鳴尊をして、先づ悪解除を科せ奉らして、其の犯し給へりし天罪の凶事を除却り奉り、次に善解除を科せ奉らして、其の素戔鳴尊の御爲に吉事を招禱らしむなりけり、第三一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭、而宣之と所見たる是なり、然れば善惡二被を重ね科するは、惡被にて、其の穢れたる物を除き去りて、善被にて、其の清き物を幣帛として、神に奉る謂なり、偕、此にも其にも、吉棄物を先にし、凶棄物を後に書されたるが、其の解除を行はるゝには、先づ悪解除、次に善解除なる可きなり、其は、履仲天皇五年御紀、車持君罪有りて令被給へる所に、則負惡解除・善解除、而出於長渚崎令被禊と有るは更なり、皇太神宮年中行事、二月例に、惡被勤仕、次吉被勤仕、次御麻奉と有る作法を以て、推して知るべき事なり、又上に引ける、延曆官符に、定准犯科被事、大被料二十八種と有る細書に、承前、惡被料物、准此重輪と見え、其の後に、承前神事有犯、科被贖罪、善惡二被重科一人と有る、此其の料物を竝べ擧ぐる所にし有れば、善惡二被と續け云ふ事、此の吉棄物・凶棄物の例にて、何れか先、何れか後と云ふ所にて非ざれば、其の次第を見つ可き物は、右に出でたる二例のみなり、然るに、儀式又四時祭式に載れる、御贖の荒世・和世は、又善惡二被の例なるを、其の荒世を先にし、和世を後に爲る事、右の悪解除・善解除の例に於けるが如くなむ有りける、(其の道理に於ても、悪解除を成して、先づ其の罪穢を清め、次に善解除を成して、吉事を祈る可き事なるを、思ふ可き者になむ有りける、) 偕、悪解除・善解除はしも、素戔鳴尊に始まれるが如しと雖も、其の起りはしも、伊弉諾尊に已に出で來れる事なりけり、其は四

神出生章第十一書に、伊弉諾尊、追至伊弉册尊所在處、(中略)因將出返、于時、不直默歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號曰泉津事解之男、凡二神矣と有るは、先には心も著かさりし事には有れども、其の所唾云々は、此に以唾爲白和幣と云ふに當り、掃之は、此の解除の謂なるに就きて、今思へば、此は悪解除の始にてぞ有りける、若て、第六一書、絶妻之誓の所に、又投其帶、是謂長道盤神、又投其衣、是謂煩神、又投其禪、是謂開嚙神、又投其履、是謂千敷神と有るは、其の悪解除に就きて被ひ捨てさせ御在し坐せるは、即ち其の凶棄物にて有るなりけり、其の凶とは、穢れたる物を云ふ、喪服を凶服と云ふ類是なり、偕、此は下に引ける桓武天皇元年御紀に、神祇官陰陽寮竝言、雖國家恒祀依例奠幣、而吉凶混雜、因茲、伊勢太神、及諸神社、悉皆爲祟、如不除凶就吉、恐致聖體不豫、敷、云々、仍除凶服以充神祇と有るが如く、然る凶服を著る事、病を招く縁となる者なれば、速に脱ぎ棄てさせ給ふ可き御事なり、偕、此を、古事記には、御身滌の時の事も書されたれども、已に、傳八に辨へ云へるが如く、此の時の事を其處に引き付けたるにて、全く誤傳なりける者になむ有りける、其の文に、故於投棄御杖所成神名、衝立船戶神、次於投棄御帶所成神名、道之長乳齒神、次於投棄御裳所成神名、時置師神、次於投棄御衣所成神名、和豆良比能宇斯能神、次於投棄御禪所成神名、道俣神、次於棄御冠所成神名、飽咋之宇斯能神、次於投棄左御手之手纏所成神名、奥疎神、次奥津那藝佐昆古神、次奥津甲斐辨羅神、次於投棄右御手之手纏所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐昆古神、次邊津甲斐辨羅神、右件自船戶神以下、邊津甲斐辨羅神以前十二神者、因脱著身之物所生神也と有るは、右と同じ

く、伊弉諾大神の、黄泉戸より出でさせ御在し坐しける時に、悪解除を爲させ給へるに就きて、御身に著けさせ御在し坐しける、黄泉國の穢に觸れ給へりし物を、脱ぎ棄て給へるにて、其は此に謂ゆる、凶棄物の起りなる可き事、云ふも更なり、(但、右の傳の中には、入り混ひたる事共も多在り、其は、其の御杖を投げ棄てさせ給へるは、此の解除の度とは別なる時の事にして、其の雷等に追はれさせ給ひける即ち有りし事なれば、右の棄物の中には入る可からず、又、其の脱ぎ棄てさせ給へりし物も、實には、御帶と御衣と御禪と、左右の御手纏との五にて、其の成れる神も、時置師神、煩神、開嚙神と云ふ、疾病を主とする三神と、奥疎神、邊疎神、奥津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神と云ふ六柱の禍神と、合せて九神なり、其の事、傳八卷より次々委しく論ひ定め云へるが如し、) 偕、右の悪解除の事竟へさせ御在し坐して、後に、其の第六一書に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之檉原而祓除焉、(下略)と有り、又古事記にも、是以、伊弉那岐大神詔、吾者到於伊那志許米志許米岐穢國而在祓理、故吾者爲御身之禊、而到坐筑紫日向之橋小門之阿波岐原而禊祓也と所見たるは、正しく善解除にて、此は右の悪解除の御事已に御在し坐し過ぎて、其よりは遙に後の御事になむ御在し坐しける、其は、第六一書に、右の黄泉戸を出でさせ御在し坐して、直に御帶以下の物を投げ棄てさせ給へりしは、即ち凶棄物なる事は、云ふも更なり、既還、乃追悔之曰、吾前云々と有るは、以前に御在し坐し、御事を、後に悔いさせ給へる御趣なるに、其の第十一書には、右に引ける如く、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號曰泉津事解之男、凡二神矣と有りて、其の次に、但親見泉

國、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門而拂濯也と見えたるは、已に悪解除の御事を行はせ御在し坐して、今茲に善解除の御事に及ばせ給へるなり、故に先の凶棄物は、素より其穢に觸れ給へるなれば、其に因りて、種々の禍々しき神も出で來にたるを、此の大御身滌には、八十扨津日神、大扨津日神、神直日神、大直日神、底津少童命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少童命、表筒男命は更なり、大地・海原之諸神も共に成り出でさせ御在し坐せるは、取りも直さず、善解除に當れる者なり、然るに、此の時の吉棄物や何なると云ふに、傳八に註へるが如く、其の祓處なりし檉原の檉は、謂ゆる天津金木にして、此の千座置戸に當れ、又其の白和幣・青和幣の御設など形の如く物爲させ給へりけむ御事、申すも更なりかし、(但、此の御時はしも、其の祓禊の事の起りにし有りければ、未だ悪解除・善解除と云ふ稱有る事無く、又右の投げ棄てさせ給へりし物にも、吉棄物・凶棄物と云ふ稱有るに非ざれども、釋の私記に、吉解者、是招禱吉事也、凶解者、即除却凶事、兼招吉事也と有るに引き合せて、其の事跡の、正しく其に當れるを以て云ふなり、常にも云ふが如く、大凡祓禊の本はしも、申す迄も無く、伊弉諾大神に始まれる事なるを、此の時の素戔鳴尊に定りし事、大祓詞に、天津宮事以氏云々と有るを以て知るべきなり、然れば、互に相通はし以て、心得なむ、其の實は得らる可き、) 故、悪解除・善解除は、罪穢の有る時には、重ね行はるゝ事、右の如く、伊弉諾大神・素戔鳴尊二柱の御迹に起りて、後世と雖も並び行ふ事にて、右に引ける延曆官符に、承前、惡祓料物、准此重輪、今除二祓と所見たるは、朝家には、其の法已に古に違ひぬるを、神宮には、其の舊を傳へて、惡祓勤仕、次吉祓勤仕と有り、然るに、其の天津宮事、

豈其の天神御子の朝廷に亡び失する事の御在し坐さむ、傳十七に、四時御祭贖式を引きて注へる其の荒世・和世の御贖は、全く吉乘物・凶乘物の御制になむ御在し坐しける、其は、儀式の、二季晦日御贖儀（六月・十二月）に、其日、卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、宮主・史生・神部等、左右分頭前行、中臣官人次之、御麻次之、東西文部次之、（各執横刀）荒世次之、和世次之、（竝著木綿鬘）云々、喚中臣稱唯、率文部四國卜部入、（宮主任其中）候宜陽殿南頭、縫殿寮先以荒世・和世御服、率女孺參入、即内侍縫司（掌縫以上供之）傳取、令藏人供奉、訖縫殿寮退出、（荒世賜卜部、和世賜宮主）云々、次中臣率宮主卜部執荒世者、就階下置於席上、（掃部寮敷席於階下、縫殿寮置荒世御服於席上）宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執量御體、摠五度、訖宮主取祝、訖授後取卜部、宮主取埵授中臣、中臣轉授中臣女、執奉御訖授中臣、轉授宮主、宮主取祝、訖授後取卜部、荒世事畢退出、次中臣引和世進退如荒世儀、其荒世者賜卜部、和世者賜宮主、訖皆退出、解除河上と見えたる、荒世・和世を、四時祭式には、荒服・和服と作れたり、是れ荒妙を以て惡解除の凶乘物とし、和妙を以て善解除の吉乘物と爲させ給へる由なりと所見たり、其の又、荒世・和世と云へる世は、江次第に謂ゆる節折の事にて、小竹を云ふなり、萬葉三（四十五丁）に、天有、左佐羅能小野之、云々と有るは、此の故事に因りて詠める者なり、左佐羅は篠在にて、罪穢を流離ふるに、此の事を爲すが故なめり、然して、貫之集に、内の仰せ事にて、夏祓、「川社篠に折り延へ乾す衣如何にせばかも七日干ざらむ」と有るも、此の事を詠み、新拾遺に、「今日は又篠に折り延へ身潔して麻の露散る蟬の羽衣」千五百番歌合に、「六月の今日吳竹の夜折

にぞ、君が千年の數は添ひける」など有るも同じ、年中行事歌合に、節折、「霜冷か竹の羽風は荒妙にて夜折の袖は猶や冴ゆらむ、節折と申すは、御祇官に十二月晦日御贖物奉るなり、云々、是神代より始まりて、神賑の義なりと見えたり、右の、即執量御體、摠五度と云ふは、宮主祕事口傳抄に、謂之節折者、以篠量五體之四肢と有る是なり、其の作法に、事具之後出御、次宮主參上御殿階下也、云々、次六人部（居住西京云々）進篠等、先一筋獻之、次宮主取傳女官、次女官取傳命婦、次命婦進主上、主上量御身長返給命婦、次命婦授女官、次女官傳之、次宮主折懸之也、（中略）次獻二筋、自兩肩至御足合量之、次又二筋獻之、如先度、量左右御手、自胸中至指末、返給之、宮主折懸之、（中略）次又二筋獻之、量自左右腰至御足、次又二筋獻之、量自左右御膝至御足、宮主折懸之如先度也、（以上五度量御體）云々、返給之後著庭座、讀祝詞と所見たる是なり、其の五體の四肢を量り奉れるに、御手の指末に至り、御足に及べるに、手端・足端の義有り、荒世・和世の荒和に、枉ると直きとの意を備へて、即ち惡と善との趣なるなむ、妙なりとも妙なる御事には御在し坐しける、（其は、右の惡解除、善解除などの惡字を、御門祭詞に、惡事、古語麻我許登と有りて、其の意同じきを、彼の枉津日神、直日神と申し奉れるは、即ち天照太神の荒魂、和魂神に御在し坐すなど、各其の意に通ふ所有るを以て、其の意を明らかに、又大祓詞にも、右の二神の御事をしも、瀬織津比咩神・氣吹戸主神と申し奉りて、解除には、主と御在し坐す神に渡らせ給へる御事などを、考へ合せ奉るにも、善惡二祓の一を闕く可らざる可き趣も知られ、且其の荒世・和世の御式は、即ち其の二祓にて有るなど、思ひ合せらば、大に得る所有りなむ者ぞ、）故に右の如く、善惡二祓を並

び行はるゝ事、甚も美たき上古の政迹なるが、罪穢の事に依りて解除するは、専ら惡解除と云ふ者なり、神事に依りて被ひ清むる謂ゆる清祓と云ふ事は、即ち是善解除と云ふ者になむ有りける、儲崇神天皇十二年御紀に、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、又神功皇后御紀に、皇后、傷天皇不從神教而早崩、以爲知所崇之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮と有る、此の二は、神の御崇に依りて解除を爲させ給へるなり、然るを、古事記の其訶志比宮段に、更取國之大奴佐、而種々求生剝・逆剝・阿離・溝埋・屎尸・上通下通婚・馬婚・牛婚・雞婚・犬婚之罪類、爲國之大祓、(下略)と所見て、罪類を天下に求めさせれば、本よりは即ち惡解除にして、善解除を兼ねたる事、其の末の神事に及べるを以て明らめ奉る可きなり、此に就きて思ふに、穢にも淨にも、右二祓を兼ね行ふ事には有れども、六月・十二月晦日大祓の如く、何と無きに解除はせ給へる類は、善解除に近く、又、上に云へる犯罪の事に依りて、大上中下の祓を科せらるゝは、本より惡解除を本と爲るにて、善解除は此に次ぐ者なり、宮中の觸穢に依りて被行るる臨時大祓の如きは、惡解除と云ふになむ當りつ可き、續紀に、文武天皇慶雲四年春正月乙亥、因諸國疫、遣使大祓、光仁天皇寶龜元年九月辛巳、是日、京師及天下諸國大祓、壬午、停一年服期、天下從吉、同六年八月辛卯、大祓、伊勢美濃等國、以風雨之災也、同冬十月辛酉朔甲申、大祓、以風雨地震、同七年五月乙卯、大祓、以災變屢見也、同八年三月癸丑朔辛未、大祓、爲宮中頻有妖怪也、桓武天皇延曆元年正月癸未、大祓、百官不釋素服、同七月庚戌云々、神祇官陰陽寮言、雖國家恒祀依例奠幣、而天下繙素、吉凶混雜、因茲、伊勢太神及諸神社、悉皆爲祟、如不除凶就吉、恐致聖體不

豫敷、云々、仍除凶服就神祇、詔報曰、云々、其諸國釋者服、待祓使到、祓潔國內、然後乃釋、同九年正月丁卯、百官釋服從吉、是日大祓、閏三月丙申、百官釋服大祓、平城天皇御紀に、大同元年五月庚午、左右京竝天下待大祓使到祓清、然後釋服、仁明天皇御紀に、承和八年五月丙申、會諸司於朱雀門大祓、爲除太上天皇之服也、文德天皇實錄に、嘉祥三年夏四月辛亥、爲除凶服、先遣大中臣氏人於五畿內七道、以修大祓、癸丑、帝凶除、百官吉服、大祓於朱雀門前、又三代實錄に、天安二年九月十四日壬申、遣大中臣氏於左右京五畿七道、修祓禊、以釋服也、十六日甲戌、今上凶除、百官吉服、仍大祓於朱雀門前、貞觀元年四月廿一日丙午、大祓於建禮門前、以觸穢之人入於御在所也、同四年十一月廿日甲申、先是、少主鈴從八位上美和真人清江言、鼠嚙內印盤褥、至是、神祇官卜云、觸穢之人供神事、仍成祟、由是、大祓於建禮門前也、同五年十月卅日己丑、大祓於建禮門前、以犬嚙人死骸、入神祇官故也、同七年七月廿九日、先是、武德殿前有三人死、仍大祓於建禮門前、以攘邪氣也、同八年四月廿一日乙未、大祓於建禮門前、以辨官大藏省竝有穢也、同十六年正月廿九日庚寅、右近衛宇保貞主伏下仗下、頓得病死、或稱氣絕於宮中、或云出於宮外而命終、來月上旬、應祠祈年大原野・春日等神、仍是日大祓於建禮門前、同十一月十六日辛丑、先是、十月廿七日、木工寮史生出雲島成死、喪家人入寮、寮官人參入內裏、由是、平野・梅宮・春日・大原野・園韓神・鎮魂等諸祭、皆從停廢、大祓於建禮門前、同十二月十一日乙丑、緣右近衛府失火之穢、停月次、神今食祭、大祓於建禮門前、同十七年十二月十一日庚申、停月次、神今食祭、先是、今月六日、左近衛府人死、神祇官染汚其穢、大祓於建禮門前、又陽成天皇元慶二年九月十

一日癸卯、大_ニ被_レ於建禮門前、昨日、辨官有_ニ人死穢_一、今日不_レ得_レ發_レ奉_レ幣伊勢太神_一使_レ、故修_ニ此禊_一也、同七年十一月十六日己卯、停_ニ新嘗祭_一、於建禮門_ニ修_ニ大被_一、以_ニ內裏人死諸祀停廢_一也、又光孝天皇仁和二年四月六日乙卯、大_ニ被_レ於建禮門前、以_ニ去三月有_ニ人死穢_一也など有りて、建禮門前にて被_レ行る_一、臨時大被は、右の如く、京中の觸穢又は凶服を除きて、吉服に移らむと爲る時に當りて有る事にて、次に云ふ神事清祓の例には非ざるなり、(但、太政官式に、凡六月・十二月晦日、於_ニ宮城南路_一大被、大臣以下五位以上、就_ニ朱雀門_一云々、臨時大被亦同と見え、又右に引ける仁明天皇御紀、文德天皇實錄なるも朱雀門前なるに、三代實錄なるは、何れも建禮門前なるは如何と云ふに、右等の宮中の觸穢に就きて行はる_一は、悉く百官男女と云ふには非ず、諸司の官人の内にも、觸穢の限りをのみ被_レ召る事なる故に、建禮門前にて行はれ、又雨儀には八省院の東廊を被_レ用る事見ゆ、同錄に、貞觀元年九月三十日壬午、雨、大_ニ被_レ於八省院東廊_一、爲_ニ大嘗會近_一也、依_ニ雨行事故_一用_ニ東廊_一と有る是なり、江次第、八省東廊大被條に、依_ニ雨儀無_ニ出立_一と有り、若て、臨時大被と雖も、凶服を除かる_一時、又大嘗祭の大被などの如きは、朱雀門前を被_レ用る事、其の例、委しくは大被詞講義に云へり、又三代實錄に、元慶六年夏四月廿六日甲午、於_ニ朱雀門前_一修_ニ大被_一、以_ニ去八日大膳職人死_一、平野・松尾・賀茂等祭停止故也、臨時大被、於_ニ建禮門前_一行之、因_ニ穢不可用_一大藏省帳、仍用_ニ朱雀門_一也と有りて、却りて、朱雀門前の方を代へ用ひられたるを以て、右に云へる事共を曉る可き者なり、其の慥と云へるは、大藏省式に、凡臨時大被所立_ニ五丈惺_一二字、七丈惺一字と有る、其の三字の惺の鋪設の儀は、彼式のに、五丈一字、設_ニ參議以上一人座_一、一字設_ニ辨官座_一、七丈一字、諸司立_ニ被_一と見えたる是なり、其の神事の清祓

と云ふは、天武天皇五年御紀に、八月丙申朔辛亥、詔曰、四方爲_ニ大解除_一用物則國別國遣輸_ニ被柱_一、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、鑿一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且每戶麻一條と有るは、當年大嘗の大御祭御在し坐すに就きて、行はせ給ふ御政なる事、上に註へるが如し、其の七年に、是春、將_ニ祠天神地祇_一、而天下悉被_レ禊之、堅_ニ齋宮於倉梯河上_一と有るは、謂ゆる清祓なり、又淡路天皇御紀に、天平寶字二年八月乙卯、遣_ニ使大_一被_レ天下諸國、欲_ニ行_ニ大嘗_一故也と見え、桓武天皇御紀に、延曆三年十二月癸酉、遣_ニ使畿內七道_一大被、奉_ニ幣於天神地祇_一と有るは、其の頃長岡に都を遷させ御在し坐さむと爲させ給ふに就きてなり、平城天皇大同三年御紀に、十月乙亥行幸_ニ近江國大津_一、修_ニ禊_一、以_ニ御_ニ大嘗_一也、嵯峨天皇弘仁元年御紀に、十月甲午、禊_ニ於松崎川_一、緣_ニ大嘗會事_一也、淳和天皇御紀に、天長六年十二月庚午、天皇幸_ニ賀茂河_一、修_ニ禊事_一也、禊畢賜_ニ祿_一、七年春正月丙子、朔庚子、天皇幸_ニ鴨川_一、禊_ニ之_一、夏四月甲辰朔乙卯、幸_ニ鴨河_一、禊_ニ之_一と有り、此の三度所由、今詳ならず、同八月戊辰、齋女王爲_ニ參入伊勢太神宮_一、禊_ニ賀茂川_一、辛未、大_ニ被_レ於建禮門南庭_一、爲_ニ齋女王參入伊勢太神宮_一也と有るは、齋宮寮式に、凡天皇即位者、定_ニ伊勢太神宮齋王_一、(中略)其後、擇_ニ日時_一、百官爲_ニ大被_一、(同_ニ尋常_一二季儀)又、凡齋王、將_ニ入_ニ太神宮_一、八月晦日、在前七月若八月、同時遣_ニ大被使_一、(左右京一人、五畿內一人、七道各一人)凡齋王、將_ニ入_ニ太神宮_一、八月晦日、朝廷大被、云々と所見たる是なり、仁明天皇御紀に、天長十年冬十月癸未朔辛丑、爲_ニ大嘗會_一、將_ニ修_ニ禊事_一、行_ニ幸賀茂川_一、承和二年四月甲午、亮子內親王、禊_ニ于賀茂川_一、始入_ニ齋院_一、同八月辛丑、齋內親王、被_ニ于賀茂川_一、爲_ニ可入_ニ伊勢齋宮_一也、文德天皇實錄に、嘉祥三年九月庚子、云々、以_ニ賀瑞之由_一、大_ニ被_レ於建禮門前_一、以_ニ遣_ニ使_一也、仁壽

元年八月庚子朔己巳、大祓於朱雀門前、百官盡會、爲大嘗、豫除群穢、と見えて、次に十一月辛卯、帝有事於八省院、緣大嘗祭也、丁酉晦、大祓於朱雀門前、爲之解齋、と有るは、大嘗祭儀に、晦日、於朱雀門大祓、如三季儀、と出でたる是なり、天安元年冬十月癸巳、冷然院南大庭大祓、緣奉幣八幡大菩薩宮、使進發也、同二年夏四月辛丑、於冷泉院南路大祓、爲遣、諸名神社奉幣帛、使、清和天皇實錄に、貞觀元年正月十日丁卯、是日、始奉天下諸社神寶、仍大祓於建禮門前、同廿九日丙戌、大祓於建禮門前、以明日將發、班幣諸社、使也、六月十三日丙寅、大祓於建禮門前、以明日將發、奉諸神社幣帛、使也、十四日丁卯、遣使諸社、奉神寶幣帛、猶斯類甚多在り、右等は、上に擧げたる凶事清祓とは異にて、神事清祓なれば、善解除に類ひつ可し、(台記に、久安三年九月十一日、傳聞、去十一日夜、外祖父入滅、仍於河原行由祓、同天養二年九月一日、依天下不淨、御燈由祓、又百練抄に、建久四年三月十五日壬午、諒闇終由大祓也と見えたる由祓、又由大祓など云へるは、即位、大嘗會等を行はれむと爲るに就きて、豫め神宮などに令申給へるを、申奉幣など云ふ例とも違ひて、右等の二は、凶事清祓なり、一は九月三日、北辰燈を被行るゝに就きたる神事清祓なり、斯れば、罪犯に非ずして行はるゝは、何れも右の由祓の類にして、惣てを善解除と云ひても然る可き事なるにや、)但、右に擧げたるは、其の解除の事の、吉凶に亘るに就きて、凶事清祓を姑く、惡解除の例に擧げ、神事清祓をば、假に善解除の例に出す事にては有れども、其の解除を行ふと云ふは、罪穢の有るを祓却ふが主たる意趣にし有りければ、凶事に就きても吉事に依りても、罪穢を祓ふと云ふに二無ければ、吉より凶を兼ね、凶より吉を兼ねて並び行ふ事なり、然れば、私記に、解除之道、

必有二種、吉凶是也、(中略)解除之道、闕一不可也、故兼用吉凶二解也と云へるは、當時、其の世に被行るゝ、狀に合せて云へる者なれば、何れにしても、其の二を闕くべからざる事になむ有りける、(又、吉解者、是招請吉事也、凶解者、即除却凶事、兼招吉事也と云へるなどは、實に美たき古傳にして、大に其の謂有る事なりけり、)○以唾云々、以洩云々は、共に口中の液なり、其の起原は、上に引ける四神出生章第十一書に、伊弉諾尊云々、盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號曰泉津事解之男、凡二神矣と有るは、其の大神の、惡解除を物爲させ給へる御時に、其の唾爲させ御在し坐しける御事に象どれる者なめり、口訣に、其の事を、祓除之時必吐唾と云ひ、纂疏に、今世、解除之時、必爲唾也と云へる是なり、穢物を見て唾を出す事はしも、古語拾遺に、昔在神代大地主神營田之、以牛食田人、于時、御歲神之子、唾饜而還、云々と有る是にて、解除の義なり、又、天孫降臨章第二一書に、磐長姫を御すて罷らしめ給へる所に、磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如木華之、俄遷轉當衰去矣と有るは、物を耻恨みて唾し給へるにて、其れも右の意に近在る可し、偕此の解除に、唾を出させ奉りて、其の被具の白和幣と化し給へる、其の故事に依れりと云ふべくして、江次第平野祭條に、次、宮主奉仕被詞と有る細註に、到被清之處、以人形吻令給、到中臣被八張取割之處、解繩給、畢神主退出、進御贖物と見え、八省東廊大祓條に、祝帥、置上卿并辨座被物、祝帥著座臨禊、詞及八張解繩了、祝帥奉大麻、(先上卿、次辨、)乍令持、祝帥一撫一吻返給了など有る、一撫は其の身を撫づる事なり、一吻は其の口にて吻く事なるが、此は唾を成して解除たりけむ、右の古儀を傳へたるらむとぞ所思たりける、(今も、所汚き物を

見、或は穢らはしき事などに遇ひても、我知らず唾を吐くは、自然にして解除の事を行へるにてぞ有りける、傳十一卷に云へる事共をも考へ合す可し、○洩を與陀理と訓める、其を釋秘訓に、私記曰、問、案玉篇、自鼻曰洩、自目曰涕也、然則、此洩者、非自口出之名、何讀與太利哉、當讀波奈太利、答、案玉本、云與多利、然則、此所洩者、自口所出之液也、故、古本云爾、云々、凡、書者以立本意爲宗、何得抱字破意哉、故、先師、不從雜本、遠用古辭、今亦依用耳と有る、此の説實に然る可し、然るは、唾も洩も、同じく口中の液には有れども、殊更に吐を都婆伎と云ひて、津吐の意なり、自然に垂るゝを與陀理と云へるは、青垂の義にて、和名抄に、津願病源論云、津願與多利、小兒多涎唾、流_レ出於頤下也有りて、小兒に限れる物には有れども、大人と雖も、物を責讓ばると時には、自然に出づる者なればなり、洩字は、名義抄に、須々婆那、又與陀理、又那美陀、又波那陀理、又那久、又波那須々利など訓まれたる字なれども、和名抄に、洩、字書曰洩、和名須々波那、鼻液也、文字集略云、洩俗云、波奈加無、以_レ手去鼻洩也と有りて、與陀理の訓無きは、右の津願を云ふが本にて、鼻液も同じ狀に青く垂るゝ者なれば、與陀理の言を通はし用ふるのみこそ有りけれ、受張たる稱には非ざるなり、故に大同類聚方を見るに、通志流可多と云ふ一條有りて、南_{津波}美陀、須之半娜、無_交案波那、半_切奈致、津_唾波岐、與_{津願}陀願、安_吐波々奇、云々と有りて、與陀理を鼻液の中には入れずして、口中津の列に加へたるを以ても、此に洩字を書けるは、字書に、自鼻曰洩と有りても、私記に、字を棄てゝ意を取るべく云へれば、此に唾と相並べる洩は、全く津願なる事、云ふも更なる者なりかし、(然るを、釋に、私案、古事記云、爾大氣都比賣、自鼻口及尻、積々味物取出、而種々作具云々、然則、

此一書、自口所出者唾也、以之爲白和幣、自鼻所出者洩也、以之爲青和幣歟、然則、猶讀波奈多利之條、且相叶字書之釋、且不違古記之意歟と云ひて、右の私記の説を戻きたるは、大なる非と云ふべし、凡、目より出づるを那美陀と云ふは、哭水垂なり、鼻より出づるを波那陀理と云ふは、鼻垂なるに合せて、口より出づるを與陀理と云へるなるを、其の津願の青き狀と、鼻液の青きと、大凡同じ狀なるに依りて、鼻にも然云へるは、其の似たる狀を以て、假借せる者なり、然れば、洩字に拘はりて心得べきに非ず、○爲白和幣爲青和幣の爲字は、化爲の義なり、其は、傳十七にも已に註へるが如く、正書に、至使拔髮以贖其罪と見え、古事記に、亦切鬚、及手足爪令拔、而云々、古語拾遺に、令拔首髮及手足爪、以贖之と有る、其の髮鬚はしも、謂ゆる千座置戸の料材と化出でつらむと所思しき由有るに合せて、此唾洩の類も、右の二物に化爲つらむ事、推して知るべき者なりかし、若て、其の唾・洩共に同じ口液と雖も、唾の色は白く、洩の色は鼻液と同じく、凝固する時は青く成る物にし有りければ、其の物變りて白和幣、青和幣と化爲りけむ事は、實に疑ひ有るまじうこそ所思えられ、然るを、口訣に、唾洩准青白之和幣と云へるは何事ぞ、唾・洩は口中の液なり、和幣は衣服の設なり、何ぞ、唾・洩に青白の色有りて其に准らふと云はゞ、殊の外なる僞と云ふ者にて、被戸神を欺むき、會合はせる諸神をも誣ふるなれば、此は思ひも寄らざる僻説と云ふ者なりけり、又纂疏に、以唾洩爲幣者、蓋物盡而無可贖故也と宣へるも心得ず、此の時に、素戔鳴尊の罪過甚大なるが爲に、其の有る限の物を輪させ奉るが故に、千座置戸の置物有り、然るに、髮鬚を以て此を化し、被具には、手足の爪を以て輪さしめ、此も物に變へて其の料に充てられたるなり、次に、此には唾・洩を以て、

和幣と化さしめ奉りて、祓はせ奉れるにて、其の神の身に有る限の物を出さしめ奉りて、猶其にても足らざるが故に髮鬚をも抜き去り、手爪足爪をも抜き取り、唾洩までも強ひて吐き出さしめ奉れると云は、解除には非ずして、大なる刑罰の状なるを、昔より以降、此の解除の事に心を用ひて、明らかめ得たる人無きが故に、然る拙劣き説のみ多在るは、神典の妙に奇しき趣を、大凡の人の上に比校へ見る誤なりかし、(又、或説にも、唾自口出、洩自鼻出、以其色寄之白青和幣也、蓋既傾財寶、爲之被具、復竭身體之所、有、以補足之也と云ひ、又或人も、身親而物疎、以指甲唾洩爲被具、所以非外物能可解之罪也と云へるなども、右等の説に本著きて蛇足を添へたりし者なれば、云ふにも足らずなむ有りける。)○白和幣・青和幣は、正書に、青和幣(和幣、此云ニ尼枳底)白和幣と所見たるが如く、青白と云ふ次序なるを、此に白青と有るは、如何と云ふに、其の唾・より、白和幣・青和幣と成れる次第に隨へる者なり、其の白和幣の事は、傳十七に云ひ、青和幣の事も、同卷に云へり、偕、其所に引ける古語拾遺に、令長白羽神、(伊勢國麻績祖、今俗、衣服謂之白羽、此緣也)種麻以爲青和幣、(古語爾伎氏)令天日鷲神造木綿、津咋見神、穀木種殖之作白和幣、(是木綿也、以上二物、一夜蕃茂也)と所見たるが如く、已に此より以前に、磐戸隱の御時に出て來り初めて有りけるを、大神御子の御天降の時に供奉りて、其の神等は天降坐し、神武天皇の中洲に入らせさせ御在し坐しける程より、其の神の裔等の、國々に種殖られたる事、拾遺に所見たるが如し、然るに、此の素戔鳴尊の御身より吐き給へる唾・洩に、然る物共の化爲たりと云ふ時は、其の事の始、二途に在るが如く聞ゆれば、一應は如何とも云ふべき状なれども、熟思ふに、譬へば、寶鏡出現章第五一書に、素戔鳴尊(中

略)乃拔鬚髮散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、云々と見えたるは、實に、此の時右の杉檜の始なるが如し、然るを、古事記肥河段、八俣遠呂智の事を語れるに、身一有八頭八尾、亦其身生蘘及檜、云々と云へれば、本より其の檜の有りけるに、今又素戔鳴命の生し立しめ給へる如くなるが、其には所由有る事、傳二十に云へるが如し、若て、此なる千座置戸は、天津金木を以て作る物なるに、已に伊弉諾尊の祓除は、檜原にして行はせ給へる、即ち檜原は檜原と云はむが如く、金木は猶檜木と云はむが如く、本より檜木の有るが上に、此の被具の金木は成り出でたるなり、又、此も長白羽津咋見神にして、青白の和幣は、已に出來にたるを、此にても、其の同じ物の再び成り出でたるなめり、出雲風土記に、大原郡高麻山、(中略)古老傳云、神須佐能袁命御子、青幡佐草咄命、是山上麻蔀初、故云高麻山、即此山峰坐其御魂也と有るは、天孫降臨よりは以前の事なるに、已に、其の素戔鳴尊の御子神にして、此の物を蒔き初め給へるを以ても知らるべくなむ、(又、意宇郡大草郷、云々、須佐乃乎命御子、青幡佐久佐日古命坐故大草と云へる、神名の青幡は青畑と云ふ事なり、佐久佐は、麻草と云ふ事なり、此を以て、其の神の殖る弘めさせ給へる事を思ふ可き者なり、又、駿河風土記に、富士郡豐麻神社二座、所祭、大己貴命與少彦名命也、云々と有るも、此の素戔鳴尊の御事に合せて、由有りける御事なりかし)偕、右に引ける御贖儀に、次中臣捧御麻、進就版位、勅曰參來、即稱唯、進就階下、中臣女(簡氏女堪事者奏定)於殿上轉取供奉、訖授中臣、還本處、即授部下一人、令向被所と所見たる、其供奉の状は、江次第に、天皇、親取摩御體、即返給と有りて、註に「御幣とは木に幣を附けたるなり」と云へれば、上に註せる太玉串と同じ状なるが、彼は木枝に著くるを、此は

木串に挟みて奉る物なりけり、四時祭御贖式料物の中に、安藝木綿二斤、凡木綿一斤麻二斤と見え、儀式に、挾幣帛木二十四枚など見えたる是なり、又大被儀に、神祇官、陳被物於朱雀門前路南、(分置六處、但馬在其南方)云々、立定、神祇官、須切麻(參議以上史、五位以上史生、女官竝諸司神部) 訖中臣趨就座、讀祝詞、稱聞食、刀禰稱唯、被舉行大麻、次撤以上切麻、既而散去と有る、大麻、切麻の事は、大麻の事は麻は串に挟なたるを云ひ、切麻は串無きを云ふと見えたり、然して、一人々々に頒ちて令被るは切麻なり、又一所に集め、其を著座の人々の許に廻はして、引き執らしむるを、大麻と云ふ、西宮、北山の二抄、及江次第の分註に、神祇官人以下執之、上卿以下、座前引之と見え、古今集に、「大麻の引く手数多に成りぬれば思へど得こそ頼まざりけれ」と有る是なり、顯昭本三句止らねばと有りて、註に、「大麻は、被するに、陰陽師の持ちたる串に刺したる志傳なり、被ひ竟へぬれば、是を各引き寄せつゝ撫づる者なれば、人の許毎に寄れども、留らで過ぐれば、引く手数多に止らねばとは詠めるなり」と所見たる是なり、(又顯註に、「此の返歌に、大麻と名にこそ立てれ流れても終に寄る瀬は有りてふ物を、と詠めるは、如此留まる所は無き様なれども、川に流れつる時は、流れ留る所無くてやは有る、と詠めるなり、數多の所へ通へど、終には君が許にこそ留まれ、と云ふ意なり、當昔、已に陰陽師の所作とは成れる趣なれども、大麻の事、右にて聞えたり、) 偕、古事記訶志比宮段に、更取國之大奴佐、而云々、爲國之大被、而云々と有る大奴佐は、右に云へる大麻の例とは異にて、其の時、種々求し、罪類の有る人毎に物を輸さしめ給へるを以て云ふなるにて、切麻に對へたる大麻とは同じからず、國の大被の料なるに依りてなり、天武天皇五年御紀に、詔曰、四方爲

三、大解除、用物則國別國造輸被柱、云々、且毎戸麻一條と書され、神祇令にも、凡諸國須大被者、云々、戸別麻一條など有るも、右の大奴佐の例なり、記傳三十に、「奴佐は、禱布佐にて、其罪穢を除き清め給へと禱ぐ意を以て出すなれば、神に獻りて禱ぐと意味一なり、偕、布佐は麻なり、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語、麻謂之總也、云々と有り」と所見たるが如し、皇太神宮儀式帳、三時祭川原被の儀を書せるに、各奴佐麻令持、而先宮東方皆悉令向侍、而人別之序、竝後家穢雜事令申明、然於御巫內人、各所持之奴佐麻一條分授、即御巫內人管集取持、其人別所申穢事、令傳申明、云々と有る、此に奴佐麻と云へるは、奴佐と麻と別に在るに非ず、此にて奴佐と云へるは、其の解除に用ふる稱呼と成れるにて、其の麻を云ふなり、建久行事記に、神麻木綿付、南方河端立置於彼本と有る是なるが、堀河百首に、荒和被を、「六月の清き河原に五十串立て被ふ事をぞ神受けつらし」夫木集五には、下句、「被ふる事を神は受くるらむ」と詠める五十串の事なり、若て、四時祭大被式の料物の中に、木綿五斤二兩、麻二十斤十兩、棠十二兩と見えて、此にては、木綿と麻とを竝び出せるに、右に引ける大被儀には、行大麻、又頒切麻と云へる麻は、何れも奴佐と訓むなるにて、次に註へる天津金木、天津菅曾是なり、傳十七に引ける記傳に、「麻は、木綿に比ぶれば、稍青き故に、青和幣と云ふなり、偕、書記に、下枝懸木綿と云ひ、又下卷に、天日鷲神爲作木綿者など云へるは、白和幣のみには非で、必ず青和幣も具ふ可ければ、如此云ふ時は、穀と麻と、二種を凡ても木綿と云へりと思ゆ、又式などに、其の料物を擧げたる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用ふる所には、唯木綿の事のみ云ひて、麻の事の見えぬが多きも、二種を合せて木綿と云ふ故なり」と云はれたるは、

然る説にて、賢木に木綿を著けなど云へるは、二種を合せての名なるに、解除に奴佐と云ひ麻と云へるも、其の二種を合せて云ふ稱なるを、合せて曉る可き者になむ、(然れば、天武天皇御紀、及神祇令に、毎戸麻一條と云へるには、木綿と麻との二種を、合せたる可き事、右に云へるに合せ思ふ可く、又此に、素戔鳴尊をして輸さしめ奉れる物に、白和幣・青和幣の二種有るに考へ合はす可き者なりかし、) 偕、此に素戔鳴尊の解除に、此の白和幣・青和幣を輸させ奉る事の起りはしも、上に引ける四神出生章第六一書に所見たるが如く、伊弉諾大神の、其の御帶を投げ給ひ御衣を投げ給ひ、又御禪を投げさせ御在し坐して、先づ惡解除の御事を行はせ給へるに本就きて、次に筑紫日向の御身滌にて、櫛を以て置座と成させ給ひて白和幣・青和幣の御衣物を掛けさせ給ひて、吉解除の御事を物爲させ給へりけむ、即ち此にて素戔鳴尊の、唾を以て白和幣と變し、洩を以て青和幣と化さしめ奉る事の基本なむ、右に在る御事とぞ、思ひ量り奉らるゝ事なりける、斯かれば、後の解除に麻を出す事は、其の御衣物に代へたるにて、其を以て身を撫で祓ふは、眞の衣服を投げ棄つる意味になむ有りける、(且、罪犯有る人こそは有りけめ、何と無きに、戸毎に輸さしむるに、然計り著服を出さむ事は、其の力及ぶまじかりければ、右にて解除の趣意はしも、悉に立つ事なりかし、) ○用此は、右に謂ゆる白和幣・青和幣等の千座置戸の祓具を云ふなり、上に引ける、天武天皇五年御紀に、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造各輸祓柱、云々と所見たる用物と、全く同じ事なり、又、上に擧げたる、延暦二十年太政官符なるを見るにも、祓物と云ふは、其の解除に出す所の贖物は云ふも更なり、其の解除を行ふ時に當りて、其の用ふ可き限の色物を、悉に出さしむるを云ふなれば、此に、素戔鳴尊より輸さしめ奉れるも、八百萬神等

の此の祓處に集會はして、其の解除の事を執り行はるゝ料物の、皆を出させ奉りて其の用途と成せる由になむ有りける、○解除竟は、祓はせ奉り終へて、次に素戔鳴尊を處分する所なり、即ち祓ひ盡して、一物をも残さざる謂なり、偕、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣、至使拔髮、以贖其罪、亦曰拔其手足之爪贖之、又第三一書に、即科素戔鳴尊千座置戸之解除、以手足爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と有るは、此に、科罪於素戔鳴尊、而責其祓具、云々と有るに當りて、即ち右に註せる用此云々と見えたる、即ち解除の用物を輸さしめ奉らるゝ事なり、若て、此に解除竟と有るは、其の祓具已に備はりて、其の解除の所作を成し行ふ事を云ふなり、其は、傳十七にも註へるが如く、素戔鳴尊の此度なるにも、解除と水滌とを兼ね行はれたる事にて、其の時の水滌の事は、紀記には如何にしてか傳へ漏されたる事なれども、古書中に、髓に所見有りて、已に其所に註へる如くなれども、水滌も、其の解除を行ふに就きて有る事なるが故に、其の廣き方を以て、解除竟と、如此しも傳へられたる者になむ有りける、(其の事は、傳十七卷に云へるが如く、伊弉諾大神のは、穢惡に觸れさせ御在し坐しける故に、御身滌の方主と成り、素戔鳴尊はしも、罪過を犯させ御在し坐しけるを以て、有の限りに物を輸させ奉られしなれば、此は解除の方を以て、主と立つる理なるが、相共に、其の二ながらに行はせ給へるにてぞ有りける、) 若て、其の解除の所作と云ふは、第三一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭、而宣之焉と有る是にて、大祓詞に、天津罪止云々、國津罪止ハ云々、許々太久乃罪出武、如此出武、天津宮事以武、大中臣天津金木乎、本打切、未打斷武、千座置座爾置足渡志武、天津菅曾乎、本打斷、未打切武、八針取辟武、天津祝詞乃太祝詞事乎宣武、

云々と所見たる、此の所作を行ひ給へるを云ふなり、然して、天津金木、天津菅曾と云ふは、被に用ふる大麻の事に、儀式以下に、中臣奉大麻と有る是なり、神宮古記に、天津金木串料、天津菅麻四手料と云ひ、伯家被法に、贖物一座毎、金木八本、菅麻平、夾、置足、須也と有るは、然すがに古傳の遺れる者と見えたり、古今戀四「大麻の引く手數多に云々」の顯註に、「大麻は被するに陰陽師の持ちたる串に刺したる四手なり」と云ひ、袖中抄十七（十一丁）に、「中臣の天の須賀曾を斷つ身潔祈りし神は今日の例に」顯昭云、須賀は菅なり、曾は麻なり、被には、麻も菅も入る物なる、初句の中臣は、中臣被の心なり、中臣の太祝詞事とも詠めり、孫姬式云、裂菅麻、尙禱神云々と有り、此の二を合せて、其の趣を知るに足れり、然して、拾遺愚草に、「誰が身潔同じ淺茅の木綿懸けて先づ打ち磨く賀茂の川風」と詠めるは、麻と同じ名の淺茅を共に懸くる義にて、茅と菅とは、同種の物の異名なる由、傳十七に註へる如くなれば、其の天津金木を串として、淺茅と青麻とを清々しく取り垂て、大麻とは爲しつるなりけり、又此を齋申と云ひ、後には被申とも云へり、祝詞考に、「萬葉三（四十五丁）に、木綿手次、可比奈爾懸而、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、六（十九丁）に、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、住水丹、潔而益乎、又神樂酒殿歌に、也戸久毛能、奈可奈留久毛乃、奈加止三乃、安萬之古須介乎、佐支波良比、以乃利之古止波、計不乃比能多女など有るを引きて、其の説に、古の被には、割きたる菅を、手に取り持ちて、塵などを拂ふが如き態を成しなりけり」と云はれたるが如く、其の割被を以て、千座置座の上に積み置きたる被柱を打拂ひつゝ、其の解除之太諱辭は宣り申されたる事、傳二十に委しく註せ

るを見て、其の時の狀を想ふ可き者なりかし、釋に、問云、被具人形、解繩、其意如何、先師申云、人形者、所謂、素、菱、鳴、尊、之、濫、觴、拔、手、足、之、爪、贖、其、罪、身、代、之、義、也、號、贖、物、是、也、解、繩、者、解、謝、罪、也、散、米、者、解、謝、其、罪、以、米、分、散、之、義、也、口、訣、に、於、被、具、今、置、人、形、解、索、散、米、者、災、移、人、形、禍、切、索、解、如、散、米、被、除、儀、也、又、纂疏に、解除謂解禍難除汚穢之義也、後世、被具有人象、解繩、散米等物事、人象移其禍於彼之謂也、解繩者、其禍如糾繩、故解去也、散米者、已解而又散之也と見えたる、實に然る説にて、其の源此に在る事、云ふも更なる者なりける、右等は後世に起り始まる事の如くなれども、此の天津宮事に本著きて、古人の定めたりし者なり、偕、谷重遠説に、解除、被謝罪過也と云へるは、唯字に就きたる説にして、委しからざるなり、通證に、解除字出後漢蔡邕傳、註謂謝過也、論衡曰、世信祭祀、謂祭祀必有福、又然解除、謂解除必去凶と云へる、其の字を用ひられたりし者なり、○以神逐之理、逐之は、神逐布倍伎理能麻適麻逐比伎と訓むべし、舊訓非なり、此の神逐之を神逐布倍伎と訓めるは、八洲起元章に、理當先唱と有る、傳四に註へるが如く、理とは、物の條理を云ひて、其の當然に成ると成し行ふ可き事を云ひて、即ち法を云ふなり、以て麻適麻適と訓む由は、次に云ふべし、逐之は夜良比伎と訓むべき所なれども、下に、逐之、此云夜羅賦と註せるは、其の言の居りたる方を以て註せる者なり、第三一書に、諸神噴素菱鳴尊曰、汝所行甚無賴、故不可住天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有る、共逐降去と有ると等しき所なるなり、（本に、以神逐之理を、神逐比能理母氏と訓みたれども、神逐の理と云ふ事は有るべき、其は、中頃、訓詁に委しからざりし程の、僻訓にこそ、）神逐

之理と云ふは、解除の事已に竟へて、其の罪に處く可き道を科斷る事にて、右に引ける第三一書の趣是なり、履仲天皇五年御紀に、車持君罪有りければ、則負惡解除・善解除、而出於長渚崎、令被禊、既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分_レ之奉於三神と見えたるも、同じ例なるにて、上は解除を云ひ、其の事竟へて、次に、既而詔之曰云々は、其の罪を科斷らせ給へるなり、若て、上に引ける延曆官符に、定准_レ犯科_レ被_レ事、一大被_レ料物、云々、右闕_レ意大嘗祭事、及同齋月中、弔喪問_レ病、判_レ署刑殺文書、決_レ罰食_レ六、預_レ穢惡之事者、宜_レ科_レ大被_レ、所_レ輸雜物、具如_レ前件、官人有_レ犯、兼解_レ見任、云々と有りて、被_レを科せて後に見任を解かるも、全く上の二例に異ならざるを思ひ合す可し、理と云ふは、神祇令に、凡散齋之内、云々、亦不_レ判_レ刑殺、不_レ決_レ罰罪人と有る判を、許登和理と訓み、職員令神祇伯に、總_レ判官事と云ひ、左大臣に、總_レ判庶事と云ひ、左大辨に、糾_レ判官内と云ひ、刑部省に、卿一人、掌_レ鞠_レ獄、定_レ刑名、云々事と有る、義解に、謂_レ覆_レ審解部所_レ鞠、與_レ判事以上共_レ斷_レ定也と見え、大判事二人、掌_レ案_レ覆鞠狀、斷_レ定刑名、判_レ諸訴訟など有る是にて、法を云ふなり、獄令にも、凡_レ犯罪、皆於_レ事發處、官司推斷、云々、凡_レ犯罪、答罪郡決_レ之、杖罪以上、郡斷定送_レ國、云々、凡_レ國斷罪、應_レ申覆_レ者、云々、凡_レ斷_レ罪行_レ刑之日、云々、凡_レ流人科斷已定、云々など見え、法曹至要抄に、須_レ任_レ此律_レ取_レ科斷_レ矣と云ふ類の斷又は科斷の字も、共に許登和流と訓みて、同義の言なるなり、理の例は、續紀第十詔に、天下人_レ、君臣祖子乃_レ理_レ乎_レ教賜_レ比、趣賜_レ布_レ止_レ國有_レ良_レ志_レ慈母、所_レ思_レ須、第十一詔に、今日詔大命乃_レ期等、君臣祖子乃_レ理_レ還_レ忘事無_レ久、繼_レ坐_レ幸、第十三詔に、天下還_レ撫_レ惠_レ備_レ賜事、理_レ坐_レ君乃_レ御代_レ當_レ且、可_レ在_レ物乎、第二十三詔に、是以、此位避_レ且、間乃_レ人

在_レ且之如_レ理、婆婆_レ波_レ仕奉_レ倍_レ止、所_レ念_レ行_レ且_レ慈母、第二十八詔に、復_レ勅_レ久、惡_レ久_レ奸_レ岐_レ奴乃、政乃_レ柄_レ乎_レ執_レ天、奏_レ多_レ未_レ不_レ事乎、以_レ天、諸氏_レ々人等乎_レ毛、進_レ都_レ可_レ方_レ須_レ已_レ止、理乃_レ如_レ毛_レ不_レ在_レ阿_レ利_レ都_レなど有るは、物の條理を云ふ理にて、即ち傳四に註せるが如し、猶第三十五詔に、是以、此奴等毛、如是_レ久_レ逆_レ穢_レ心乎_レ發_レ天、在_レ計_レ止_レ方、既_レ明_レ爾_レ知_レ奴、由_レ此_レ天、理_レ波、法乃_レ末_レ爾_レ爾、治_レ給_レ倍_レ久、在_レ第三十六詔に、内外_レ二種_レ乃_レ人等_レ仁_レ置_レ天、其_レ理_レ仁_レ慈_レ哀_レ天、過_レ無_レ久_レ毛_レ奉_レ仕_レ之_レ米_レ天_レ志_レ可_レ等、念_レ保_レ之_レ米_レ天、第四十三詔に、其_レ等_レ我、穢_レ久_レ謀_レ且_レ爲_レ且、壓_レ魅_レ事、皆_レ悉_レ發_レ覺_レ奴、是以_レ檢_レ法_レ爾、皆_レ當_レ死_レ刑_レ罪、由_レ此_レ且、理_レ波、法_レ末_レ爾_レ末_レ爾、岐_レ良_レ比_レ給_レ倍_レ久_レ在_レ利、然_レ止_レ毛、慈_レ賜_レ止_レ爲_レ且、一_レ等_レ降_レ且、其_レ等_レ我_レ根_レ可_レ婆_レ禰_レ替_レ且、遠_レ流_レ罪_レ爾、治_レ賜_レ布_レ止_レ宣布_レと有るなどは、其の處分す可き事を理と云へるにて、此に、神逐之理と云へる理是なり、竊_レ疏_レに、神逐、言_レ諸_レ神_レ相_レ議_レ而_レ放_レ逐_レ之也と有るが如く、諸神相議りて、高天原には住ませ奉る可きならず、葦原中國にも居らしめ奉る可からざる理なるを以て、其の理の隨に神逐ひ奉る可き律なる事の、此にして定まれるを云ふなり、(谷重遠説に、以_レ神_レ逐_レ之_レ理_レ逐_レ之_レ者、諸_レ神、喻_レ素_レ戔_レ鳴_レ尊、以_レ罪_レ過_レ斥_レ逐_レ之_レ說_レ服_レ其_レ心、然後_レ逐_レ之、是_レ罪_レ責_レ犯人、而不_レ容_レ私_レ之_レ道也と云へるは、此の理と云ふ事を、甘く説き得たりし者なり、)以_レを、麻_レ邇_レ麻_レ邇とは訓むべからざる字なり、然れども、此を母氏と訓みては、漢籍訓に近くして、落_レ著_レかぬを、右に引ける法乃_レ末_レ爾_レ末_レ爾と有る例に隨ひて然_レ訓_レみたるなり、逐_レ之_レは、此の下に、逐_レ之、此云_レ波_レ羅_レ賦と有れども、山_レ蔭_レに、波_レは夜_レの誤なる由云はれたるは、實に然る言にて、正_レ書_レに、竟_レ逐_レ降_レ焉、第三一書に、乃_レ共_レ逐_レ降_レ去_レなど有る、共に夜_レ羅_レ賦と訓み、殊に、古_レ事_レ記_レには、正_レしく神_レ夜_レ良_レ比_レ夜_レ良_レ比_レ伎_レと見えて、其の誤著ければ、今、夜_レ羅_レ賦に改め、古_レく此_レの逐_レ之_レを、波_レ羅_レ賦と訓みたるをも正_レし訓_レみつ、其は、右に解除竟と有りて、今

將、重ねて祓とは云ふまじき所なればなり、此の神遂に依りて、素戔鳴大神の御心、清々しく成らせ御在し坐して、天下に二無く尊き御功共の御在し坐しける御事など、委しくは、傳十七に云へり、必ず考へ合はす可くなむ、又此に然神遂はれさせ奉り給へる後に、再び上らせ給へる御事に就きても、猶申し顯はし奉る可き御事少からぬを、其は、傳二十に註してむかし、(世の識者、此の神遂の御事を深く思はざるが故に、此の大神の御事とし云へば、甚く惡し狀に申し奉るこそ心憂けれ、其の逐ふ諸神にも、逐はれ給へる此の大神にも、決めて、去り敢へぬ所由有る事なり、) ○神祝祝之、此云_三加武保佐保佐枳枳_二の十五字は、當に、上に、祓具此云の以前に在るべき事なり、善本を得て、正し改む可し、○逐之、此云_三夜羅賦_二の説、上に出づ、

安政四年六月二日始焉、至于七月十三日、百九十五張成、同二十三日終之

昭和十三年七月二十日印刷
昭和十三年七月二十五日發行

鈴木重胤全集 第四

(非賣品)

編輯者兼
發行者

樹下快淳

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地

東京市本郷區眞砂町三十六番地

日東印刷株式會社

印刷者

龜谷良一

不許
複製

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地

發行所 鈴木重胤先生學德顯揚會

振替東京一五五五〇七番

741
49

終